

鳥名便覽

なく、彼の好事癖でもあつたが、主として彼が新知識を取り入れんとするの、熱心の餘であつた。
文政十三年には、以前より飼育せる衆鳥の和漢、洋名を研究し、四百十五品を得て、鳥名便覽と名けて、之を刊行した。

始めて羊毛を織る

吾聞く、寛政の頃にヤカ脱アル旨やありけん、綿羊を外つ國より貢ぎけり。其蓄養且毛織の事を官醫
蓋江長伯氏に掌らしめ、江戸巢鴨郷に甘部を定め、こゝにつどひ養ひけるに、年經ること蓄息す。
遂にはあまたの數となりぬ。時に大城の西なる官園の中に新におもやを建て、夏きにければ、其
を芟取り、これを晒し、これを紡ぎ、眞の毛織の業初めて始りける。さりとても未だ諸侯の藩に
これを織る處なし。公國人にこの機をおろさせんことを深く計らせ給ひ、嘗てより羊をうるまの鳥
り購ひ得て蓄息せしめ、また臣榮に任じて國人に其業を學ばしめんとす。臣榮謹みて命をうけ、文
政元年戊寅の春、同藩の坂元澄明、小川富吉を假に予が弟子となし、長伯氏に屬けて其業を學ばし
む。既に一歳を經にければ、つばらにこれを學び得て、翌己卯の夏歸國し、是より羊毛の紡織藩府
にても成りけれど、綿羊の蓄息未だ多からざれば、今その蓄養を専らとせり。(仰望節錄附餘)



(藏所氏山上鳥兒鹿) 像畫門衛左笑所調

第七章 調所笑左衛門の財政整理

【三〇】 調所笑左衛門を擢用す

薩摩の財政困難

笑左衛門の立身

如何なる大名も、多少財政困難に悩まぬものは少かつた。幕府彼自身さへその通りであれば、其他は類推す可しだ。特に薩摩は島津重豪の積極政策や、其の將軍家齊の岳父たる爲めやら、重豪、齊宣の二隠居、當主齊興、世子齊彬の四個の世帯や、其他種々の事情の爲めに、格別の經費を要し、頗る財政に窮し來つた。此に於て遂に調所笑左衛門を起用するに至つた。抑も彼は何れぞ。彼は川崎良入と稱す、安永五年二月生れ、天明八年調所清悦養子となり、友治と名け、寛政二年十五歳にして、表坊主に出仕し、清悦と改めた。寛政十年以來、重豪附となりて、奥御茶道となり、笑悦と改名した。時に二十三歳。彼が重豪の信用を博するに至れる端緒は、此に始つた。

江戸詰と
なる

文化八年には御茶道頭となり、同十年七月には三十八歳にて、御小納戸に轉じ、笑左衛門と改名した。彼は此の如く、茶道役から、本筋の役目に轉じたのだ。斯くて文化十二年、四十歳にして御小納戸頭取、御用取次見習を命せられ、文化十五年には御使番、文政五年には四十七歳にして町奉行となり、文政七年には御側御用人、兩御隠居様（重豪、齊宣）御續料掛を命せられ、定府となつた。即ち専ら江戸にゐることだ。

財政愈よ
逼迫

然るに薩摩の財政情態は、重豪の晩年には、愈よ逼迫となつて來た。舊御藩の御財政、文政七八年に至り、多年の負債五百萬兩の巨額にて、其頃芝（齊興）高輪（重豪）白金（齊宣）の御子孫御繁昌、臨時御吉凶の御入費多く、御産物料も、其年々の御用途さへ備はらず、既に御參勤御交代も、難レ被レ爲レ整、大坂銀主共にも出金せず、屢方法を改めらるゝと雖も、皆失約となり、如何ともする能はず。榮翁公（重豪）宰相公（齊興）深く御苦心、御改革の方を設けられ、調所廣郷（笑左衛門）へ被レ命しかども、廣郷幼年より茶道にて、君側

調所に整
理を命ず

に長じ、全く財政を知らず、堅く辭すれ共、免されず。止を得ずして、大坂に出で、濱村孫兵衛等を語ひ、五人の新組銀主を立て、都て産物を以て支辨するの法にて、第一三島砂糖を本にして、米、菜種子を精良にし、江戸、京、大坂、鹿兒島共に百事改正し、才に任じ、能を使ひ、財政運行、御改革良緒につきたる時、御老公（重豪）御薨去、重て宰相公（齊興）より廣郷へ命せられたり。

調所の人
物

廣郷金穀の道に疎しと雖も、性質忠實聰明にして、寛弘の量あつて、人を容れ、能く下を懐け、亦壯年の時は酒を好み、角力を喜び、財を輕んじ、倜儻の風ありしが、大任を受けてより、酒は献酬に限り、角抵を見ず、圍碁將碁を嫌ひ、茶花を弄せず、嗜欲を制して、己に克ち、皆力を公事に盡し、寸陰を惜むの志あり。また貧賤の時、人の恩ありしに報ゆるは至つて厚く、終身忘れず、矧んや君恩の重きを荷ひ、常に報國の心深かりしが故に、公事には終日端坐し、徹夜倦ず、私財を抛つと芥の如し。

君公の信

榮翁公を重ずると鬼神の如く、御在世御側へ金なき日、御用部屋より差出せば、必ず堅く御返しあり。何れも御用なれば御返しには及ぶまじと申し上げても、いや／＼金と云ふものは、猥りにするものに非ずと仰せられしと。廣郷旅中金の乏しきともありたるかと察すれ共、更に恣にするとなし。右性質多年御左右に召使はれ、爲レ被レ知召一故に、御兩公被レ仰合、御改革の大任を命せられたるが。二十餘年間、死に至る迄、一日の如く勉めたるは、忠實と申す可し。(海老原清熙家記抄)

窮迫切り

何れにしても調所笑左衛門、擢用せられて、漸く財政の窮迫を切り抜け、而して更に進んで其の財政をして、餘裕あらしむるに至つた。

【三二】 財政の困難と其の救済

月俸支拂に能はず

當時薩藩の如何に財政に行き詰まりたるかは、左記の通りだ。

本藩財政御至困、文政の末に至つては、百事皆廢頽し、江戸詰の人員月俸も、初め二三ヶ月より、段々五六ヶ月、十ヶ月となり、終には十三ヶ月渡させらるゝ能はず。今にして考れば、數百の詰人數、能くも其日を過したり。夫に準じ、諸買物代金、人足の賃銀も同じく、留守居を初め、新番馬廻等御使を勤むるにも、駕籠の人足を給すると能はず。歩行にて勤め、年末の増遣は、目録は送つても、金を興ふると能はず。諸邸の修繕等は表の門、玄關等迄の修繕掃除し、邸中草長じ、馬草とするとなりしよし。餘は推して知らる可し。藩主御參勤交代も、御病氣御申立を以て、江戸に御滯府にもなり、或は御參勤の時、西の宮に御止宿在らせられしに、大坂より、借金取押掛け、實に國家御興廢の境に及び、榮翁公(重豪)齊興公、御寢食を安んせられず、大坂に於ける御財政を改められし爲め、屢ば人を換へ、御所方ありたれども、従前の御負債五百萬兩の巨額に及び、折しも御子々孫々の御繁殖、養子婚嫁の御出

參勤交代に能はず

坂中面々
一金も出
さず

調所の努
力

斯る切迫の場合に於て、調所笑左衛門は、重豪及び齊興の命を奉じ、之を切り抜くるの責任に當つた。

先年來、御所帶方連々御不線合被爲成立、既に去る戊亥子年(文政九、十、十一)頃には、極々御難溢にて、御公務も難被爲整候付、無據御改革被仰出候。右取扱御直私へ被仰付、誠に以恐入仕合奉存候。然處私事多年難有御側へ被召仕、御勝手方經濟向之儀は、全く不案内の上、夫迄之間、毎度御趣法替被仰出、何れも盡手數候得共、御線合立直兼候上之儀に御座候得ば、所詮御趣意通勤應じ可申儀難調奉存候。乍

大坂銀主
の手切

大坂銀主
の手切

恐御斷申上候處、御許容不被爲在、猶又嚴命之趣承知仕、何共重疊奉恐入、御受申上、則上坂仕、古銀主共へ、無和理出銀頼入候得共、皆共手切之御斷申出、又は不都合之儀を申出候者も御座候間、不及是非古銀主共儀は申斷り、新銀主頼入之儀取掛候處、夫迄及數度御借入金御返済御違約之末に御座候得共、何様手堅さ仕法にて相談仕候ても、一切取受不申、其内には、適々熟談に可至哉と被存儀も、俄に手違能成候。何分以前之仕向見懸居候故、一圓染付兼、出銀御斷申出候得共、再往御趣意理解頼談仕候處、種々御難溢、或難二聞捨一程之事も承り、毎度短慮も差起候得共、其意に任せ候得ば、不都合差見得候付、乍殘念一胸を押へ、一向に出銀頼入爲申次第にて、其時分は實に寢食を忘れ、心痛爲仕儀は、今更筆舌にも難盡御座候。然る處段々日數を経候内、自然と實意相通候哉、銀主共疑心解立、出銀可致氣受に成立候間、御改革、御趣法立之儀申談、凡内定仕置、猶出府之上御請

つ銀潮
主と新
立組

重豪と
主との
對

可仕との儀にて、亡平野屋彦兵衛等出府仕、御目見迄も被二仰付一。
 以上は調所笑左衛門が、自から記して、他日藩主に差出したる書付の一節だ。
 又た笑左衛門の部下であつた海老原清熙の所記によれば、
 笑左衛門改革の御命を受け、大坂に到り、恥を忍んで依頼すれども、應ずる
 者なく、營に應ぜざるのみならず、侮謾面辱を興へ、後には面會せざるに至
 り、何ヶ度も刀の柄に手をかけ、死を決するに及んで、濱村孫兵衛等見るに
 忍びず、平野屋五兵衛外四名を語らる、新組銀主を立、當座の御用を携へ、
 江戸に罷出、榮翁公へ調したるが出金の初にて、爾來五名より出金せり。
 と云ひ。更らに榮翁との對面に就ては、左の如く記してゐる。
 笑左衛門平野屋彦兵衛、濱村孫兵衛と同行して、江戸に出、重豪侯へ復命し、
 兩名の拜謁を願ひたれば、明日出べしとして、翌日高輪の書院にて初謁の禮終
 り、庭中の小亭にて、重豪侯へ面謁あり、常の挨拶あつて、従前より財政困
 迫の事由を委しく演説せられ、今日に至つては、諺に路頭に立と云ふことあ

文銀主
の注

重豪の返
答

れども、予が今日の景況は立所ではない、路頭に寝て居るのぢやから、各
 深く察して宜く頼むと、辯舌滔々流る、如く説かれたるに、彦兵衛少し頭を
 もたげて、恐れ入たる尊命、畏り奉る。夫に付一言申し上度は、是迄御用
 金の節、御家老様や御用人様が、御出坂堅く御約定の上、御用達仕候へ
 ば、亦外様御出坂となり、御用金承知仕、其儀は先に御約定仕候と
 申上れば、夫は何某の致したる事にて、此節は亦別途の事と承知仕り、左
 様に區々の御事にては、私共にはどなた様を御相手に可仕様もなく、困
 り入事候。問、此節は笑左衛門様と、堅く御約束仕りたることなれば、
 此度の儀は、御成就相成申では、笑左衛門様は、御替りなき様奉願と申
 したれば、重豪侯答に、其儀は罷成らず、笑左衛門も予が意に適はぬ取扱
 すれば、直にかへねばならず、去ながら是迄は其方杯に引合なしにかへたれ
 ど、以後は一應引合の上にかへるから、左様に心得よと申されしかば、兩人
 拜伏したり。偕今日緩々致すべし、後も亦出可しと内に入られたるに、兩人

銀主等の

は高樞に倚り、暫時茫然として居たるが、平野屋濱村に向ひ、孫さんはまでの事が出来なんだ筈ぢやといへば、濱村なせにと云、平野屋今日拜謁して見れば、殿様が御家老様で、御家老様が殿様ぢやから、何で出来る筈がないと、大に感服し、金を納て、江戸の用を終へた。とある。當時重豪は八十四、老いても尙は當年の英氣は、消磨しなかつた。彼が一會見は、實に大阪商人を感激せしめずには止なかつた。

重豪の叙位

卯(天保二年)正月十九日殿中沙汰書

松平榮翁先代 松平兵庫頭

松平榮翁事隱居以後近年迄も國務無二懈怠一介助致し、殊に稀成高年に及び、且は御由緒柄別段之譯を以て從三位被仰付之

右於三御白書院縁類一老中列座和泉守申渡之

兵庫頭は當薩摩中將齊興の息侍從齊彬なり。榮翁老侯在職中に從四位上中將に至る。

三月の初旬高倉黄門の歸洛を送りて品川へ住けるとき、久留米藩の松岡清助父子も座中に在けるが、黄門出られて、諸方の談に及びしに、清助曰、榮翁公近頃御昇進ありて京都より何か官服來りしに、公曰ふ、善々武家は十徳然りとて顧みもし給はず。さてく豪邁なる御方なり。侯の齡今已に八十七に達べり。と〔甲子夜話續篇〕

【三三】 重豪財政整理を調所笑左衛門に委任す

砂糖の改

若夫れ薩藩財政整理の方法としては、先づ國産たる砂糖の改良に著手し、延いて其他に及んだ。

三島の砂糖を初め、御國産を精良にするに從事す。砂糖、米、菜種、蠟、其他の品、皆下品なりしを、精に入り微を窮め、後には諸國の産に冠たりしは、能く其人あつて、所施の遺漏なきが故なり。一兩年を越さずして、改革

米穀種俵
裝の改良

の道、緒につきし時、榮翁薨せられ、齊興公倍々嚴令せられて、日に月に産物の品價を増せり。
米改良以前は、米の調べより内實細俵の粗なると、他藩にも類なく、堂島米卸場へ落散の米粒地に満つるを以て、掃き女の用至て多く、薩摩米の卸場は、地價も大に貴かりし由、菅だに大坂登せに限らず、藩内御扶持米も、同じく馬背より道路に落散せしと多かりしに、御改革以來肥後米に擬ひ、細俵を精造し、一粒も漏るゝとなく、菜種又同じく、菜種は後には、紙の袋に入れて、吠に入るゝことになり、種子の品も上等となりしが故に、價も諸國に冠たりし也。

財政基礎
確立の爲

重豪の三
條命令

調所笑左衛門が、此の如く藩の物産を興し、且つ改良したる所以は、單に刻下の急に應ずるばかりでなく、財政の基礎を確立せんが爲めであつた。
改革の著手は、文政十一年頃であつたが、當時はまだなかく、其の成否の見當が附かなかつた。其の愈よ可能的見當の附いたのは、天保元年の春三月の頃、

佐藤信淵が薩藩猪飼某の求めに應じ、薩藩經緯記を著し、五十萬兩積金の方法を進言したに基づく如くである。同年十二月、重豪は左の命令書を、調所笑左衛門に與へた。

一 金五拾萬兩

右來卯年(天保二年)より來る子年(十一年)迄相備候事。

一 金納(一名御手傳金とも唱ふ)并非常手當(軍用金)別段有之度事。

一 古借證文取返し候事。(大阪、江戸、及鹿兒島等負債)

右三ヶ條之趣申付候事。

年來改革幾度も申付置候得共、其詮無之候處、此度趣意通行届、満足之至に候。就而は何れ萬古不易之備無之候ては、實に改革とも難申、仍て來卯年(天保二年)より、來る子年(天保十一年)迄十ヶ年之間、格別令ニ精勤申付置候。三ヶ條之極内用向、濱村孫兵衛へも申談、右年限中可致成就事。右大事申付候上は、爲筋之儀は勿論、何篇不ニ差置一家老中へ申聞、時々の

財政一切
の委任

第七章 三二 重豪財政整理を調所笑左衛門に委任す

無^レ滯其方存慮通取計可^レ致、尤大坂表之儀は、往返致候ては及^ニ延引^一候に付、取計置、追て可^ニ申出^一候。(即時斷行、事後承諾を請ふ可しとの儀)此旨豊後守(齊興)へも申談、急度申付候條、異議有^レ之間敷、仍て如^レ件天保元年 寅十二月



印

御所受書

此の命令書に對して、笑左衛門の受書は、則ち左の通りだ。

一 金五拾萬兩
右來卯年より來る子年迄十ヶ年に、御積金相備候様可^レ仕候事。
但年の豐凶に依ては、年々御積金多少は可^レ有^ニ御座^一候得共、十ヶ年目に都合可^レ仕候。
一 御金納並非常御手當(軍用金)も、成丈け右外にて繰合候様可^レ仕候事。

一 古借證文儀は、追て取返候様手段可^レ仕候事。

但銀主共存慮に寄、應對出來兼候分は、不^レ及^ニ是非^一併夫々渡方相整御差支無^レ之様、取計候は、取返候も同様之儀と奉^レ存候。
右は年來御改革幾度も被^ニ仰出^一候得共、其詮無^レ之候處、此度御趣意相貫別て御満足に被^ニ思召上^一候。就而は萬古不易之御備不^ニ相建^一候ては、實に御改革とは難^レ被^ニ思召上^一、仍て來卯年より來る子年迄、十ヶ年之間、格別精勤仕、厚思召之御趣意、奉^ニ汲^一受^ニ御請^一仕候様、右に付ては、御爲筋之儀は勿論、何篇不^ニ差置^一、御家老中へ申聞、時々無^レ滯、私存慮通取計候様、且又大坂表之儀は、及^ニ往返^一候而は、御間後相成候に付、諸事取計置、追て申出候様承知仕、寔に大切成取扱、殊に大造成御備金旁、容易御請難^レ仕儀御座候得共、不^レ輕御朱印を以て、私式へ格別之極密御内用被^レ爲^ニ御申付^一候儀、何共冥加至極、身に餘難^レ有^ニ仕合^一奉^レ存候。依^レ之濱村孫兵衛江も申談、晝夜差はまり、急度思召通御積金等相備

御所の感

候様可仕候。

但右大業被仰付候付ては、以來年分之御入價相増不申様、猶是迄追々被仰出置候御減少筋は不及申、御産物御繰登品等、連々相増候様、諸向一統掛心頭取扱可致旨、分而被仰渡一度奉存候。

右者思召を以て、被爲仰付、格別成極密御用之御趣意汲受、奉畏候。仍て御受證如件。

天保元年寅十二月

調所笑左衛門

廣郷印判

重豪の明

此の如く彼は財政整理に關する、大體方針に據りての委任を受けた。乃ち此の委任狀を握りて、彼は存分に其の手腕を揮うた。彼の材も稱す可きであるが、重豪が人を見て能く任じたるも、亦た多とせねばなるまい。

重豪歸國を止め一意調所信任

一、天保三壬辰二月、大目付格、勤方は迄之通、被下方體而是迄之通、年五十七歳。右之通御役替被仰付候。左候而江戸御國許共是迄之通御用部屋御趣法方御用專取扱、右御用透に者御家老座一圓之内え相詰居、表井御勝手方御家老方、御用も承候様被仰付候。
一、右者御所帶方連年御難澁成立、其上、近年難被捨置、御入價追澁三都之御借財莫大に而、御産物大坂被二繰登候而も其詮薄、依而公邊御勤向も難被爲爲整、誠に危急存亡之御時節御到來に付、太守様、三位様深御配慮被遊、厚思召を以御改革被仰出、御國元大坂等え年々被二差遣候所、御趣意通抽誠至極之御都合相向、御滿悦被思召上候。尤此節之御趣意、至二後年一候而も、萬一宸通兼候時者、又候以前に倍御難澁彌増、御勤向は勿論、御國中御扶助も難被爲爲整、其期に至り如何様の御趣法取企候共、其詮無之、晝夜此事而已。三位様(重豪)類に御配慮被遊候。就而は御老年に被爲在候得共、今一度御國許え御下向被遊、右等之御趣意互細に御家老中えも御直に被仰達、且大坂表御金繰之儀も得と御指揮被爲置度被思召上候得共、遠路之御旅行、兼而御臺様より堅御差留之御事、其上、御老年に被爲及、迺ち、御旅行不爲爲整。故、深、御勘考之上笑左衛門え、三位様御眼代被仰付候間、御國許其外共諸事承届可致言上候。左候而此度之、御趣意萬代不朽有之候様屹と取扱可致候。勿論御趣意汲受薄者も有之候は、不差置二其段早速申上候様譯而被仰付候。

右之通被仰付候旨、太守様、三位様被仰出候付、去る廿五日御格之通申渡候。

第七章 三三 重豪財政整理を調所笑左衛門に委任す

〔薩藩天保度以後財政改革願末書〕

五百萬兩
古借金

【三三】 五百萬兩古借金の處分

古證文捲
上げ手段

急場の用は、一時の融通にて、兎や角切り抜くるも、五百萬兩の借金は、實に當時の薩藩に取りては、大々的重荷であつた。其の古借證文取返しは、重豪、齊興から、調所笑左衛門へ、委任條件の一となつたとは、當然の事だ。然らば彼は如何にして之を成就した乎。當時一年分の産物料總高は、十四萬兩餘にして、年々歳入不足は五萬兩以上に及んだ。而して五百萬兩の利息は、一割として五十萬兩、五分としても二十五萬兩、されば利拂さへも出來く可き様はなかつた。されば笑左衛門が、此際濱村孫兵衛と相談の上、古證文捲上げの

其の方法

手段に出でたのも、彼としては是非もなき事であつたらう。今や彼が自から陳べたる所を記すれば左の通りだ。

年賦償還
仕組

三都並南都、御國元御借財之儀、御改革御發起迄之金高五百萬兩相及、御利拂等之道付兼候付、不得止事一往者被レ及ニ御斷一乍然孰れも無レ據金筋之儀故、追々とは御返濟之廉可ニ相立旨、譯而被ニ仰付置候處、其後五ヶ年も相過、去る申年(天保七年)に至り、未御金繰乍ニ御難澁、極御内用計を以、京、大坂之分者、本金千兩付、四兩宛之宛を以、年賦本入之仕法相初、被ニ渡置候證書者取揚預り置、別段通帳相渡、右金高書載候仕向にて、江戸之儀も、翌酉年(天保八年)より同様渡來申候處、莫大之御借財、先無ニ異儀一治定之形罷成申候。依レ之年々右爲ニ割濟、於ニ大坂一金二萬兩差分、右之内より京都、江戸へも差廻、御内用方掛之者共掛置、極密之計を以、渡方取扱爲仕申事御座候。然者此一條者御改革方肝要之大事にて、中々右様之時宜に者至り兼可レ申事に御座候處、全御威光之

仕方貫徹の存意

一筋を以て、是程之治定に罷成申候得共、右御借財之内には、拾六萬兩を頭にて、數萬兩之出金仕居候得共、總宛之御割渡に而者、内心承服可仕譯者無御座候間、自今以後右へ被掛置候御役々御改革以前、極々御難澁之時節、無御座候御改革被仰出候御趣意を忘却仕萬一本意を取失ひ候時者、大層之御借財亦々以前に立復り、御改革忽崩立可申儀者、眼前に差見得。左候得者、是迄深被遊御配慮候御事、空敷相成候段、奉忍入候儀者申上に不及、乍恐私にも御改革被仰付候以來、晝夜心痛仕、千辛萬苦を經、乍漸是程迄運立候儀、誠に以殘多次第奉存候。勿論其期に至り候得者、縱令如何様之智術を用ひ申候而も、御趣法再興仕候儀無覺東。就而者御國家之御危難にも、被爲相拘候御事御座候間、往々御内用掛之御役々、右之旨厚相心得、御趣意を貫、永年治定之御趣法相居、追而以時節預り置候證書並渡置候通帳、共に取返、消除候上ならでは、實々被遊御安慮候御時節

大坂銀主物議

とは難申上御座候間、右之趣爲相合、聊緩怠之儀無之様、被掛置候御役々へも申渡、取扱爲仕申候。〔財政改革由緒書〕
 尙ほ此事に就て、調所の股肱であつた海老原清熙の語る所によれば、左の通りだ。

天保六年の冬、三都其他の舊負債五百萬兩に及びたるを、一洗の方を設けられたるは、至難の事にて、専ら濱村の策より出たる事か。……其翌年濱村入牢の後、大坂三郷拂にて、泉州堺に居たり。去共其方法は、年々二萬兩づゝ差分け、大坂、京都、江戸にて、金員に應じ、二百五十ヶ年賦の割にて、通帳へ書載渡したるとなり。百年以上の古借もあり、亦改革の涯迄出銀したるも多く、一時大坂中不服を鳴し、大に物議を生じ、其罪濱村へ歸したり。三位公(重豪)の餘威にて、濱村迄にて済たるなる可し。と云うてゐる。如何に調所と濱村とが、辣腕を以て、借錢證文を捲上げ、債主をして、啞然たらしめたるか、想像に餘りあり。而して此れが爲めに、大坂

調所濱村辣腕

に於ける物議を起したるとも、當然だ。要するに濱村はその犠牲となつた譯だ。しかし重豪もこの爲め幕府の咎を受けたかの如くである。天保七年四月、幕府への献金は、其の爲めであつたかと察せらる。

國元古借
金處分

尙は彼は鹿兒島に於ける、古借金をば、左の方法にて處分した。

御國元往古より之御借入銀、太分に相及居、御改革後者、元利共に不レ被レ下候得共、後年之煩相成事御座候處、御借狀差上切願出候者共有レ之、願通被ニ仰付ニ身分品能被ニ仰付ニ候處、追々差上切願出、都而願通被ニ仰付ニ候、此金高大分に及び、最早古御借狀残り、少相成候事御座候。と云うてゐる。即ち證文引き換へに、それ／＼身分を取立たものだ。此の如くにして五百萬兩の古借金の證文も、それ／＼片付けた。

五百萬兩
片付

〔三四〕砂糖專賣

大阪人心
の不安

如何に調所笑左衛門が、濱村孫兵衛と相圖りて、古借金の證文を捲き上げたるとか、大阪にて人氣に障りたるかは、左記を以て知らる。

其年より、御通坂に、御邸に御止宿なく、山崎通りを、伏見より西の宮に御通行となりたるが、天保八年大鹽作亂の年、御下りの時、伏見より西の宮御泊に、淀川御下りに、天満大融寺へ御上陸にて、大鹽が放火の燒跡を御覽、兩町奉行所前を御通り、再び大融寺へ被レ爲レ入、西の宮御止宿となりたり。清熙大坂より伏見に罷出たる所、陸路を川に沿ひ、大融寺まで川御船を見送る可しと被レ命、又西の宮より備前片上まで被ニ召付ニ同所より御暇被レ下、大坂へ歸りたり。畢竟是等は人心見聞、且御警衛の爲めなりしなり。〔海老原清熙手記、齊興公御歴概略〕

此の如く薩藩主が、容易に大阪を通過せず、而して故らに大阪を避けて、西の

國産統一

宮に止宿するに至つたのは、如何に大阪の人心が、島津家に對して、不穩であつたかと思ひやらるゝ。

却説調所の財政整理の主眼は、三島の砂糖專賣を大本とし、米、菜種、其他の國産を大阪に上せ、之にて融通を附くるにあつた。三島とは大島、徳の島、喜界島にて、やがて他の諸島にも及んだ。

第一は大島、徳の島、喜界の三島は、皆官に統一して、従前の風を一變し、宮之原源之丞主任として渡島し、次には肥後入右衛門、綿密懇到、方を處する宜しく、其年より島民も安んじ、砂糖も品位を増したり。(同上)

此の如くして天保元年より同十年に至る、十個年間に於ける砂糖製産高一億二千萬斤、代金二百三十五萬兩に上つた。

右者御改革以前は、御物御定斤數の外は、諸人交易にて御座候處、斤目の不同、位の善惡に不拘、互に相争ひ買入れ、其上大分の拔砂糖、於諸所一買捌爲申振合にて、大坂直成別而下落仕候に付、天保元寅年御改革

砂糖專賣の勵行

被仰出諸人交易被ニ差留、島元製法方より、樽拵直し、一體之仕向手向申渡、人柄吟味の上、代官見聞役付役も被ニ差下、從來の仕向被ニ相改一就中拔荷之儀、別て嚴敷密々御取締、左候而三島は勿論、沖永良部島、琉球並新製砂糖迄も、無殘大坂御屋敷え爲ニ積登御拂候。猶亦樽風袋砂糖位等之儀者、追々申渡趣有之候處、御拂直段漸々相進み、右之通御利益相成申候。(調所廣郷履歴)

と記してゐる。

此の如く著々改良の功を奏し、直段も追々向上した。然るに諸國に於て、砂糖の産出増加し、その爲めに、下落を見るに至りたるは、是非もなき次第であつた。

砂糖直段の下落

然處近年は、諸國和製(原註 近年天草及び紀州、駿州、遠州邊或は土州等に、出産年々許多になれり)砂糖殖へ立、殊に昨年は國々別て豊作にて、舊冬より直段礫と下落致、當分に至り、猶以て直下の方に罷成、甚心痛仕罷在候儀に御

座候。當分之通諸國甘蔗作方繁茂致候得共、是迄の直成に引立候處、六ヶ敷被存、左候得ば、第一の御産物見込違に罷成、大坂御金線別て難澁仕。事御座候。(同上)

と云うてゐる。又た彼は、

第一砂糖直成下落仕候譯は、諸國共甘蔗作得の利益を覺、四國、九州、肥後、肥前、並紀州、泉州、又は駿遠參等、又は關東迄も植殖し、當時和製砂糖大分の出來高に御座候。(同上)

と云うてゐる。併し彼は決して砂糖の下落には、辟易しなかつた。砂糖以外尚ほ其他に、米、生蠟、菜種子、鬱金、朱粉、藥種、牛馬、鯨骨粉方、其他胡麻、雜紙、櫓木等、あらゆる物産を奨勵し、之を大阪に上せ、以て財政整理の用に供した。

調所笑左衛門は、實に無比の精力家であつた。而して彼は重豪の信頼を得、重豪死後は、亦た齊興の信頼を得、殆ど遺憾なき迄に、其の力を發揮するを得た。

其他の物
産奨勵

調所の精
力

【三五】 調所笑左衛門と琉球貿易

調所の職
務勉勵

如何に調所笑左衛門が、其の職務に勉強したかは、左記を見て知る可し。

年々國元を立て、九州中國を経て上坂し、國産の精疎出納より、江戸京都の續、琉球三島の用途、皆濱村と留守居金方と協議し、上京して、錦邸の百事を聞き、同じく伏見邸の事務を指揮し、近衛殿に出て調し、終つて東海道より江戸へ出で、三邸へ調し、百事具上し。其比江戸は、芝邸に齊興、齊彬、高輪に重豪、白金に齊宣、芝には詰の家老一名、用人一名居と雖も、大小出納の外も、可否皆廣郷と議決する故、奥表の諸務残らず聞ざるなし。三邸の外に、櫻田、南向堀端、品川、田町あり、趣法方に新納四郎右衛門初より改革を命じて、庶務を管す。其他幕府に關しては、詰の家老、職とする事なれ共、出納に與れば、皆廣郷と謀る。故に大小の事務至つて劇し。凡そ江戸を春末立て、東海道を經、京都に出、事を終て大坂へ下り、砂糖其他の産

登りたる頃なれば、入札の景況を見、七八月頃鹿兒島へ下り、又十月比鹿兒島を立て、其年末江戸に著するは、江戸の費用多きを以てなり。改革の初より恒例として、遅速長短あれ共、二十年間變らざりしは、江戸、京、大坂、國元、年々親ら見るに非れば、成功を遂げ難しと、重豪命せし故なる可し。

〔海老原清熙家記抄〕

五十萬金積立

而して彼が拮据經營の末、五十萬兩の金を積み立つるに至りたる次第は、左記にて知らる。

一 小判金五拾萬兩也

右者御改革被ニ仰付ニ御産物直増等取扱、年々御常式御臨時御入用者相備其外別段金百萬兩、御内々御積金相備候様。併先づ此涯五拾萬兩、濱村孫兵衛申談、御積金取計候様被ニ仰付ニ御請書差上置申候付、年々御常式御臨時外別段御金差分置候所、此度金五拾萬兩餘備仕、御國元並當所兩御寶藏(大阪邸)へ御格護仕置候間、此段御届奉ニ申上候以上。

調所の自殺

辰三月三日

天保十五年甲辰三月、大坂於ニ御休息所、御直に差上候事。

天保十五年は即ち弘化元年だ。當時笑左衛門は、六十九歳であつた。而して彼は嘉永元年十二月十八日、七十三歳江戸にて死した。此れは表向病死と稱したるも、實は自殺したのだともいふ。それは彼が琉球貿易に托して密貿易を行つたる事實が暴露し、幕府に對して其の責任を負うたが爲めである。傳へらる。されど實は自殺ではなく、病死であつた。それは嘉永二年正月廿九日島津齊彬が江戸より在國の臣村野傳之丞に與へたる書狀に、
一 笑吐血之事大圓寺にては無之候。宿に而之事に御座候。全く胃血之よしに御座候。最早死去之事も相知れ可申と存候。

琉球貿易

とあるによりて明かに證明せらる。元來琉球は、薩藩にとりては、英國の印度に於けるが如く、其の寶庫とも云ふ可きものであつた。而して琉球を介して、支那と貿易したるとは、恐らくは從

來よりの慣行であつたらうが、尙ほ左記によりて之を徴す可しだ。

一 銀五百枚

右者於ニ長崎表、唐物御商法の儀、公邊御差支之廉有レ之、差留被レ置候得共、琉球之儀、全く和漢通商を以立行來 候 國柄之故、品々無ニ御據ニ被ニ仰立ニ之趣相貫き、此節不ニ容易ニ御儀には 候得共、別段の御取譯を以て、都て以前之通被レ成ニ御免ニ候段被ニ仰渡ニ就而は御再願御發起より御内意向は勿論、晝夜心頭に掛け、拔群骨折御都合相成 候 付、別段之思召を以て、爲ニ御褒美ニ右之通御内々より拜領被ニ仰付ニ候。

八月

島津豊後 實

琉球貿易 損失多し

とある。即ち琉球に於ける唐物貿易再開の願意を達したる功勞に對して、齊興から笑左衛門に賞賜したるものだ。尙ほ琉球貿易に付ては、笑左衛門の股肱海老原清熙は、左の如く語つてゐる。

との一説

今世上の臆説にては、財界豊かなりしは、専ら唐物交易の利なりしと、是は更に無きとにて知らぬ人の言なり。琉球交易は幕府へ願立、初從三位重豪公の意より願たるとにて、唐物方と名付、隱居方の續料としたる事にて、琉球へも其局より渡海し、年々何品々を買渡る可しとの註文其資品を、たとへば當年大坂、下の關諸所より買下し、冬下り船より琉球へ下し、琉人より其品福州口へ琉船より渡し、翌年の夏琉球へ歸り、秋鹿兒島へ積登るもあり、品に依ては又翌年に登るともあり、其上鹿兒島にて調べ、長崎へ出し、幕府の手にて入札して、其代金速に下げ渡にならず、故石本平兵衛と商人引請にて引合と云とに爲たるとなり。其金高銀千七百二十貫目限りと定められたれ共、凡千二三百貫に及ばず、二萬兩程の金を、三年にかけても請取ると能はず。大坂其他より廻し、又琉球へ下し、支那へ渡し、再び同海路を經、出崎の上、代金兩三年を經、請取る。商法の上、長崎の失費多く、計算すれば損有て得あるとなし。實に臆説笑ふに堪へたり。其比唐物は幕府の長崎商法

拔商者の利益

是れ一面を語りたるもの

にて嚴禁なりし故、屢拔物藩内の者犯したる故に、實は下の爲に建たる法の如し。百年前より唐物の利を得、富有の者多し。又琉球も渡唐交易の利を以て立たる故、古來夫等の所置深意も有りしならんか。〔海老原清熙家記抄〕

と。然も是れは、恐らくは唯だ琉球貿易の一面のみを、語りたるものであらう。調所笑左衛門は五百萬兩の借用證文さへも、大阪町人から捲き上げたる、辣腕者である。彼が此の有利なる海外貿易を、閑却す可き筈はない。されば彼が此の方面に辣腕を振ひ、而して遂ひに此れが爲めに自殺するの、已む無きに至つたとは、固より深く怪しむ可きではあるまい。

從來の薩摩の琉球貿易

島津は三州の領主七十八萬石の大名として、負隅の猛虎のやうに九州の南端に嘯いて居つた。表面は七十八萬石でも、その實非常な収入があつた。それもその筈、七島洋のあなたに連る琉球諸島から絞り上げる金や寶は大したものである。七十八萬石の大名兼琉球王である。その他琉球群島以外屋

久、種子の諸島、西海岸の阿久根、片浦、脇浦、防之津、山川や大隅の根占、佐多、波見等で、南支那から來る唐船をひきつけて長崎行の途中、内々密貿易をやつてその珍寶を巧に大阪表で賣捌くから、島津家はじめ三州の郷土百姓町人の収入は實に豊富なものであつた。一見薩摩の國是は鎖國であるやうだが實は開國である。つまり當時の日本國中に向つては鎖國で、海外に向つては開放である。賢明なる薩摩の政事家は三百諸侯と交際することをやめて、支那和蘭の通商に肝膽を砕いて居つた。北境の峻嶺險坂はこの國を秘密の國と時の諸侯に思はせたが、内に三面の大海から新鮮なる空氣を充分に呼吸して居つた。つまり此の國は日本一の豊カラで、而かも日本一の大ハイカラであつた。百二の都城、十八の學社、一種異様な社會組織は封建國家の眞面目を把持して、徳川三百年間に珍らしき社會を組立て、さながら一時代後れて鎌倉室町時代を偲ばせたが、これも外面で、内に支那や西國の新文明を不斷に吸入して、國柄の強健を計つた。〔武藤長平著、西南文運史論〕

【三六】 調所の功績 (一)

調所と田沼
要するに調所笑左衛門は、田沼意次が幕府に於て、行はんとしたる所を、薩藩

調所の老練

に於て實行した。而して田沼は失廢し、調所は成功したる所以は、(第一)田沼は積極主義に偏したれども、調所は積極消極を兼用した。即ち一方には嚴重に節儉し、他方には銳意して、利用厚生(第二)田沼は凡庸なる將軍の下に働きたれども、調所は英邁なる重豪、嚴正なる齊興の下に働いた。而して其の信頼を受けた。(第三)田沼の在職は約十五年、而して調所の在職は二十五年。期間の長さのみならず、田沼は専横ではあつたが、尙ほ同僚の爲めに牽掣せられ、特に三家其他に氣兼ねることあつたが、調所は君主の專任を得て、一切を我が思ふ通りに切り廻はした。(第四)田沼は身を處するに於て、大に賄賂を貪り、驕奢を逞うしたが、調所は老練なる番頭の如く、他より指目せらるゝを避け、非難攻撃の焦點より、出來得る限り免れんと欲し。偶々さることあれば、一々之を辯疏して、君主の信寵を固くした。(第五)田沼は取るのみを事としたが、調所は一方に取りて、他方に與へた。併し彼等が專賣制度を以て、収入増加を計りたる、若しくは海外貿易を以て、財政の基礎を固く

節儉厲行を以て始

調所成功の因

せんと勤めたるが如き、自から其授を一にしてゐる。更らに調所の施設の跡に付て見れば、彼は天保二年から十一年迄の節儉厲行を、十二年より弘化三年迄、六個年延長し、更らに弘化四年より嘉永二年迄、三個年延長し、殆んど彼が在職中は、節儉厲行を以て始終した。此の意味からすれば、彼は松平定信の消極政策と、田沼意次の積極政策とを、同時に並行したものと云はねばならぬ。薩藩の小は幕府の大に若かず、其事の難易も、從て同一の論でない。されど調所が薩藩の財政を、既に倒れたるに起し、齊興の子齊彬に至りて、大いに其力を中原に伸ぶるの地を作りたる功は、實に没す可きではなす。

蓋し幕府の財政は、寛政中興の政治漸く弛み、家齊の中年以後、漸次困難に陥り、天保八年には、大阪に於て大鹽平八郎の亂を見るに及んだが、薩藩の財政は、却て其頃から漸く堅實を加へ來つた。調所は固より經世の大見識ある者ではなかつた。彼は近思録黨の崩れに懲りて、學問を奨勵するを欲せず、又た

學者杯には重きを措かなかつた。彼は茶道坊主の出身にして、固より其の素養とては、只だ君主の左右に侍し、其旨を伺ひ、其意を承けて、使令に供するに過ぎなかつた。然も彼が重豪に拔擢せられて（菊池東原なる者の推薦と云ふ）齊興に信任せられ、遂ひに一藩の財政の主腦者となり、家老加判の列に上り、能く一藩の財政をして、其宜しきを得しめた。

齊興自身の
の儉約

併し調所をして、其力を揮はしめたるは、一に重豪の見識と、齊興の信任と、而して齊興彼自身が、能く自から儉約を厲行したるによると云はねばならぬ。彼は左右に伺候する士の、奢侈の風に移らんとするを戒むるに、質樸の烟管、烟草入を、彼等に與へた。彼は改革の當初より、朝服以外には、鹿服を著け、夏は澣濯の木綿物を著けた。座右の器物も銅器を用ひ、腰刀の如きも、皮卷に過ぎなかつた。

いつの年か、中國路にて、長州侯と御行逢になり、其夜御旅宿へ、廣郷（笑左衛門）が出たるに、今日は笑左衛門は長州に逢ひたるかと御沙汰。私は御供

調所掛の
廢止

仕りたりと申上れば、長州は調度掛は持たせずなど承り、長州公は御高御前とは格段違候間、爲御持一は御座りませぬと申上たれば、笑左衛門日外己れの高は三十萬石と心得よと云ふたではないかと承り、夫は御高七十七萬石なれども、給地四十萬石を除けば、三十萬石となれば、其御心得被遊度と申上たるとありと申上たれば、夫なら三十萬石に違ひないから、以來は調度掛は持たせぬから、左様に心得よと御引になりたりとの事なり。御改革初めに申上たることを、四五年過て、右の通り實に恐ろしき御方故、能々心を用ひねばならぬと、廣郷が申したるを承りたり。（齊興公御履歴概略海老原清照手記）

調所齊興
を畏敬す

而して彼は調所を寵用したが、亦た能く彼を駕御した。齊興侯は寛政三年の御生にて、廣郷より若きと十五。廣郷が重豪侯の傍に出でたるときは、八九歳より、文政元年比まで、二十年間、高輪、芝にて馴侍したる故、外々よりも昵しく、愛顧衆に異なりと雖も、廣郷日々百事を上

申するに至つて、詳細周密を盡せども、闕漏あれば、皆指摘して不假。廣郷退て頭を撫で、今日も亦叩かれたりと云し事度々ありたり。一たび聞かれたること、年を経ても忘れず、己れ數君に仕へたれども、未此君の如きはあらずと、常に恐る事雷霆の如し。廣郷遠く傍を離るれば、飛脚毎に徹夜して其間の事大小となく、上書したと聞たるが、調所が家に遺れる書を見れば、其言の如し。

君臣相得

此の如くして調所は其君を得、從て其功を奏するを得たが。彼は遂ひに其の琉球を介したる密貿易が、幕府の探知する所となり、遂ひに其責を任うて、七十三歳にて自殺した。

【三七】調所の功績 (二)

他面衆怨を得

如何なる事にも両面がある。調所の薩藩の財政整理に於けるも、七十三歳の老軀を、自殺して其責に任せねばならぬ仕末に、立ち到つたといふ噂の立つたのを以て見れば、其の半面に於て、他に對して云ふ可らざることがあつたに相違なく、亦た彼が一身に衆怨、群謗を集めたとも疑ひない。されど其の功績は、實に著明であつた。彼の股肱海老原清熙は、左の如く語つてゐる。

海老原清熙の讚美

諸所邸第の修理

第一、三島産砂糖を資本として、其他の國産を精良にし、國用を支辨するの法を立、其所置嚴密にして、秋毫も漏さず、才に任じ、能を使ひ、精を究め、微に入り、年々巡廻して、勤惰と計算と、生産の良否、凡百の事務、親ら見る二十年間、死に臨むまで、力を盡したる故に、多年荒蕪に屬したる芝、高輪、櫻田、西向、南向、田町、堀端の諸邸より、日光、宿坊、上野、増上寺、宿坊、鎌倉相承院、大圓寺修覆に著手し、堀端には土藏を並立して火を除き、穀を貯へ、京都は錦小路の邸、近衛家、東福寺支院、即宗院等、皆修繕し。高野山蓮金院へ、祖先の祭祀を奉じ、宇治萬福寺へ大信院初位牌を納

治水墾田

祠堂金を納め、伏見の邸都て修繕し、別に一邸の支辨として、過書方へ金を借し、伏見通行人の爲め、同所居住兼春文珠の家を改築し、大坂上中下屋敷旅舎は皆な新築し、金庫も殊に堅牢に改造し、其他國産保護の爲めに諸藏に注意して、修繕を加へ、長崎の邸も同じく修繕し、且つ藩内も城内より二之丸其他の諸邸、藏々、同じく修繕し、神社佛閣に至る迄、枚舉に遑めらず。且甲突川は古來より霖雨の節、洪水氾濫して城下人民の困苦見るに忍びず、それが爲めに木橋も毀損して、通行の便を失ひしにより、更に浚方に著手して、石橋を架替し、木曾川を浚へて、通船の便を開き、小林川も材木を下すの道を開き。齊興公國內再度の巡見に、道路の嶮難を平にし、百里餘の道路を修め、國府、出水（大隅國分郷小村及び濱の市、兩所新田、又は出水郷庄村を云ふ）の新田を開拓し、又各郷農政享保の舊規に基き、猶良法を採り、上見部下の習弊を改め、受持郡奉行、地方檢者郷役々名主等に、懇篤規則を教示し、農民に督促して、良法を遵守せしめて以來、租稅全納となり、庫藏充實して、數

西洋兵式探用

資金充實

萬石の貯穀あるに至る。各郷に穀倉を建立し、凶荒に備へた。且つ兵備は古來より異國方と名けて、甲州流の兵法に倣ひ、五段備の軍制を奉せしかども、方今の世態に適し難きを看破して、舉國一般西洋の銃隊に基き、軍律を改め、大砲小銃を製造し、火藥銃彈を兵庫に貯へ、海岸要樞の地は、都て臺場を築き、城下より百二十餘郷に至る迄、兵隊を編制し、領内何方にても、非常の節、兵隊に應じて、大砲小銃を繰出すの規則より、兵糧彈藥の運搬、人夫の手當を定め、又前の濱、指宿、山川、久志、泊坊、加世田、川内、阿久根、出水、波見、柏原等へ二十三艘、三島方、琉球方用船に供し、非常の節は、該船を以て、糧米、彈藥運搬の用に供へ、日州赤江にも四五艘の用船を繋ぎ、平日は年貢米運送に用ひ、非常の節は、前件同様の爲に設け置けり。尤江戸、京都平常の經費は、大坂より定期日を違へず送金して、臨時の經費は、其際幾許を送金し。鹿兒島の用途は、夫々租稅より支辨して、三島、琉球を初め、其支局へ資金を備へ置く。本局へ設備の金を貯へ、寶藏

と號し、國家一大難事にあらざれば、開封するを得ざる爲め、齊興公の朱印を以て封じたり。

調所の精

此の如く調所の功績を擧げ來り、更らに調所其人に就て、左の如く記してゐる。廣郷受命以來、奮勵不撓、才に任じ能を使ひ、夙に起き夜に寝、毎年城下を發して、下之關迄十一日、中國路十五六日、東海道十二日、凡四十日、往來八十日間は、旅途に費し。毎朝鷄鳴に起て、日暮に旅宿す。予(海老原)初て隨從せしは、廣郷六十二歳也。七十三歳死(十二月十八日)に至る迄、十三年の間、公事を談じ、客に接する情容を見る事なし。實に勤めたりと云ふ可し。是を以て、古來未曾有の偉功を立し所以なり。

齊彬活躍の根元

以上の頌徳表は、固より多少の割引を要するであらう。されど調所が薩藩の財政を整理して、餘裕あるに至らしめたる功績は、實に著明だ。齊興の子齊彬が、其の經國の大業に活躍するを得たる所以は、職として之に由る。

笑左衛門の忠愛

廣郷茶道坊主たりしを榮翁公の側茶道に命ぜられ、深く心に適ひ、愛を生じ、小納戸側役に等しく召使はれ、廣郷が精神洞察せられ、宰相公も亦幼年より召使はれ、協議の上改革の大任を命ぜられたるに、漸次に功を奏するに従ひ、古今未曾有家老職限代を命ぜられ、各局才に任じ、能を使ひ成功に至りし故、所有高三千石を與へられ、風教、土木、軍政、農商務、勸業、皆宰相公の意を奉じて更改、矯正、國平に、民安く、財充ち、穀饑に、獄舎空虚、刑措に至り、天保七年の凶荒にも餓民少く、風旱の災もなく、宰相公の天幸を得られたると、威重を奉じて廣郷が廉潔寛容にして民に長たるの器ありて、改革の命を奉じてより、二十餘年一日の如く勉めたるは、君に報する忠愛の情篤き所以にして、嘉永元年の冬江戸邸にて没す。(薩藩天保度以後財政改革顛末書)

第八章 毛利重就治親二代の財政

〔三八〕 長防二州と撫育局

長藩財政

中國の雄藩毛利氏の財政に就ては、既に記する所あつた。(参照 田沼時代、七一七七)然も所謂英雲公重就の時に整理したる財政も、時の推移と與に、亦た困難に陥つて來た。それには固より種々の因由がある。

撫育局

既記の如く重就の施設の中にて、最も重要な一は、撫育局の設置であつた。

撫育局の
効果

此の撫育局が、寶曆十三年から、安永七年に至る十六年間に於ける効果の如何を見るに。從來寶藏に貯蓄したるものを、殆んど消費し去りたるに、改めて此を補填したるを以て、第一に擧げねばならぬ。但だ其の金額は明白を缺くも、蓋し決して鮮少ではなかつたであらう。又た會計本部に代りて、大阪負債を急に返辨したものの一千貫目、又た會計本部に代りて、種々の支拂をした額が、一

種々出金

萬二三千貫目に上りてゐる。

安永元年に日光修繕の公役の際し、其の費用中に、銀二千貫目を出してゐる。又た大阪中の島に、屋敷を買入れたが、その代價も本部に代りて、撫育局が拂うてゐる。

頼母子講
出金

當時諸郡に頼母子講があつた。それは領内十二郡の内、凶荒に罹りたる郡に、其の取當をなさしむる仕組で、備荒貯蓄資金の制と、略ぼ同一である。而して其の頼母子講の出金をば、撫育局が代つてなした。又た武庫の兵器修繕の爲めにも、使用せられた。又た瑣少の事であるが、藩主を初め、其の家族方の湯治の入費の如きも、撫育局から負擔し、城内五重の天守の修繕も同様である。満願寺と云ふ毛利家の祈願所も、其の祈願が中絶してゐたのを、撫育局で再興した。明和八年元就公の二百年祭も、從來馳走米を、諸士に課したるものを、撫育局から代辨した。

手傳請
出金

又た此の十六年間―寶曆十三年より安永七年に至る―幕府からは明和三年、濃

貯穀

州、勢州に手傳を命ぜられた。此れも撫育局で負擔した。又た此の年間に、開拓したる新田凡そ一萬三千餘石に上つた。而して人民救助の爲めに、貯穀をしたもの、一萬一千四百六十七俵に上り、諸方に米倉十個所を設けた。即ち吉田、下津、船木後瀧、小郡東津、中關宇津路木、三田尻川口、都野郡下松、熊毛淺江、中熊毛光井、上關麻郷、大島郡久賀である。是等の貯穀は、會計本部以外のものにて、全く撫育局專屬のものである。

新築港

又た是等の米を運送するに、適當なる港は、柳井、下の關等であるが、何れも本藩の領分でないから、更らに其の領分中の中の關の大濱、下の關の今浦、熊毛の室積、三ヶ所に新たに港を作り、船舶の自由に入出するを圖つた。而して其の新開港に問屋其他を設く可く、此れが爲めに撫育局から、亦た少からざる補助金を支給した。

撫育局の特別會計保持

此の如く撫育局の效果は、著々事實の上に證明せられて來た。然も本部の會計は、本來が八ヶ國を二ヶ國に取り縮めたる、無理算段であるから、動もすれば

益田國老等の罷免

困難に陥らざるを得なかつた。されば重就去りて、天明三年治親の代となり、益田又兵衛なる當職(國家老)が、到底財政困難にて、其任に堪へずと再三辭し、治親が其の留任を命ずるや、然らば撫育局を、或る期間本部會計の方に一任ありたしと歎願した。然るに治親は、大いに怒り、元來撫育局の特別會計であるとは、先代以來の嚴重の規法である。然るにそれにも拘らず、之を當職(國家老)に任せよと云ふは、以の外であるとして、直ちに彼を罷免し、三十日の逼塞を命じ、遂ひに隱居を申し付けた。而して當時の所帶方引受の受人下村彌三右衛門にも、五十日の逼塞を命じ、當職の手元役能美吉右衛門にも逼塞八十日、知行十分の一を減じ、身柄隱居を申し付けた。而して又兵衛の後任に毛利内匠を命じ、自判の告諭書を下し、又兵衛の如く不心得でなく、先規を恪守して、忠勤を勵む可しと命じた。此の如くして撫育局は、如何なる會計本部困難の中にも、其の特別會計の機關たるを全うした。

〔三九〕 毛利氏の財政困難

本部會計
益々困難

重就の創設したる撫育局の効果は、前に述べたる通りだ。(参照 三八)されど本部會計は、其の子治親に至りて、頗る困難を極めた。此れが爲めに益田又兵衛が、屢ば辭職を乞ひ、更らに留任を勸告せられ、撫育局を會計本部の手許に預からんとを申し出で、君主を強要するものとして、懲罰に附せられたるは、亦た既記の通りだ。(参照 三八)されば天明三年十二月に至り、更らに儉約延長の理りとして、左の届書を幕府に出した。

幕府に儉
約延長届

私儀累年内證及逼迫一候付、安永八亥年松平右近將監殿御役中同氏式部大輔(重就)より以ニ書付一五ヶ年之間、儉約仕度段御届仕候所、御承知被置候通、御付紙を以被ニ仰出當年迄五ヶ年之間、諸事致ニ省略一儉約相用候得共、去る戊、亥、子の年(安永七、八、九年)國元數度之洪水にて、三ヶ年引續夥敷損毛有之、惣而五拾萬石餘、其内にて永荒拾萬石餘有之

借銀調入
無の手段皆

儉約七ヶ
年延期

候而、委細之儀は、其時御届仕候通御座候。其後も年々少少宛風水之損毛、彼是取合候ては、過分之落米有之、大阪表えの回米不足仕、其上右洪水に付ては、山崩堤、井手切、道、橋等之損、夥敷有之、仕戻之諸墜計も莫大之造佐彼是差湊、借銀調入之手便も無御座、彌増不手廻しに罷成候。且亦居屋敷家作も類焼後段々延引仕、旁不ニ相濟一儀、何分不レ遠御招待をも仕度含に罷在候。(此れは老中等を、其邸に招待する意味であらう)付、不ニ容易一儀御座候得共、種々作略仕、漸當春迄に假成に普請引越候仕合に御座候。五ヶ年以前以ニ書付一御届仕候以來、随分儉約相用候へ共、先年以來、非常之造佐入り、相重り、且は儉約年限中、前斷之通、損毛打續、天災不レ任ニ心底一年増差積り候様に成行候段、至而氣毒奉レ存候。付、鼻に作略仕候得共、於ニ于今一必至と差詰、家來中之者共、扶助も難成體に御座候。然ば參勤交代等之差障にも可ニ相成一哉と甚當惑仕居候。依レ之不本意御座候へ共、往七ヶ年年延之御理申上、御役中

依然不如

重就親筆

え之諸動向等、是迄之通仕度奉存候。然上は内輪之儀は勿論、格外之儉約専用、參勤交代等、尖に遂、其節相應之御奉公申上度奉存候。最前五ヶ年之御理申上、又候年延之儀申出候段、至而氣毒奉存候へ共、前斷參掛に付不得止事申上候條、此段被二聞召届一可被下候。尤献上物等之儀は、前々之通、相心得罷在候。以上。

此の如く儉約延長を實行した。然もこれが爲めに、其の財政の情態は、必らずしも改善せられなかつた。されば天明四年六月、治親最初の入部に際し、其の八月廿七日、彼は其父重就と共に、當職（國相）毛利内匠、當役（府相）佐世仁藏を召出し、重就親筆の書を與へて、左の如く諭示した。

所帶方、年來不勝手無據引續き馳走を請るといへども、規定不立故、國政煩度事多く、不得止去秋以來種々詮議之上、所務有たけにて、諸入用相整候仕法申付候通り候。素より古法有之事といへども、多年之仕僻、容易之心得に而は難遂事候。地江戸兩職座、誠に身命を懸、於

固く仕法

國府兩相

兩相府分

令ニ沙汰一は、以下之諸役人も勿論、其心得を以入りはまり可ニ相勤、諸事質素を基とし、事に寄作法をも相改上、不自由の筋にても、全無ニ用捨割合せ之仕法を立、假令上より申付る事にも、仕法崩れに相成儀をば、幾重も申ほどき、規定相立候やうに、若不都合之筋有之候ては、甚不相濟、兩職座は不レ及レ申、並諸役人心得肝要に候。此上仕法崩れにおよび候時は、何より起り候譯猶可ニ詮議、於ニ役座も、緩めに相過候段、明白に相糺品に寄重く答之沙汰申付外無之、至て心外之事候。此度存立之仕法をとげ、追年士民の苦しみを輕して、國政煩なきやうに、於ニ取計一は、可レ爲ニ忠節一もの也。

當時頻年財政困難にて、江戸方面の費途、頗る多く、然も其の不足は、之を國相府に徵求し、此れが爲めに兩者の反目、疾視となり、遂に己むを得ず、大阪の商估に借金して、一時を糊塗するに至り、財政彌よ困難に陥つた。此に於て兩相府の財政を分離し、當局者をして、其の分限内にて、一切を措

辨せしめんとした。即ち歳入十四萬六千六百六十一石三斗四升を、江戸の費に充て、小物成を以て地方費に充て、兩府共に他借を禁ずるとした。而して何れも其の収入の七分を、經常歳費に、剩餘の三分を、臨時費に充つるとした。臨時費の大なるものは、公役賦課の類だ。而して延米、口米、紙、蠟賣得、貸家賃、益帆荷銀の類、曾て浮物銀として、負債の途に充てたるもの、更らに移して小物成の部に編入し、國相府の費途に充てた。然も此の如く兩者の經濟を分離したる結果は、却て士民馳走の賦課を煩重ならしむるに至つた。

【四〇】 儉約法の施行

天明八年
又儉約令

天明八年五月朔日、又た當年より三年間、儉約の方法を布告す。而して當年は百石十五石懸、翌年は半知、更らに其の翌年は百石十五石懸とした。それに就

き、執政等の添書は、能く財政困難の事情を詳にしてゐるが故に、左に掲ぐるごとくした。

執政添書

御所帶至而御難澁に付、去る戌年(安永七年)無據往十ヶ年非常之御仕組被仰出候處、其御米價下直、被於公邊其外、難被閣御入用被相湊、御新借彌増に相成、長さ半知被三石上一候ても、御借銀片付之目斗不相見、一體之御繰卷旁、寔危急之期に臨候故、先達而も被二仰聞一候通、御仕組年限之中ながら、御兩殿様(重就、治親)深き御賢慮を以、過る卯年(天明三年)御仕組立被ニ相改、公邊を始廉有御臨時之儀は、撫育方より被ニ差出、御地道御續方之儀は、御請物を以、地江戸之引分け等、永久之御仕法被ニ仰付、追々御借銀御納細めに隨ひ、御家來中御馳走をも、追年被ニ爲減度御思召候得とも、元來山高之御借銀、其上初御入國以來、彼是廉有御入用、被ニ差湊、第一は近年打續候、天災御所務落も莫大之儀、夫而已ならず、御國民御取救旁、都而御入用は相増、諸事御手當及ニ相違、至而御難澁之事候。然共下以ニ多年

山高借銀
入用差湊

大阪表の
調達困難

之半知、就中下地持之面々は、右に準じ落米等有之、半地手取石も相缺
 け、一統下差開之趣、連々被開召上、御氣遣不尋常、去年は種々作略被
 仰付、御急借振替等を以、一先三つ成勘渡被仰付、委細其節被仰聞一通に
 候。且又當年よりの御積り被仰付一候所、御家頼中半知並地下よりも重
 き出米被仰付一候ても、大坂表其外御約束通りに難相調、御不足有之、
 此上にも御新借に可相成、御手當にて、御上下御不調、此時に候。近年も地
 他共御借米銀下げ、又は元戻し等之仕法被仰付一たる儀にて、其餘之御吟味
 不、容易一事には候得共、尙又此度も段々甘ざ之詮議被仰付、寔以危き仕
 法迄取用ひ、其手當被仰付一候ても、餘分之御不足有之、此御償、何共不
 相捌、無レ據、御家來中よりも、往三ヶ年半知之出米被仰付一之外、別段之道
 無レ之趣、無是非一相伺候處、御兩殿様被聞召上、又々おもき出米引
 續候ては、下取續之程、御苦勞に被思召上、諸事被遊御勘忍、御直用を
 初、其外被引缺一候ても、軽く被仰付一度旨、再三被仰出一候。左候ては、

上御馳走召

御借銀、捌は、甚難相調一事には候得共、至而厚き上御心入之儀に付、格
 別之手段被仰付、往三ヶ年御仕組之内、當申の年(天明八年)高百石に付、十
 五石掛り、酉の年半知、戌の年十五石掛り之御馳走可被召上旨に候。然
 上は纒之御甘ざも無レ之事に付、此上被仰付一方之絶手段一候得ば、いか程、
 下差開有之候、迎も、御了簡等全不レ被仰付一段は、御直に被仰聞一たる事
 候へ共、年來之行形を以て、御歎等申出候所存相含罷在候ては、思
 召も難ニ相立一儀候條、於下も此段得と令勤辨、御歎等不申出、此御時節一
 分一分之心得を以、萬端質素儉約は勿論、風俗に心を用ひ、御奉公之覺悟可
 レ爲ニ肝要一候事。

重就病没

寛政元年己酉十月七日、重就は三田尻の隠居所に於て病没した。享年六十
 五歳、所謂る毛利家中興の主、英雲院公とは彼のことだ。彼は天明二年壬寅
 八月、五十八歳にして限隠し、翌三年五月より三田尻別館に移居した。然も藩
 政の大事は、親ら之を監督し、天明四年八月の儉約法施行(參照 三九)の如き、

其子治親と與に列座し、執政を召して、之を面諭した。彼が施設は既記の通りだ。(參照 田沼時代、七一七七) 何れにしても彼が一般の藩政を刷新したるは勿論、其の利用厚生に心を盡し、特に撫育局を設け、一旦緩急の用に備へたるが如き、後來長防二州をして、維新回天の業に、力を竭さしむるを得しめたる、職として彼に負ふ所の多大なるを見る。

【四一】 毛利治親の士民戒飭

治親親書

治親は其父重就(英雲公)の逝く(寛政元年十月七日)や、其の翌寛政二年九月九日執政を召し、親書を以て、左の意味を傳達した。
先公の在世、國家の大政、吾一に先公に倚頼せり。今先公邈焉、吾輩々孤立、寢食を安ずると能はず。雖然 國家の治忽、固に執政等の勤怠にあり。勉

士風賤劣を憂ふ

ざるべけんや。頻年財政艱困、諸臣俸祿の半を減ずるに至り、隨て士風賤劣、權門勢家に奔走し、小利を貪を心として、武家固有の本志を遺忘するに及べり。吾深憂念する所也。

華飾怠慢の禁

秦桓公厚意學館を創立し、一藩の子弟をして、文武を修練せしめんと欲す。然るに近年校場寥々、或は游觀、或は漁獵、漫然日を送る者多の聞あり。是何の心ぞや。吾聞他藩には、大臣高祿の者も、嫡子、庶子に至ては、門地を不レ挾、他人に隨扈し、頻に出府公務を諳熟し、以て奉上の資とせんと欲すと、可レ謂ニ好風俗一也。自今而後執政各家よりして、奮然改革、以て一藩の標準を建立せば、華飾之俗豈有レ不レ可レ除や、怠慢之風豈有レ不レ可レ救や。執政は賢才を選擧するを第一とす。組頭は組子を統ぶる者なり。奉行、代官は農商を統ぶるものなり。一人不賢なれば、衆人の不幸たり。凡四民皆天民なり。爲レ君爲ニ執政一皆天職を奉ずるなり。天民を苦しめ、天職を曠して可ならんや。古の人朽索の六馬を御するが如しと謂へり。執

天職曠すべから

君臣合體
を欲す

老臣等の
内訓

近年華美
の風俗を
戒む

政、大臣は日夜戰兢、尤下情に通せざる可らず。君臣合體上下一和せば、積年財政の艱難、國家の傾危も、亦豈無可救之道一乎。吾又聞、人君の善惡必輔弼の賢否に由と、故に吾過失あらんと欲し、執政等の諫争忌憚、こと勿らんことを欲す。右數件僅に九牛の一毛なり。要之、日夜勵精、舊弊改正、眞に今日の急務なり。

此の如く士風刷新、民俗矯正、以て庶政を擧げんと期した。而して十二月十九日に至り、此の親書に基き、老臣より遠近方へ訓示し、遠近方より諸支配へ、左の如き内訓を發した。

萬治御條目を初め、其外古來より之御作法、兼而御承知之儀、質素御儉約之儀に於ては、享保九年、安永九年被仰出之旨、今以無御相違御事に候へ共、近年御時節柄不相應に、華美風流之物數寄、惣而不宜風俗之者も、間々有之様に被及聞召、此中御當役中被召出、深き御思召之旨、段々被遊御意、御手控をも御下げ被成、御廉書之御寫、先達而拜見被仰付候。

餘力有之
面々の華
美戒告

寬政改革
の旨意の波
及

これより之御當役中之儀は、早速より被仰合、諸事殿重之御事に候。追々御家來中之風俗にも押移り可申候へば、品定は、大祿之方々へ當りたる御定多有之儀に付、銘々願ニ身上、相應を肝要に不致思惟候。而は、不都合奢修に當り候、廉々も有之、一概に御法計同當にも難相成一儀、困窮之御家來、質素儉約を第一にして、被遂ニ御奉公一事に候へ共、間々餘力有之面々、華美風流其外不宣風俗を仕出し、流行之事に候へば、當時至而多人數にて、有之の間敷、銘々能々致ニ勘辨、被相慎一候はゞ、御當役中御示談の筋も、早く押移り可申儀、重き上意之御旨に不致相叶一筋、其分に而被ニ差置一候。而は、御當役方難ニ相立一に付、聡と見答可被仰付一候。不致被得止儀とは乍レ申、御氣毒之儀に付、先御内意相達置候様にとの御事に候。以上。

此の如く一藩の士民を戒飭したるは、恐らくは毛利一藩に於ける、特種の必要と云ふばかりでなく、亦た松平定信寬政改革の風が、此の方面にも波及したるものと見る可き理由がある。殊に藩主毛利治親の夫人節子は、田安宗武の女

にして、松平定信の姉である。従て寛政二年庚戌三月には、松平越中守(定信)家と毛利家と、兩敬の協議成り、使者交通、祝品贈答の間柄となつた。斯る次第であれば、定信改革の旨意が、此の方面に及んだのも、偶然ではあるまい。

第九章 毛利齊房の政治

〔四二〕 長防二州に於ける海岸防禦、異國船對策

治親逝去

重就の逝きたる後、僅かに足掛け三年、滿一年九個月の後、治親亦た逝いた。享年三十八。彼の子義二郎十歳にして其後を襲いだ、即ち齊房だ。彼の幼時は専ら先代の遺法に則り、執政等は善處せんとを勵めたが、然も財政困難は、例によりて例の如くであつた。而してそれを兎も角も切り抜くる可く、相ひ換らず臣下に馳走米を課した。而して此の時代には外警頻繁の爲めに、海岸防禦の設備等に、亦た特殊の費用が嵩み來つた。

海邊警備手當

寛政五年六月二日、異國船漂流に際し、防禦警備に就き、幕府へ申告したるものを見れば、

異國船漂流之節手當覺

目附役 一人
 馬廻侍 二人
 大筒役 四人
 足輕 七十人

物頭 二人
 筆談役 一人
 用達役 三人

以上從者共百七十八人

一弓 一長柄 一鐵砲 一大筒

一右之外にも、熊手其外道具品々申付候。

一船數三十一艘

但關船通ひ小早獵船等取合右之通

一舸子二百六十八人

總人員四百四十六人

右異國船一二艘漂流之節、差出候手當に御座候。尤長門國赤間關は、先年拔商賣之唐船度々漂流仕、打拂被仰付候場所にて、城下より二十

打方役常備所

里程隔り候付、右之人數等、常々定居申付候。

長門國豐浦郡

同 國大津郡

同 國阿武郡

但須佐江崎程は近に付江崎に差置候。

右城下より十里餘も隔候所に付、打方役一人宛定居申付、並其所之

所務代役え右用向をも申付、外に用達役二人宛申付置、足輕其外武器並船

等手當申付候。尤異國船見懸候へば、城下より手當之人數をも差出候。

長門國豐浦郡

同 國阿武郡

右蓋井島は、赤間關肥中等え程近、大島は城下え程近に候得共、兩所共地方

を離候所に付、打方役一人宛、定居申付、足輕其外武器等少々手當申

付候。異船見掛候得ば、最寄より手當之人數差出候。

海上遠見

一 海上遠見 仕候所附
 長門國豊浦郡 六連島
 同 國同郡 蓋井島
 同 國同郡 肥中島
 同 國同郡 向津具
 同 國同郡 通浦
 同 國同郡 瀬戸崎浦
 同 國阿武郡 大島
 同 國同郡 江崎浦
 一 右所々差出置候家來、且城下にて、打方手當之者共え、先年以來追々被仰出之旨、猶又去亥年(寛政三年)被仰出候御書附之旨、其後被仰出之旨共相心得居候様にと、重疊申付置候。

一 長門國赤間關は、先年拔商賣之唐船度々漂流仕候所にて、小倉筑

赤間關警

石州方警

前と三領 申合打拂候様にと、被仰付候に付、度々示談仕候儀故、亥年(寛政三年)以來も猶又取計之趣、於小倉一示談仕候。

一 石州方之儀は、双方洋相見離れ候所故、先年拔商賣之船打拂被仰付候節も、打方之示談は不仕候得共、異船見懸候得ば、互に知せ相、領境にて打方用意仕候例に御座候故、向後も其通相心得居候様申付候。

瀨州方面

一 藝州方之儀は、瀬戸内故、是迄異船漂流不仕場所に付、打方之示談、且知せ相候例も無御座候得共、若異船漂流之節は、石州境同様之趣に相心得候様にと申付置候。

周防浦々

一 領中にては、周防國浦々は、瀬戸内にて、異國船漂流來可仕所にては、無之候得共、所々船窮番所建置、總而海上遠變之儀は早速注進仕候付、若異船漂流仕候時は、長門國同様取計仕候心得御座候。

一 周防長門之内、毛利直次郎、毛利石見守、並直次郎より内分仕候

異船見懸
用意

毛利讃岐守配地之所にも前書之通、人數等差出取計候心得に御座候。尤右三人よりも其所々にて相應之手當仕居候。委細は彼者共より可申上候。

一 領中にて異船見懸候得ば、早速御用番え御届仕、長崎奉行並大坂町奉行えも相達候例に御座候。猶又取計方之趣をも御届仕候心得に御座候。

異船漂流
の時の善
備法

一 異國船數艘漂流仕候歟、又は數少く候ても、嚴重取計可仕様子に候得ば、城下並周防國三田尻より、早速人數差出候人數船等、左之通御座候。
家老一人、大番頭一人、同組二人、目付役一人、使番役三人、物頭役六人、馬廻り侍拾六人、大筒役九人、醫師一人、外科一人、長柄足輕頭一人、鐵炮足輕並長柄足輕共百五十人
以上從者共八百三十人餘

以上從者共八百三十人餘

船手大番一人 且組頭二人

同組侍六人 大船頭二人

中船頭五人 小船頭拾七人

以上從者共二百五十人餘

水主千三百十人

惣人數二千三百九十人餘

一 關船十三艘 一通船十三艘 一 鯨船十艘 一 小早船二十四艘 一 端船五艘

一 荷船大小十二艘 一 獵船三十一艘

以上百八艘

武器人數
手當

一 弓、鐵炮、大炮其外武器人數相應手當申付候。尤右は先年以來拔商賣之唐船打拂被二仰付候手當に付、船少々相増候分に御座候。若此餘も人數並船等入用様子に御座候得ば、城下並三田尻、且異船漂流仕候向寄よりも、人數船差出候心得に御座候。
右私領内異國船漂流之節手當、前書之通御座候。

何實際は如

以上の申告書を見れば、如何にも周到完備、水も漏れざる如くあるが、其の實際に於て、果して幾許の準備が出来てゐた乎。未だ必らずしも此の申告書通りとは、受取られないかと思ふ。されど寛政年度に於ける、異船對策、海岸防禦の幕命は、一時全國に行き渡つたとは、此にて知る可しだ。

文學を重んずる風

萬治制法

【四三】 毛利氏と學問

長防二州は、其の藩主の祖先毛利元就—洞春公—以來、大内氏の後を承けて、文學を重ずるの風があつた。元就は自から和歌を詠じ、春霞集がある。而して京師の儒者高倉兵庫頭を迎へて、顧問とした。小早川隆景は、足利學校の僧白鷗を聘して、筑前に學校を建た。毛利輝元は、禪僧嘯岳鼎虎を記室とし、毛利秀元は、別府周徹に學んだ。毛利綱廣(泰嚴公)の時に至りて、所謂萬治制法三

十三條を定めたが、其の劈頭の第一條には、「一、天下諸事之御制法宜相守事」とありて、其次には、左の如くある。

- 一 諸士面々常に可相睦一事。
- 右諸士は常に文を學び武を翫び、忠孝の道に志し、假初も禮法を亂さず、義理を專として、公儀をうやまひ、法度を守り、其役々におこたるべからず。此法於ニ當家、古より定置る、元就公の制法たり、今以不可レ忘事。

とある。されば當時に於ても、文武を獎勵したるとが判知る。

山田原欽

元祿以前に於ては、山田原欽の如き俊秀が出でた。彼は延寶四年十一歳にして、父三休に伴はれて京師に赴き、同年七月、後水尾上皇の御前に出で、詔命に應じて、詩を賦し、且つ唐才子傳を讀んだ。延寶七年には、十四歳にして、藩主吉就の御側に召出され、京師より江戸に赴いた。彼が才學は齡と與に愈よ顯はれた。然も元祿六年七月暴かに疾んで、江戸に逝いた。長防の士人、彼の

山田以後の學者

明倫館の制度

明倫館成る

家業人の優遇

風を聽いて興起したるもの、爾後少くなかつた。元祿七年吉廣(青雲公)襲封以來、山縣長白侍講となつた。彼は朱子學者であつたが、其子周南は、徂徠門下の秀才として、其の文名は關西に振うた。雨森芳洲の如きも、漫りに人に許さなすが、彼を目して、海西無双と稱した。當時亦た幼時山田原欽に學んだる小倉尙齋ありて、侍講となつた。吉元(泰桓公)の代に至りて、加判役毛利廣政以下、政務に預るもの概ね文學を好み、享保三年始めて文武講習の館を、萩城内に造り、翌四年に成り之を明倫館と稱した。是迄文武の家、世職を以て、藩に事する者を家業人と云ひ、其の家格甚だ卑く、其の祿甚だ薄く、平士の侮る所となり、彼等亦た自から其の世職を恥づるの風あつた。此れよりして其の文武の師範家業者の家格を進め、祿を亦た増したれば、彼等も自から安んじ、藩中の少壯者も、相ひ競うて、館中に入出入するに至つた。

明倫館學
山縣孝孺

て、學頭あり、講師あり、諸武藝の師あり、諸生の書を購ふ能はざる者の爲めには、書籍貸與の法あり、俊秀にして貧しき者には、官費生の制あり。總て五百石を以て、其の經費に充てた。明倫館最初の學頭は、小倉尙齋であつた。彼は京師の伊藤坦庵に學び、江戸に赴き、林家の門に入りて、聖堂の學頭となつた。されば明倫館の學風も、自から林家の學風に倣ひたるは、云ふ迄もない。尙齋の後を承けたのは、山縣孝孺である。彼は徂徠門下の錚々たる一人なれば、其の師説を奉じて、古文辭を主とし、其の經學も宋儒と背馳したるも、然も彼は王霸の辯に至りては、徂徠門下の春臺等とは、其趣を殊にしてゐた。春臺が鎌倉紀行を著はして、天皇を稱するに皇某などの文字を以てするや、周南は之を駁して曰く、日本の世界に超ゆる所以は、開國以來一系の君あるを以て其の第一とす。徳川氏が天下を有ちつゝも、猶ほ其の臣位を去らざるは、即ち其の美德である。されば彼を以て勤王の學者と云ふ程でなきにせよ、彼は決して天皇を稱して、山城天皇など

徂徠學の
風靡

と云ふ、大義名分没却の徒でなかつたことが判知る。
周南の門下には瀧鶴臺、和智東郊、林東溟の如きあり。其他長府の波田兼虎、
徳山の長沼大次郎、越氏塾の督學であつた吉武江陽、岩國の玉野九華、何れも
徂徠學の徒であつた。されば長防二州は、概して徂徠學によりて、風靡せられ
たと云ふも、不可あるまい。

朱子學の
影響

松平定信寛政改革の際に、異學の禁行はれ、朱子學を、天下に鼓吹したる
も、毛利の一藩には、其風漸く數十年の後に至つて及んだ。
固より文政天保の交、山鹿流の兵學者吉田大助(松陰の養父)の如きは、朱子學を
奉じ、徳山の教授小川道平、助教飯田一郎左衛門の如き、亦た徂徠學の弊を
認めて、朱子學に向ふものありたれども、是等は寧ろ除外例とも云ふ可く、其
の一般に朱子學の行はるゝに至りたるは、慶親(忠正公)の時、明倫館再營の際で
あつた。(毛利十一代史)

山縣 周南

山縣周南、名は孝孺、字は次公、小字を少助と云ふ。年甫めて十九、父良齋に従つて江戸に至り、
禮園に入る。時に徂徠古學を唱へ、業未だ大に振はす、獨り周南、安藤東野と一意斯道に従ひ、逸
に其の羽翼たり。強學三年、歸つて藩學を督し、寶曆二年を以つて歿す。年六十五。著書に、文集、
講學日記、作文初問等あり。資性温良雅馴、禮園諸子の中に於いて、持論最も平と稱す。居常顔色
怡々、宗族稱移して少しも間言あらず、其の人物を想見すべし。周南力を經學に盡し、最も國典に
精しく、詩賦文章は、餘技と雖又一家の體を具ふ。少時馬關に在り、韓使と唱酬す。韓使盆梅を指
して詩を求め梅開杯を以つて韻となす、周南立所に賦して曰く、

赤水橋頭一枝梅。却從瓶裡趁春開。分明認得東君意。要照嘉賓夜宴杯。

と。彼使歎賞措かず。これより先長藩には既に堀川派の學者あり、周南出づるに及び、藩内雖然と
して護園の學風に向ふ。其の門下瀧鶴臺、林東溟、和智東郊、山根華陽、小山田廊村、小倉廊門、
津田東隱、田坂霸山、仲子岐陽、窪井鶴汀、これを長州十才子と稱す。就中鶴臺、東溟、東郊を以
つて縣門の三傑となす。(防長志要)

【四四】毛利氏の武備

海邊防備

文化四年七月、異國船、屢々近海を伺ふの情狀あるを以て、沿海地方の領主及び土著の士に、それ〴〵防備を設けしめた。而して日本海方面には、それぞれ其の要所々々に、防禦の分擔を命じた。

右本部の人数、寡少なる時は、隣部へ急報、互に可ニ應援、又事あるときは、先萩城に急報すべし。豫め大砲小銃を備ふべし。人数不足するときは、獵人等を可ニ募集、兵士の服、先陣羽織、或は防火装等を用ふべし。豫め合議一徹の制を定め、變に臨で狼狽顛蹙の過あると勿れ。且支那及朝鮮等、毎々漂流の事あり、判然辨別、敢て躁暴輕忽の事あること勿れ。總て變あらんとさ、萩城より兵隊を可ニ進發、然ども路程數里、急猝必土著の士民を要す、勿レ怠し。

左郷住宅

而して前記の外、在郷住宅の輩、並に代官役、浦究役等へ、左の如く訓令し

た。

北浦異船漂來之節は、萩より御人数被ニ差出、御手組兼て御沙汰有レ之事に候得共、御城下御手遠之事に而駈付候間、御手後有レ之候而は不ニ相濟一候。依レ之阿武郡、兩大津海近き場所住宅之諸士中、並當島内にても、大井、黒川、三見邊住宅之諸士中は、兼而相心掛、異船漂流之時は、早速最寄之浦手へ駈付、地下人共相催、威勢を張、可レ有ニ警固一候。御代官所、浦究役えも、季細沙汰相成候間、可レ被ニ申合一候。兎角之内、萩より御人数をも被ニ差出儀に候。

但右は此節切之御沙汰に無レ之、何時可レ有レ之も不ニ相知、永久之事に候間、兼々其心掛有レ之、當分格別用意物等に不レ及、陣羽織、火事支度等に而罷出相濟候事。

代官浦究

尚ほ代官所、浦究役に向ては、左の如く訓令した。

北浦異船、御手當御海邊御手廣之儀、何時漂來之程も不ニ相知一事には候へ共、

自道多人數被ニ差出一置候様にも難ニ相成一遠見等無レ緩被ニ申付一注進之七
 は、即刻御人數被ニ差向一候へ共、各儀は場所引受之儀、兼而之心得、尋常
 にては不ニ相濟一萬一之儀有レ之時は、早速出張候而、御人數相揃候迄之
 儀は、別而無レ緩、士兵を以、海邊之固め可有レ之候。左候而追々御人數
 被ニ差出一事に候。第一兵糧くり出、浦々船等之手當肝要之事に候。此度詮
 議之上、海邊給領えも令ニ沙汰一候間、何篇無ニ抜目一心遣可有レ之候。委細
 郡奉行より可ニ申達一候間、可レ被レ其ニ其意一候。勿論當分之儀に無レ之、永久
 之御手當に付、各交代之節は後役堅可レ傳候。

- 一 武器馬具、他國拔賣堅被ニ差留一候事
- 一 宿々繼人馬之事
- 一 御貸馬の事
- 一 萩日雇人夫之事

右の廉々、寛政年間沙汰相成候分、此度さらへ申付候事。

内海防備

此れと同時に瀬戸内海方面にも、それ〴〵防備の手配をした。而して其の訓令
 は、左の通りであつた。

- 一 御國中沖目於ニ宰判一は、是迄異國船漂流無レ之候得共、都而海邊之儀は兼
 而心得肝要之儀に付、今般詮議之上、御代官中えも沙汰被ニ仰付一候。依レ之
 海邊知行之面々、其心得可有レ之事に付、以來左の通手當被ニ仰付一候事。
- 一 異船漂流之節は、萩より御人數被ニ差出一候得共、知行所海手之儀に付、
 早速人數差出、海邊警固可有レ之候事。
- 但知行所之外たり共、異船及異儀候様子に相聞候はゞ、人數差出、加勢
 勿論候事。
- 一 沖相異船見請候節は、其所より早速萩へ被レ遂ニ注進一、猶御代官所御番
 所えも可レ被ニ申達一候事。
- 一 異船見かけ候歟、又は御代官所より物音有レ之候節は、いづれにも
 早速居相之人數並有合之大筒小筒等差出、場所可レ被ニ相守一候事。

異船上陸の handgun

但人數並 鐵炮數等成丈多く手當之事。
 附獵師其外地下人杯相加へ候儀も、勝手次第不レ苦 候。何分人數不レ被ニ見透一樣相備、兎角驚ニ耳目一候を、心得專一之事。
 附出張之節、武具用意勿論に候得共、先は陣羽織或は火事支度、獵支度等にテ可レ然 候事。
 一 萬一異船より致ニ上陸、手向候 様子相見候はゞ、勿論防方可レ有レ之候。無レ左内は場所警固之心得 最ニ 候事。
 但諸給思ひに無レ之様、互に助合 候儀可レ爲ニ肝要一候事。
 一 注進之上、萩より御人數被ニ差出一候はゞ、何分任ニ差圖、令ニ進退一候様可レ有レ之候事。
 一 朝鮮船唐船等も、御國中前々漂流有レ之候 條、卒忽荒増之作廻有レ之間敷 候事。
 右急場爲ニ心得一申達候。此外何分時宜に従ひ、取計可レ有レ之、尤 地下人

毛利家士の兵法書

新銃砲術の習得

心得等之儀、代官所えも沙汰相成 候事。
 此の如く當時海岸防備を事とするに至つたのは、露人の北邊騷擾の影響である可きは、勿論だ。
 由來毛利氏では、元文年間、吉田矩行御陣制度を著はし、明和年間三戸與右衛門、機密集を編修し、其後神村三郎兵衛の御軍陣備立圖、長谷川有文の旌旗考等あり、何れも藩命によりて、編纂進献したるものだ。然も一も實用に適するものがなかつた。
 文化の始、藩主齊房の時に於て、銃陣編制の必要を感じ、村上藏人、門人森重鞠負を城下に召し、規畫する所あらんとしたが、果さずして止んだ。文化三年に至りて、大阪の浪士狹野隼雄所々歴遊して萩に至つた。齊房其の砲術に長ずるを聞き、山内房通等をして就て學ばしめた。當時又た信州の浪士坂本天山、偶々三田尻に來る。天山砲術に長じ、稱して天山流と云ふ。最も急射撃に巧水軍の士飯田七郎右衛門等、就て其術を修めた。此の如くして長防の武備も、

漸次整頓の方に歩一歩づ、向ひ來つた。

【四五】鶴献上の一例

冗費多し

毛利氏の財政は、齊房の時代も、相ひ變らず困窮であつた。而して其の困窮の中にも、如何に當時の冗費が多かつたかは、鶴献上の一事に徴しても判知る。此の如き例は、必らずしも毛利氏のみに限らなかつたであらう。當時幕府の制度が、如何に各藩をして冗費に困しましめ、且つ各藩の制度が、如何に庶民をして、困窮に陥れしめたるかは、枚擧する迄もなく、但だ其の一例として、今ま之を掲げんに、文化元年四月十六日、初鶴献上に關して、毛利氏から幕府への申告、及び其の指命は、左の通りであつた。

初鶴献上の煩勞

爲大膳大夫家例、毎年九月十月之間、於國元、初而射留候鶴、兩御丸え

射日嚴撰に爲時期

射日緩和を求む

一隻宛、並十一月より十二月迄之内、二度目之鶴、御本丸え一隻献上仕來候。依之毎秋鐵炮役之者を、國中諸所鳥著宜場所え差出、討取せ申候。總而献上御品之儀は、素より隨分念を入候儀にも御座候得共、追々被仰出之趣も有之、近代に至候ては、猶又昔年よりも、格別嚴密に被申付候。鳥柄相撰、射日等別而委吟味仕候事故、豫鐵炮役之者え、其旨得と申合候得共、活物之儀に御座候得ば、中りも兎角存ずる様には難射留一由申候。假令初鶴とて、射目存分に無御座候得ば、献上難仕候。付、猶又追々射留候内に而、撰立献上仕來候。依之自然と献上時節後れ候儀、間々有之、初鶴と申所は、名目而已にて、其實事に不不相叶、此段大膳大夫年來不本意儀奉存候。右は、全鳥柄射日等嚴吟味仕候故には御座候得共、献上時節も後れ候ては、何と歎等閑之様有之、氣毒至極奉恐入候。因茲不苦儀にも御座候ば、以來は初て射留候鶴、射日等少々存分に無御座候共、爲目立一程之儀にも

二三羽の射八

無二御座一候は、御定□を以、無二差構一献之、並二番鶴も準レ右献上仕度、左候へば、初留之詮議立、本意に相協可レ然と奉レ存候。尤右之通申上候とて、勿論疎略可レ仕様無レ之、随分念入、若初鶴とて、至て中り不宣候は、控置、其餘射留候内を撰献上可レ仕候間、此段御聞届御座候様仕度、相願届申候。個様之事實打明不申上候而は、旨趣も難解、於ニ其事實は、申候通、毎歲鐵炮役之者え射せ候處、城下近邊山深に御座候而、鳥著兼候故、國中に而諸所鳥著宜場所十里、二十里之外迄も、數十人手分仕、八九月之間より差出於ニ諸方一射留申候。既に去年も諸所にて、惣計七十五羽射留候内にて、漸撰立献上仕候。右之通多人數諸所へ差出射せ候得共、兼而申付置候事故、中り不宣と存候得ば、人々幾羽となく討取、不殘城下え運び出し候。其内に而撰立献上仕候所は、纒二三羽に不超過候得共、畢竟鳥柄射目等、嚴密に吟味仕候より、無據鳥數も多く射留、年々若干之殺生無益に相

當第一献上時節後れ候而は、初鶴之詮も無レ之、旁以不二本意一儀奉存候。間、不レ得止先御内々申上候。此段得と御勘辨被ニ成下、何卒程能御聞届御座候様仕度奉存候。以上。

四月十六日

松平大膳大夫内

兒玉

準

射目の見分け方

別紙
以來は凡左之通相心得、献上仕度奉レ存候。頭、頸、翼等に射傷有レ之、折離れ候程之類、或は眼射傷候類は勿論差控可レ申候。其外骨え懸り候射目並右之所之内にても、少々之射傷に而、折損候程にも無レ之、羽翼も大概揃ひ候類は、御宥免を以無二差構一献上仕度奉レ存候事。御口達別紙左之通

内意被_レ申聞_一候。初鶴之儀、書面之趣、尤に存_レ候。別紙之通に可_レ被_二心得_一候事。

一事が萬

只だ一羽か二羽の初鶴献上に、七十五羽の鶴をも射留めねばならぬ始末では、其の厄介さ加減、以て知る可_レしだ。一事が萬事で、世の中が幕政に倦み來りたるも、決して偶然ではあるまい。

【四六】毛利齊房

齊房死

齊房は生れて十歳にして寛政三年六月父治親の喪に遭ひ、其後を襲いだ。而して彼は文化六年二月享年二十八にして、江都櫻田邸に於て逝いた。彼の墓碑銘には、

公容儀間麗、識量明敏、政を爲す清簡、善に循ふ流るゝが如し。其の大事

を處し大議を定むるに至りては、則ち剛決にして撓まず。獨自の見確乎として抜く可_レらざる也。

と云うてゐる。

齊房の政

公封を襲いで以來、二州虞多し。國用費らず。此時に當りて國俗奢侈、士民困窮す。公深く之を憂ふ。乃ち有司に命じ藏を開いて之を賑はす。無告者より先にす。而して自ら率ゆるに儉を以てす。膳を損し服を卑くし、奇技淫巧を退け、以て士大夫國人を教諭す。幾もなく俗變り國富む。邦内の百姓、欣載悦服す。歳時生祠、以て公の福壽の延長を祈る。

と云うてゐる。此れは未だ必らずしも、悉く事實とは思へない。彼の一代も、恒に財用の不足に困み、馳走米など申附けてゐた。

文武の奨

公國事を經濟するを好む、政は永遠を期す。重ねて學宮を修め、生員を増加す。居恒師儒を召し、經史を講ず。……士大夫に勸むるに文武藝業を以てす。常に親閲して而して之を勉勵せしむ。

粟屋衛藏の轉導

何れにしても、彼は年齢の割には、明君たる資格が具つてゐたらしい。彼の幼時には粟屋衛藏なる者、恒に左右にありて、彼を輔導したと云ふ。されば彼は粟屋に負ふ所少くなかつたであらう。又九靖恭公遺事には、

公兩職衆被ニ召出、被ニ仰聞一候は、文武の道は、諸士の成立第一の儀也。然處に出精仕候者稀有之様に相聞え、無此上憂慮なり。推察すべし。依レ之他の費用を相省き、明倫館修補銀相増、出群之者出来候様引立度候間、其方共も随分心を用ひ、其詮議申付候様被ニ仰付一候事。公兩職衆又々被ニ召出、被ニ仰聞一候は、此内も申付候様に、明倫館修補銀之儀、精々可逐ニ吟味、右に付ては、我等衣食等之儀は、如何様省略候ても不苦候間、無遠慮可ニ申出、衣裳は、寒暑を凌迄にて足り、食物は、朝夕一汁一菜にて相濟候間、其心意を以て、費を省き、幾回も修補銀相調候様に被ニ仰付一候事。

齊房の見

齊房が若年ながら諸士の教育に深厚の注意を拂ひたることは、上記にて分明らかだ。

公或時被遊御意一候は、當時小學問を致し候者は、兎角王道霸道とて、霸道を賤しめ候へども、王道は周代にも、成康以後は行はれず。孔孟の聖賢といへども、今世行はるべき事にあらず。霸道なりとも行はれば結構なり。英雲公瀧彌八(鶴臺)被ニ召出、管子之講釋被ニ御聽一候て、御撫育御取立不易之御成績、是霸道管仲が道を被ニ成ニ御信用一候御徳にて、則富國之道なりと、被ニ遊ニ御意一候由に候事。

是等は亦た尋常ならぬ見識と云ふ可きものであらう。重就(英雲公)と略ぼ同時の肥後の明君重賢(銀臺公)の如きも、亦た秋山玉山をして、管子、韓非子など、諸子の書を講せしめた。

松平定信の政治の批評

松平越中守(定信)様は、御外戚御叔父に被ニ爲レ當候付、萬端御政事御相談被ニ成候由、然處或時御噂被ニ成候は、越中守殿は、近世之賢相と

相聞候、誠に左様も可有之、田沼驕奢御改革之時節に候へば、尋常之人にては不ニ相調、餘程善政有之、功勞多き事、諸人の知る所なり。爾申せば些と嚴に過ぎ、下々の難儀に相成事も段々有之、江戸も其時より大に衰微せし由、相聞へ申候。政事は成丈寛裕に有之度事なり。阿部勢州、越中守殿へ時々其事を存寄有之哉に付、不ニ熟和、終に退役致され候。諸大名旗本衆以下、江戸中上下大に惜候と申事なり。於ニ我等も勢州同意の事も間々有之候と、御噂被遊候よし申事に御座候事。是亦た一見識と云はねばならぬ。

寛政九年巳二月達條々

學館造立の趣意

一 文學は人倫の本、忠孝に進む第一教ニ、武藝は勿論、其餘の諸稽古皆可達ニ御奉行諸士の所業にして専ら修練すべき事に候。依て享保之初學館御造立文學諸武藝稽古の式被ニ定置候通、愈以無ニ相違ニ可レ被ニ相守候。御代々御興隆の御心淺からず、當時御弱年ながら被レ爲レ繼ニ御遺志、今般學館料増加被ニ仰付、入學の諸生定員被ニ相増候。諸事儉政被レ用時節に候得共、學館の儀は自餘に違ひ諸

士成立の根元たるに付御費用を厭はれず、稽古被ニ仰付事ニ候條、銘々志を勵し享保の被ニ仰出ニを専ら守り、每物質素にして血服を著し、不レ顧ニ分際、供の者減少、或は無儀にても罷出、諸稽古無レ忘可レ有ニ出精候。然れば自ら心さまを剛強にして、遊興の情薄く儉約も立、御奉公の本意に可ニ相叶候事。

一 講釋は聖賢の道を廣め、諸人教導の起本に候得ば、聽聞のもの依レ教他の徳、其身の行規、作法正しく、自然に實儀にかなひ才徳も出來し、其成器に依て可レ被ニ召仕事ニ候得ば、執役の基に相成勳善の道不レ可レ違之事。

儒式師道

一 儒武之師は諸人の法則たる間、行規正しく指南不レ可レ有ニ怠慢候。然時は門弟中其徳ニ懐き出精拔群のものも出來すべし。若し又其身の所業精からざる時は、信仰も薄く隨從も寡くして、終には其道興隆成難かるべき事。

一 御家來中成立の爲學館料被ニ相増ニ御引立被レ下事に候へば、此旨能々相考へ少壯は不レ及レ謂、老成のもの、假ひ奉公たりとも公用暇なるときは學館可レ被ニ罷出候。如レ斯被ニ仰出候上若御奉公の心掛薄く、漁獵遊觀に日を空敷し諸稽古を怠り、武士の本意を失ひ候ものは、終に仕進の道も塞がるべき事。

右之條々宜ニ相守旨依レ仰如レ件。(日本教育史資料)

第十章 毛利齊熙齊元時代の政治

〔四七〕 整理と節減

齊熙の相

齊熙は齊房の弟にして、治親の第四子だ。兄齊房文化六年二月五日痘を患て危篤、十四日起たず。然も喪を秘し、廿一日其弟保三郎を嗣子とせんとを幕府に請ひ、翌廿二日喪を發した。保三郎が即ち齊熙だ。時に彼二十七歳、其實は二十五歳三個月弱であつた。

文化八年
黒印令

彼の時代も亦た、先代を受け續ぎて、財政困難であつた。文化八年七月四日、黒印令を發布した。其の要領は左の通りだ。

累年財政艱困、他方の負債巨大、償却の途無し。屢ば節儉の方法を改立するも、未だ其の目的を見ず。今回不得不已、更に本年より五年間、非常節儉の方を設け、藩内の俸祿を減收するに至る。吾が憂念何とか謂ん。然藩内亦困

同年九月
儉約令

斯くて九月六日に至りて、左の訓令書を發した。

窮之情狀、吾已に之を審認せり。本年は聊か之を撫育倉廩に取り、以て辨理し、來秋に至りて法の如くすべし。汝等堅く節儉を守り、報効の士氣を墜すことなくんば幸甚。

數年御所帶御不勝手之上、去々年(文化六年)御代替一件、彼是莫大之御新借被相増、御難澁之段被聞召、御仕組之筋、種々御簽議之上、往五ヶ年之間、江戸御番手一途相定御遣用銀、其外上々様方御仕渡、御國元之御遣用をも壹割歩引被仰付候へ共、大段之御不足、償之方便無之、乍御心外御家來中より、増出米被仰付候。其段八月六日於御國被仰渡候。右之趣に付て、江戸御國ともに諸事省略、儉約之吟味被仰付、御番手人數をも減少可被仰付との御沙汰候間、面々其旨を存じ、只今迄も、儉約無緩事に候へ共、猶又一分、遂吟味之儀迄も、令三省略、身分引下げ候心得を以、不拘先例、此御時節取續候て、御番手遂其節候様可被相心得

候事。

但衣類其外不相應之筋無之様、彌以簡略之可被盡吟味候事。

一 御番手之面々無、據差間に依て、近年借銀被仰付來候へ共、此御時節御借上も不被二相調一事候條、可有其覺悟候事。

御役所費
用減省

一 御番手一途之御遣用銀相定仕、仕送相成候てさへも、年々臨時之御入増有之事に候。況相定内歩引相成候ては、いか程被盡御儉約候とて、諸役所之心得、尋常にては相調不申事候間、御大切之境、銘々相考、於二役所、物毎省略、減少之吟味を盡し、當御仕組中、歩引之筋相立候様、無緩心遣、肝要之儀候事。

一 諸役所下子等迄、減少之詮議被仰付候間、無據御用及二遲滯候儀有之候共、御内輪之儀は、御免も可被成候條、諸所隨分御用減じ候様、相互に可被致吟味候。諸所取遣之御用も可成程は、夜中え掛り不申、日之内相濟候様可被致沙汰候事。

附記録所邊公儀所、其外御動事に掛り、外向出勤之面々右之心得を以可被二相調候事。

他役所費
考慮の事

附御用相調候儀は、相互之事に候間、銘々役所之沙汰心に寄て、他之役所之費に可相成儀を、可被相考候。此上若自分役儀之一分をのみ存じ、強て御急用にて無之筋をも、御急用之様に令沙汰、或は日切有之御用筋、其役所之持方之爲、只様日切縮申候ては、相縮所に至ては、御急用程之日切に罷成、御買上物仕調物等も直段違ひ、又は入札直聞杯、委敷吟味も不相成、おのづから御費之譯も有之事に候。此段は其役人御爲を不辨、偏に役所之越度にのみ不相成一様にとの心得、又は權威役位之筋を以、御造佐入御費之所をば、不厭様に罷成儀も前々有之事に候。此段は御時節之善惡に不寄、甚以不心得之勤方に候。彌以向後右之境、令勘辨、御急用之儀は格別、其外之儀は、緩急之所、能々遂詮議可被有沙汰候。且又御費之筋とは乍存も、是迄仕似せ有之儀に付、等閑に打

緩急詮議
すべき事

第十卷 四七 整理と節減

品に寄自
分調の事

過候事故、今更改て難申出事たり共、氣付之筋於有之は、たとひ同
役傍輩之當り相に罷成候共、銘々存寄之所、可被申出一候。此段は諸役
所、檢使引受之所は、檢使中えも氣を付候様、手堅被仰渡候間、品に
寄、役人之越度にも可被仰付一候事。

一 諸番所諸役所御用自用共、手次を以申付、其次第混雜不仕様に、有
之度事に候へ共、其心得不叶にては御用難達事候條、手次之者、不居
合節は、品に寄、自分相調候様可被仕候事。

事を飾ら

一 御番手之面々、大小身共に御使者、其外他所向え被罷越候節は格別、
御中屋敷、麻布往來、其外御寺參、又は自用にて被罷出候節、兼て相定
人張有之事故候へ共、其内をも令減少可被罷出一候。銘々事を飾候心得
有之候ては、御一統之妨に罷成事候條、其勘辨肝要候事。

文化入未九月

見(玉)三郎右衛門
突(戸)主 計

所謂行政
整理

以上掲ぐる所は、當今の言葉で云へば、行政整理、政費節減の意味である。此
れが事實幾許の程度に於て、實行せられたる乎は、自から別の問題である。

【四八】馳走米徴課及び其の申譯

諸老臣連
署諭告

尙ほ諸老臣の連署もて、前文(參照 四七)と同時に、左の如き諭告を發した。

御所帯近年御不調之上、御代替一件以後、大段之御新借出來増候趣、連
々被聞召上、早速より段々御儉約之吟味被仰付候處。此節に至り、當分之

地江戸所
務歩引御
付心勞

増出米に
御心勞

御入用も難達、無據去る申年(寛政十二年)被仰聞置候趣も有之に付、
 各申談、當年より往五ヶ年、半知之御馳走被請之外無之趣、宇右衛門
 (堅田)出府委細之趣及言上候處、寔に莫大之御借銀御難澁至極甚被
 遊御當惑候。然ども御馳走之儀は、何卒輕目に被仰付一度、上御不自由被
 遊、御勘忍今般御表を始、上々様方、御仕渡、其外地江戸御所務歩引被仰付、
 彼是省略之出目を以、御馳走減少之遂吟味候様、被仰聞候付、種々
 難題之御縁合せも有之候得共、色々令作略、漸當年より來る亥年迄(文化
 十二年)五ヶ年間、御家來中高百石に付、拾五石宛之御馳走被請候ば、假成に
 御仕組も可相調趣、及御聞候處、御家來中も困窮之時節、増出米被
 仰付候段、上之御心勞、別ての御事に候へば、猶又別段之吟味種々被仰付
 といへども、此餘絶ニ手段候趣、申上候に付、無據御心外ながら、
 伺之通可被仰付被仰出尤各別之思召を以、當年之儀は、御家來中、
 行形之三つ成手取候様、御撫育銀被差出、來年より往四ヶ年増出米可被

御仕組中
嘆申出ぬ

當局の苦
心

仕來りの
拘束

召上○右に付ては、大借之面々一入差聞可有之に付、容易に難被仰付一事に
 候得共、來申年(文化九年)より御仕組年限中、公内借捌之儀をも被仰出
 候。寔厚々御仁惠重疊難有御事に候。御時節柄、右御心入之旨、旁
 得と令勘辨、御仕組中、御嘆等不申出、當年より増出米之心得を以、風俗
 に心を用ひ、彌以萬端質素儉約を盡し被遂馳走、且々も相凌、永御奉公
 之覺悟可爲肝要候事。
 以上の論告を見れば、如何に當局者が、此際馳走米を諸士に課するに付いて、
 苦心したるかを察せらる。元來藩主が困窮すれば、諸士も困窮し、藩の財政
 が困窮すれば、諸士の財政も困窮するは、云ふ迄もない。然るに藩の財政を救
 はんと欲して、此の困窮せる諸士に出来を賦課するは、無理と云へば、此上の
 無理はない。
 然るに諸士が不平ながらも、之に承服したる所以は、一方に於て、彼等が他に
 如何ともする能はざる、換言すれば従前よりの仕來りに束縛せられて、別に方

悉訴防止
の手段

便なきと、他方には君臣上下の分定まり、忠義一點張りにて、諸士を教育したれば、如何なる苦痛をも、上から命ずる所は、之を忍受せねばならぬとの、覺悟あつたが爲めであらう。

或る場合には、封建時代の忠義は、君主側から馳走米徴課の口實となつて來た。されど如何に忠義でも、如何に他に方便なしとしても、困る者は矢張り困るから。當局者も或は彼等に儉約を勸説し、或は彼等に公金借用返済の延期を許容し、而して更らに彼等に、此際嘆願がましき愁訴等をなさざらしめんとしたのであらう。

萬策燒石
に水

併し是等も要するに燒石に水で、何れの大名も、何れの諸士も、苟も知行取や、扶持米にて衣食する者は、其の大小に拘らず、殆んど困窮しないものは無つた。即ちそは天下の將軍たる徳川家より、足輕に至る迄、殆んど皆な然りと云ふも妨げあるまじ。

特別切抜
け手段の

但だ斯る場合に於て、各藩中特別なる手段を講じ、其の困難を免れたるもの無

例

いでも無い。薩摩の調所笑左衛門の、財政整理(參照 三〇一三七)の如きが、其の一例だ。而して長州の村田四郎左衛門等の改革の如き、亦た然りと云ふ可きであらう。

されど是
除外例

併し是等は寧ろ除外例であつて、世運の進むに従ひ、世襲的定額の俸祿によりて生活するもの、困窮するは、到底如何ともす可らざる大勢と云はねばならぬ。惟ふに此の世運の進歩なるものには、流石の徳川幕府の創立者であつた家康でも、思ひ及ばなかつたであらう。

【四九】 神器陣の操練

毛利氏の
武備

毛利氏は財政困難の中にも、武備には頗る注意した。齊熙襲封の始め、佐伯平右衛門内用掛となり、村田四郎左衛門密用方となり、俱に軍政に鞅掌した。當

新陣法演習

時水軍の士に森重會門あり、三田尻に居て、合武三島流の戦法に長じ、兼て砲術に精し、齊熙乃ち村田等の薦によりて、彼を萩に召し、佐伯、村田等と共に新陣法を講せしむ。馬屋原閑藏、大和七兵衛、吉松市郎次の徒、亦た之に與つた。文化九年九月に至りて、其の演習を、城下の海上に試みた。當時海潮急激の爲めに、其の效果を見る能はなかつた。十二年八月、又た演習を倉江に試みた。その際は頗る見る可きものがあつた。齊熙之を感賞し、森重會門を擧げて銃陣編制の任に當らしめた。當時飯田七郎右衛門、三田尻に居て、天山流の砲術を善くし、周發臺を操縦するに巧みであつた。周發臺とは大砲を木臺に装置したる砲筐の一種だ。飯田は召されたが、故ありて未だ至らず、故に専ら會門をして編制の事に當らしめた。

神器陣

由來鐵砲隊として、陣に臨むは足輕の業であつた。されば士人をして、奮て之に向はしめんには、佳名を撰むに若くはなしと認め、村田四郎左衛門は、明の趙子禎の所著神器譜中の「是自ら衝りて敵を殺すの器、神と謂ふ可き乎、神なる者なり矣」との一句を取りて、神器陣と名けた。

其射撃方

此の陣形は、車臺大砲を中心として左右に十匁筒、三四十を備へ、刀鎗の數隊を、其後に配置し、大筒小筒交々亂射し、敵兵の色、稍動くを機として、刀鎗の諸隊は、硝煙濛々の間より突然出現して、敵兵を撃破するものだ。

神器陣大操練

文化十四年二月、神器陣大操練を、菊ヶ濱に行うた。其の目的は外寇防禦にありて、既に習練に熟したるが爲めに、之を舉行した。其の行軍の序列は、第一斥候兵、第二斥候兵、次に右備、次に左備、次に本陣、次に衛殿の六隊とし、歩騎通じて百三十人、從卒其他を合して三百人とす。

士卒服裝

隊士より輕卒に至る迄、其の服裝は、概ね同一だ。頭に小形の陣笠を戴き、身に半服を穿ち、その上に定紋の陣形織を著く。腰に兵糧を帯び、脚に股引を穿ち、草鞋を踏み、何れも輕装にして、放鷹と相ひ類す。但だ士人は腰に兩刀を帯び、手に小筒を携ふるも、輕卒は然らざるのみ。

藩公親閱

菊ヶ濱操練場には、海上、恰好の位置に一隻の船艦を浮べ、外舶來寇の狀に擬

人心の作

地理的位
置と先覺
者

し、先づ之に向て大筒の攻撃を試み、更らに敵兵の海岸に來り迫らんとするや、小銃を亂射して接戦を試む。此日齊熙は、一門老臣、兩相府員、明倫館及び村田、飯田、佐伯、吉松の諸臣を従へ、假小屋に在りて、親閲した。惟ふに是等の演習は、實戰に際して、果して幾許の効果ある乎、得て知る可らざるも、然も全く泰平に狃れきつたる人心をして、武備の忽にす可らざるを知らしむるに至りては、其効著大と云はねばならぬ。技術は第二であり、第三である。第一の必要は、人心の作興だ。海岸に外敵の推し寄せ來るなどは、從來夢にも見ざる所であつた。然るに此の如く外敵に向て、防禦的の操練をすに至りては、其の對外敵愾心を、實物もて教養するもの、如何に其の陣法や、砲術は實用に迂なるも、少くとも對敵の第一義は、之によりて警醒せられたりと云はねばならぬ。

從來長防二州は、海岸線最も長き領地にして、維新以前に於て、馬關戰爭を惹起するに至つた。されば毛利氏が外寇防禦の準備は、其の地理的位置の刺

戟に由る所少くないが、然も亦た其の先覺者村田四郎左衛門の徒の、遠謀、深慮に負ふ所も、自から甚大であるとを記憶せねばならぬ。

【五〇】 齊熙鎮海園に隱居す

藩主自ら

斥鹵開墾

齊熙の一代も、始終財政に苦んだ。されど彼は一方にはそれを切り抜く可く、種々苦心しつゝ、他方には武備を整へ、神器陣を採用し、銃隊編制を創め、之を御流儀と稱した。即ち藩主自ら師範の位地に立ち、藩士を其の門生として之を視、藩士卒を擧げて、悉く銃を取らしむるの端緒を發いた。

且つ彼は又た文化十四年には、長州厚狹郡船木邑に就き、濱崎斥鹵の地を開墾して、之を撫育局に附屬せしめた。之を妻崎開作と云ふ。文政六年には、防州佐波郡西の浦海園を開墾し、亦た之を撫育局に附屬せしめた。彼は利用厚

隱居大事を統ぶ

生の方にも、亦た能く其力を竭した。彼は文化七年四月、二十七歳にして、兄齊房の遺封を襲いだ。文政七年二月四十二歳にして、之を其の養子齊元に譲つた。然も彼は武州葛飾邸に在り、天保七年五月五十四歳にして逝く迄、足掛け十三年間は、風月を樂みつゝ、尙ほ藩政の大事を統べ、葛飾邸には江戸當役を用掛りとし、手元役以下専任兼務の役員數十名を置き、當主亦た彼の裁制を仰いだ事情は、そは未だ全く其の通りとは云はざるも、稍や島津重豪の高輪に在りて、薩州の藩政を監視したものと相ひ類した。

鎮海園築

彼は資性明敏活達にして、豪傑の風があつた。隱居するや直ちに新橋邸に移つたが、其翌文政八年二月、葛飾邸に移り、更らに海園を埋め、園圍を築き、其廣さ凡二十四萬坪に及び、頗る宏大なものであつた。之を鎮海園と稱し、頼山陽に囑して、之れが記を作らしめた。

頼山陽鎮海園記

長門侯新たに別莊を築き、鎮海の園と曰ふ。江戸東郊海に瀕する處に在り。

鎮海の名の因由

……侯故と此地に於て、鹹鹵數百畝を請ひ得て、以て暇時游豫の所と爲す。已にして而して又た請うて其傍に就き、稍や海水を填め、平地と爲す者、都て二十四萬歩、池を其内に鑿ち、以て鹹水を瀹ぐ、閘を施して蓄へ泄らす、其土を輦して以て山と爲す。亭臺堂宇、以て馬を調ふるの埒、射を學ぶの圃に至るまで、皆な備はる。三十六景有り、文政甲申（七年）の秋に經始し、越えて乙酉（八年）春二月成る。侯方さに老を告げ、其藩に歸らず、而して此に居る。……其の正邸と甚だ隔絶すと雖も、舟船往來、半日達す可し。此れは山陽の記する所、彼も鎮海の名の穩當ならざるを知り、之を更めて記せんとしたが、再思して其説を得たと稱して、左の如く釋明してゐる。

特に以爲らく鎮海の名、官成屯衛の號に類す、娛樂の地に名くる所以に非ず。請ふ改めて而して後之を記せむ。而して未だ更ふ可きを得ざる也。已にして而して曰く、舊に仍る可なり。夫れ侯の國、已に我邦の乾維を藩屏す。朝鮮、兀良哈、諸蕃の衝に當る。是れ鎮海の著しき者也。東邸郭内に在り、又た

齊熙の人

此莊を郊に創む。規模宏壯、河海の口に據りて、關梁の間を扼す、豈に獨り游娛云乎、亦た以て國家の爲めに、此海を鎮するに足る爾。

如何にも尤の説だ。されど鎮海の二字は、徳川幕府から見れば、海内を鎮めるとも解せられ、遂ひに此の鎮海圖記を彫刻したる石は、何處とも行衛不明となつたと云ふ説を傳へてゐる。

抑も一方には財政必迫に苦しみつ、他方には此の如き大袈裟なる隱居所を營むなどは、聊か調子の合はざる所作である。或は齊熙は將軍家齊を、此處に招待し、増封を請はんとの下た心あつたと云ふ。何れにしても彼が豁達にして、尋常平凡の大名でなかつたとは、此の隱居所の經營を見ても、察するに餘りありだ。而して彼が村田四郎左衛門の如き人物を、隱居後も、手元役として、其側に措きたるを見れば、彼が志の存する所も亦た、知るに難からずだ。

齊熙の好學

齊熙幼にして學を好み、未だ文義を解せずと雖、手に卷を置て或は郊野に之く、必ず書籍を齎らす。別に携持に便なる小冊子を用ふ。年十三四、一日射を演ず。近臣小倉某曰く、公射中らずと雖、射容甚だ美なりと。座に在る者咸な稱讚す。齊熙平田某に謂つて曰く、予昨説苑を讀む。齊景公諸大夫に酒を飲ましむ。公射て質を出す。堂上喜しと唱ふ。一口に出づるが若し。吾今日射に臨み、實に此事あり、深く其語諛を惡むといふ。長するに及び常に云ふ、書を讀まざれば、義理に暗し。義理明かならざれば事を誤ること多しと。近臣に命じ亦與に書を講ず。稍怠慢なる者あれば、齊熙自ら講じて以て之を教ふ。詩書二經隔夜各一經を講じ、近臣をして之を聽かしめて曰く、吾好んで人の師と爲るにあらず。教ふるは學ぶの半、實に我が爲めなり。汝等講席に臨むに先ち、必ず躬親ら繙閱し、若し疑義質問あらば予亦之に因り得る所あるなりと。(續名將言行錄)

【五一】 齊熙齊元の訓諭

齊元の相 齊元は所謂る英雲公重就の孫にて、其の第十四子定次郎親著の第二子だ。彼は

齊熙親筆の訓諭

寛政六年三月萩に生れ、享和三年閏正月、老臣福原豊前房純の養子となつたが、文化十一年十二月齊熙が、多病にして、年長の人を世子とせん爲め、福原に内諭して、彼を公子に復歸せしめ。十三年十二月江戸麻布邸に入つた。文政二年九月齊熙は、彼を養ひ、長女由美子に配せんとを請ひ、幕府の許可を受けた。時に齊元二十六歳、而して文政七年二月齊熙の隠居にて、家督の命を承けた。時に歳三十一。其の顛末は既記の如し。(參照 五〇)同年四月廿九日齊熙は、親筆もて吏員戒飭の訓諭を授けた。六月二十一日齊元は、それに添訓を附し、七月九日之を發布した。今齊熙親筆の訓諭を左に掲ぐ。

從來家中、未々より下々の者までも、困窮せしめ、いはんや所帯向借財相増、既に國の大難たり。今に於て難除かざれば、往先凶年の饑寒をも難に凌に付、此度内外の事改めて省略申付候條、執政之面々を初め、在役之者、其外迄も、右難え鉤合事無之趣深く令勘辨、萬事嚴敷省略し、私を捨て公を奉じ、華を禁じ實にもとづき、身を謙り忠節抽るに於ては、

數寄遊興の禁

役所整理

祝著たるべし。

- 一 上下の道通せざれば、君臣相疑ひ、同役一和せざれば、事はこびがたし。尤一和に事寄私あるべからず候。
- 一 重き仕組に付、國家の危急などと申立といへども、分過の家作、器翫のもの數寄、遊興に耽り、酒飯事、或は音物賄賂の弊等禁じがたき時は、上下の信用薄く、終には仕組も行れがたく、屹度可相慎一事。
- 一 此節の急務は、事を省き財を節するを以て、先とすべき處、御代々の古法にもあらず、從來の惡僻をもつて、古格先例などと申募るは、時宜に通せざる事候。禮節も倉廩みちての後の事に候得ば、舊弊の改をも可申付候。惣而公役の弊になぞらへ、私の愁訴、得手勝手等申出間敷候。
- 一 不ニ差向一役座相省き、猶役所一に於て、役人下手子等に至るまで、たとひ不辨理の筋有之とも、可令勘辨候條、過半省略いたすべし。
- 一 役所に於て、各身をうづ高くし、役筋不案内にして、頭人は役人に讓

公役喪禮の禁

役人は下手子にまかせ、用辨相滞り、上下の費不容易に聞候。第一公威も軽くなり行、其身の功者も不付、よつて自今以後下手子の所作は、役人取捌、役人の取計は、頭人相勤、沙汰速にいたすべし。

一 私の持方を以て、公役を蔑にし、上下の節義を失ひ、譜代恩顧の筋目忘却いたすまじく候。

一 役成其外振舞之儀止みがたく、新に役儀申付といへども、無用の費難、病氣差起り無レ據、役儀相斷類も有レ之歟。是等はひとへに、古役のもの、心得にあるべき事候。

一 在役の面々引受、難澁の事は、左右を見合、月日を送り、或は下の勝手へ付、御意思召にて、被仰出候様にと取計申間敷候。向後其役々えまかせ候條、緩せにいたすべからず。

一 文武の業、専相勤むべし。内證にては、快遊にふけり、外向鎖細の持方等にか、わり、其業不ニ相勤ものも有レ之様相聞候。士の本意を取失ひたる儀、無ニ是非一次第に候。

文武の業

人才選舉

儉政父子申合

一 國の貧富は、風俗の盛衰により、風俗は在役の能不能より起る事に付、人才の選舉公儀を専とし、親族朋友の因、或は頼み事等に引れ間敷候。

右風俗儉政等之儀に付ては、是中で、御代々度々被仰聞と雖も、于今風俗よろしからず、上下困窮に至り候は、我等代中の不徳とも可レ申哉。依レ之父子申合、舊來の弊をいましめ置、家督譲與せしむるなり。左候へば執政の面々並、附屬の者ども、心得筋に於ては、甚相違有レ之様相見候條、前條之趣、さつと相心得、風俗取直し、仕組成立候様に、銘々心をつくし、精々可ニ相勤もの也。

齊元訓示

以上は齊熙の親筆訓諭だ。之に添へて齊元は、左の如く訓示した。

風俗儉政の儀に付、大殿様厚き思召有レ之、別紙御ケ條を以、被仰出、我等代始之儀、別而有難事候。依レ之我等身の行ひを以て、萬人に先達候へども、未だ無レ功之事候條、執役の面々をはじめ、在役其外の者までも、偏へに

右思召の旨を奉じ、私心をすて、公儀を專とし、華美を禁じ、謙素にして、政道成立候様、夜白心遣肝要候。上信じ下服せざれば、政事難レ被レ行候條、執役の面々をはじめ、其身の持方別而心得可有之事候。往先思召之旨に相叶ひ、風俗儉政成立候様、心遣遂るに於ては、賞美可ニ申付候。若緩怠之儀有レ之に於ては、御代々御條目之旨も有レ之事に付、心外ながら沙汰可ニ申付もの也。

尙ほ以上に就て、左の如く一般に發布した。

奉行代官
目付等へ

右今度大殿様思召之旨、能々相心得、人才風俗成立候様心遣肝要候。町奉行 郡奉行並代官
右今度大殿様思召之旨、能々相心得、百姓町人其業を勵み、風俗立直り候様、心遣肝要候。

目付

右今度大殿様思召之旨、得と勘辨いたし、萬事明白に可致ニ言上一候。此の訓諭が、果して幾許の效果あつたかを知らざれども、兎に角彼等父子の意の在る所を、見る可きであらう。

【五三】 更に馳走米を課す

齊元時代の財政
齊元の時代となりても、財政困難は、先代同様であつた。否な恐らくは齊熙が隱居所を葛飾邸に設けたる爲め、寧ろ諸入費は増加したであらう。何れにしても齊元家督相續の年、即ち文政七年九月八日には、又々本年より五年間非常儉約、諸臣にも祿俸の半額を支給する旨を申達した。御所帶從來之御逼迫に付、御家來中、地下よりも、多年引續御馳走被レ爲レ請、追々御仕組立被ニ仰付候へ共、近來廉有御臨時之御入用、水旱之御損毛等彼

又々非常
儉約令

遺用半方
減省

此後差違
不能

是相被湊、至當年、古來無之御借財に相成、當節之御凌難、相調、來春御參勤之料も難レ被ニ行届一程之儀、素より行先之御目途は、猶更無レ之、誠に必至之御差詰。御家來中も、一統困窮、旁兩御殿様(齊照、齊元)深被レ遊ニ御氣遣、今般上御居形被ニ引替、御表を始、上々様方は迄之御遺用半方被レ爲レ減之、其餘を以、御通り方相成候様にと被ニ仰出、右減少之御甘きをは、御返濟方え被ニ相用、諸役所を始、右之御振を受、嚴密に御仕組之吟味被ニ仰付一候へ共、山高之御借銀に付、近年之御馳走御請物にては、次第に利殖に相成候故、重き御馳走懸を以、御借銀捌被ニ仰付一候外無レ之趣、及ニ御聞候處。御家來中、至而困窮之段連々被ニ聞召上、重き出米之儀、御代始旁甚御心勞被ニ思召、何卒輕目に可レ遂ニ簽議一段、被ニ仰出一候處、前斷之通、古來無レ之御大借、必至之御難澁に付、少も御猶豫難レ被ニ相成、行詰之御仕法立を以、御捌方不レ被ニ仰付一而は、忽御上下之危急に立至り候。此度之僉議通りにも、御借銀高に合候而は、餘分之御納細め難ニ相調一増而此儘被ニ差

五年間半
出知米仰

貸米銀款
申出禁止

延置一候而は、御參勤之御間にも相成、重き御馳走懸け、往先御宥免之期も無レ之、益御上下之御一大事に可ニ相成一趣、旁再應申上候處、無ニ餘儀一譯には候へ共、上に於ては此餘之御不自由をも可レ被レ遊、御堪忍候間、尙又其僉議仕候様にと重々被ニ仰出一候。然共既に御配當半方之減少も被ニ仰付、其外御借財捌旁々被ニ盡ニ御吟味一候上は、別に御手段無レ之、實に簡程之儀、御手後れに相成候而は、國家安危之境に候段、件々申上候處。幾重も御家來中之困難御苦勞に被ニ思召一候へ共、於ニ只今一際立御借財捌不レ被ニ仰付一而は、却而御家來中往々之痛にも相成候趣、彼是被レ遊ニ御思惟、乍ニ御心外一伺之通、當年より來る子の年(文政十一年)迄五ヶ年之間、半知之御馳走出米可レ被ニ仰付一旨に候。上様方萬端御省略、御不自由被レ遊ニ御勘忍、以前條思召之旨一令ニ感得一可レ有ニ御馳走一候。御馳走出米段分別紙之通候事。

一 御家來中、數年重き出米被ニ仰付一候事に付、爲ニ仕組立、格別之御僉議

を以て、公内借捌之仕法、別紙之通被_レ仰付_一候。然上は大小身とも年限中、御貸米銀之款申出候而も全不被_レ遂_ニ御了簡_一候事。右之通被_レ仰出_一候條、御時節柄、能々令_ニ勘辨_一、彌銘々質朴儉約を監し、此期を凌ぎ、御奉公之覺悟可_レ爲_ニ肝要_一候。此段組支配中えも可_レ被_ニ申渡_一候以上。(別紙略す)

幕府に獻

此の如く上下必迫の際にも拘らず、文政八年七月朔日には、金五萬兩を幕府に獻納した。而してその三日には、東叡山火防を除かれた。此れは獻金によりて、其の課役を免除せられた譯合だ。

百石に二石の惠賜

文政十年十二月廿三日、左の意味の布令を下した。頻年財政艱困、諸臣の俸祿を減却するに至り、惘然の至り、歳末に及び、孰も究困に堪へざるべし。然ども急に救惠の方法を得ず。今他方へ償却の銀、若干あり。聊か財主へ謀り、償却の期を延べ、之を以て諸臣祿高百石に貳石の準を以て、代價若干を賜ふ。先此にて本年の急を救惠せよとの恩命あり。

また當夏諸臣に貸下の年穀、當冬上納の期を延べ、來歲末に納償せしむべし。また今回の賜銀百石以下小祿のものは、小繰巻銀の度に準じ、恩賜せらるべし。然も此の如き惠賜も、只だ一時の急を聊か緩和するに過ぎずして、大體から見れば、燒石に水の有様であつたらう。

【五三】 將軍家齊の女和姫世子保三郎に歸嫁す

財政困難の上塗り

財政困難の場合に、更らに財政を困難な_レしめたる一件は、齊元の世子崇廣(後齊廣と改む)に、將軍家齊の女和姫の歸嫁である。此れは必らずしも毛利氏の方にて、當惑と云ふばかりでなく、自から之に由りて、利する所あらんとしたものであらう。されど其の動機の如何に關せず、財政困難の上塗りをしたるには、

保三郎婚約

相違なかつた。齊元は其の養父齊熙の實子保三郎を養子とした。此れは文政五年六月二十五日の事であり、同六年六月十八日、和姫保三郎に許嫁の命を、徳川氏より傳へた。保三郎は文化十一年五月十六日の生なれば、當年十歳だ。和姫は文化十年正月十四日生なれば、一歳の年長だ。

幕府諸侯各結婚策

家齊は徳川十五代將軍中、最も子女の夥多を以て、勝れたる一人だ。其の家譜に録載せらるゝもの、無慮五十三人を數へてゐる。而して和姫は實に三十三番目に當つてゐる。將軍と云はん乎、徳川幕府と云はん乎。此の夥多の子女を、甘く諸大名に分配し、其子は親藩、外様、譜代の諸大名に養子に遣り、其女は亦た同様嫡に遣り、併せて其の勢力を扶植するの方便とした。而して諸大名に於ても、幕府の意志を迎合し、之に由りて、或は家格を進め、或は幕府より特殊の利益、若しくは便宜を占得せんとしたるは、固より云ふ迄もない。乃ち財政困難の最中に、毛利氏が和姫歸嫁を請うたる所以——其實は幕府が諷して請は

和姫住居を建つ

しめたりとするも、亦た恐らく之を奇貨として、幕府より大いに得る所あらんとしたのであらう。文政十一年三月十五日、櫻田邸内崇廣邸の上棟式を擧げ、同廿八日、幕府より和姫の住所を、單に御住所と稱す可しと命ず。

松平大膳大夫齊元召して傳られしは、和姫引移らせ給ふのち、座所の事格には、守殿となへぬれど、こたびは諸事省略により、住居と稱すべしとなり。〔徳川實紀〕

和姫入興

同年九月五日、世子保三郎萩城出發、十月十五日著府、櫻田邸内の新邸に入つた。十二年十一月廿七日、和姫入興婚姻の式を擧ぐ。保三郎十六歳、和姫十七歳。固より諸事省略と稱するも、其實は此れが爲めに非常に出費を要したることは言ふ迄もない。

二十七日和姫御引移りにより、毛利甲斐守御迎としてまうのぼる。やがて和姫君大奥を出玉ひ、松平大膳大夫が、櫻田の邸に移らせらる。よて三家のか

たがた使し、溜詰譜代の大名はじめ、布衣以上までまうのほり、祝し奉る。二十八日、この日留守居番永井權八郎上使として、松平保三郎に、三百八十餅五種、五荷をつかはさる。保三郎よりは、毛利伊賀を使として、同じ餅五種、五荷を奉る。よて使のものに酒吸物をたまひ、巻物を下さる。

〔徳川實紀〕

新婦新郎の壯麗

新婦待遇

從來幕府より將軍の女を、諸大名に歸嫁せしむる際は、御守殿と稱して、特殊の待遇をなし、此れが爲めに、其の財政を困弊せしむるに至つた。這回は御守殿と稱せず、御住居と唱へしめられたるも、其實は御守殿と大差なく、櫻田邸の傍に、新たに四千坪の地を賜ひ、毛利氏譜録には、二千七百餘坪とあり、新殿を建築し、其の壯麗云ふ計りなし。其の普請等は、何れも幕吏の來りて董督する所となつた。而して其の婚姻の前後、饗宴、接待の設備等、何れも幕吏と打ち合せ、其の手数、其の費用、固より莫大であつた。齊元からの贈物は献上品と云ひ、和姫からの贈物は下され物と云ひ、保三郎

は其の夫人を奥方と稱へ、齊元等は和姫君様と唱へ、和姫の侍婢のみにても五十餘人、毛利氏譜録には四十八人と云ふ、其の俸錢は、毛利家より支給するものと、なつた。乃ち婚後毛利家より、將軍に贈りたる前記皆子餅五種、五荷の價さへも、二百五兩に上つたと云へば、其他は概して知る可きだ。

【五四】復た更に馳走米を課す

和姫逝去

和姫は歸嫁—文政十二年十一月二十七日—後、幾許もなく、其の翌年—天保元年—六月十日頃より疫痢に罹り、十六日に逝いた。されば世子保三郎との同棲は、纔かに半歳に過ぎなかつた。而して同年八月三日には、更らに又た向ふ五個年の大檢約を布達した。

また大檢約令

申の年(文政七年)より、非常の檢約を立て、僅かに借財償却の法を得ると雖

も、去年任官其他費用巨大、又更に借銀を増加するに至れり。於是不得已復本年より五年間、儉政の方法を立て、俸祿の半額を給與す可し。國家安危之期、萬々不得已の策、冀は諸臣皆辨了。専ら儉質を守り、公事を廢すること勿れ。

同じく老臣添書

此の如くして又たしも諸士俸祿の半額を、藩廳に收むることゝした。尙ほ此に就て、老臣等の添書には、左の如き申譯がある。

御所帶累年の御不勝手、於今一は必至之御難澁に及ばれ候段は、御家來中へも追々被仰聞下、以承知之事に候處、去る申年(文政七年)御代初、御兩殿様(齊熙、齊元)深き御賢慮を以、嚴重之御仕組被仰出、御家來中よりも、數年重き御馳走を被請、第一は上御實力之御餘光を以、年限中、御借財納入之目途も相立候處、先般若殿様(保三郎)御出府を始、姫君様御入興(和姫)御婚禮、其外去今年數廉之御大禮打續相續候而は、莫大之御入用、差當御繰出之手段も無之、御當惑至極之儀候處、大坂御用達中、其外諸國中よ

借財前々に倍加

りも、餘分之御借上銀を以、且々差懸る御仕送り相調候へ共、右之通古來未曾有之御用銀に付、自他之御借財前々に倍し。加之已往御地道之御通り方え掛候ては、年々之御不足不尋常、此上御家來中地下よりいかけ、年を疊ね重き出米被仰付候而も、往先之御目途も難相立、既に被及危急候趣、逐一及御聞候處、誠に國家御安危之境、深被遊御氣遣、上御居形を始、いか程之御不自由をも可被遊御堪忍に付、兎角往先之御仕組目途を建、相伺候様被仰出、種々其證議に及び候得共、根之御請ものへ御家來中、地下御馳走等を相加へ候而も、御地道之御凌方にも不行届程之積に付、御根借之利且納は、悉御新借を以、債被仰付候外無之候處、御國大坂に於ても、去年大段之御調達後に付、此餘御新借之道も不ニ相捌、無是非利且納は、御斷延被仰付候外無之事に候得共、是以自今江戸御仕送りを始、聊之御縁合も御自力を以、相調候御覺悟無之而は難被行儀、其上萬々上不慮之天災等有之候而は、忽御國民之飢渴にも

根借利且納斷延

可^レ至哉、進退御差問、御氣遣至極之事に候。雖^レ然、御家來中も、多年困窮之上、引續き重き出米被^ニ仰付^一候。而は、千萬取續之程も無^ニ御心元^一被^ニ思召上^一、何卒御馳走之儀は、輕目に遂^ニ僉議^一候。様、重疊被^ニ仰出^一寔に御思召之程、難有御事に付、猶又再三吟味を加へ積立申付候得共、追々被^レ盡御手を、種々被^ニ仰付^一、苦敷事柄をも被^ニ執行^一候。上之儀に付、格別之手段無^レ之、此餘御手後れに相成候。而は、益御大事にも可^ニ立至^一哉、彼是往先之御難澁被^ニ聞召^一、乍^ニ御心外^一、當年より來る午の年(天保五年)迄、往五ヶ年之間、半知之出米可^レ被^ニ仰付^一旨候條、於^ニ于下^一も、右御安危之境、篤と令^ニ勘辨^一、可^レ被^レ遂^ニ御馳走^一候。猶此上總之御甘も無^レ之事に付、いか程下差問有^レ之逆も、御取救等之道、全無^レ之事に候條、因循之風俗に不^レ泥、一分^レ之覺悟を以^テ、此期を凌ぎ、御奉公之志、可^レ爲^ニ肝要^一候事。

此の如く藩の借銀は、從^テ拂へば從^テ生じ。到底其下に向て誅求する以外に、全く其の方便なきに至つたのは、是非なき次第と云はねばならぬ。

又々五ヶ
年知出
米

只誅求
のみ

第十一章 防長百姓一揆

【五五】 山口、三田尻、小郡等に於ける一揆

諸所土民
騒動

財政困難は、漸次上から下への誅求となり、遂ひに天保二年七月廿六日には、山口、三田尻の庶民、嘯集、蜂起、連日所在の豪富の家を破壊し、其の騒動大方ならず、急に吏員を殺し、説諭して之を鎮靜し、終に其の巨魁を得て、之を捕縛した。八月二十一日また近郡庶民騷擾を生じ、九月二日、都濃郡福川、矢地の兩村の土民等暴動を起した。翌三日之を諭して家に還らしめた。

防府一揆

今其の顛末を記すれば、
七月廿六日、防府に於て、百姓一揆起り、中之關、大濱、宮市、三田尻の富豪毀たるもの其數七十八戸。
廿九日、山口小鯖より東の地方一味を催し、防府に押寄せ、山口にも亂入せ

御制を肯

暴徒六萬

山口勢暴

り。諸方鐘大鼓を鳴し、驚天動地の勢を以て進む。山口出勤の檢使、並勘場役員、大庄屋等、鯖山峠に於て、防府へ打越したる暴徒を屢ば抑制すと雖も、其勢猖獗にして、如何ともすること能はず。山口勢防府勢と、鯖川にて合縦し、曉鷄鳴比、鯖山より山口地方へ襲來し、檢使等頻に説諭を爲すも、横暴益々甚し。已を得ず、諸役員山口御茶屋へ引返へす、防府、山口同勢は、氷上御堀通り、山口三宮へ嘯集し、山口附近の諸村へ觸れながしに、大鐘を撞き、一味徒黨を煽動し、夜中に諸方面より三宮へ打揃ふ。其數凡そ六萬人餘に達せり。

但防府勢は、初め防府部内を蹂躪し、半分は大道より小郡口へ打入る。廿八九日、防府、山口、小郡三方より萩へ注進、櫛の齒を挽が如し。

八月朔日、一揆拂曉に起り、仁保市より暴行を始め、本町通り夜中に掛け、矢原、朝倉迄亂入せり。

二日、防府勢は朔日、防府より多數の賊徒不在に乘じ、潜入の通報により、

一揆に覺

朔日午時過半退去、殘黨は山口勢多し。夜に入り惣勢諸町を横行し、飲食其他種々難題を申し掛け、市中大に窘窮す。二日朝萩より代官出張、沖目代官四人取鎮めとして派出、粗々鎮定を告ぐ。

但四人の代官取納めにつき、一揆方願筋有之、代官へ受理す。一揆も書物を望むにより交附す。其趣左の如し。

- 一 みなく腹立尤に候。
- 一 上は御氣毒に被三思召上儀に候。
- 一 早々しづまりかへるへし。

吉田御代官 林喜八郎判
 船木御代官 市川久右衛門判
 徳地御代官 檜崎與兵衛判

同日阿武郡亦之に應じ、蜂起掠亂最も甚し。

小郡船木

三日、小郡船木一揆起る。

覺

同一揆への覺書

- 一 御國中富大一産物方被ニ差止一候様願之事。
- 一 穂上皮番所、以前之通御免被ニ仰付一候様、同斷。
- 一 寺社御普請所、茅篠藁繩等代錢之儀、古法行形之通、御詮議被ニ仰付一候様、同斷。
- 一 御年貢未進米に而相濟候様、同斷。
- 一 入替米以前之通、無利にして石割を以、御貸下被ニ仰付一候様との事。
- 一 御立山番扶持方、並さばい送り同以前之通。
- 一 溝堀飯米之儀、以前之通被ニ立下一候様願之事。
- 一 右廉々之趣、山口、三田尻御代官所にて、御詮議可ニ相成、都而之儀、各より御物筋え御詮議之儀、申立可レ遣事。

御代官六人

八月三日

同一揆鎮

小郡所在諸士三拾餘人、勘場迄罷出、此度之儀は、一揆と申にはあらず。盜賊之振舞言語に絶し候處、諸役人申談じ、一應取鎮め、萬一治らざる節は、一防可レ致覺悟にて、小郡川西之人數と、惣人數を相催し、其手當致し置候に付、一揆之者、川より此方へは、一向手出不レ申事、兎角之中、御代官御目付等出勤に付、旁手都合宜敷一揆治る。(毛利十一代史)

以上は最初に爆發したる情況の一斑である。

一揆勃發の近因

一揆突發の理由

七月十八日より毛利大膳大夫領中に、百姓一揆起りて大に騒動す。其故を尋ぬるに、元來長門周防兩國を領し、至つて勝手向も宜しく、諸侯の中にも斯かる身代のよきは、至つて稀なる程なりしに、近來者に長じゆるにや、至つて困窮に及びし處より、種々の新法を立てぬる中にも、領中所々に役所を立て、國中の産物何に寄らず悉く價易く買上げて、之を大坂に船にて積上げ賣拂ふ事になりぬ。斯くの如くなれば、是迄農商の利とせし事は悉く上の益となつて、下々大に困窮に及びぬる上に、諸運上の取立多く、其外富又大市とて、福引に等しき大博奕を免し、甚しきに至りては幾多に迄、格式を許し、槍を持たせぬる杯、何れも益を取つて免せし事なりといふ。斯かる有様なれば、

下々困窮諸運上多し

第十一章 五五 山口、三田尻、小郡等に於ける一揆

二六九

當路の
人

自ら穢多共の權威を振ふやうになりて、常に町在に出で、無法の事多しといふ。今年伊勢へ御蔭參の六十一年目に當り、天下一統の豐作にて、これ全く御蔭故なりとて、百姓一統大に悦び、其最寄々々に一群づゝ寄り集まりて御蔭踊をなしぬるに、産物役所、勝手方等にては、今年凶年にて米價尊くならざれば、是迄買入れし産物、米等にては大に損となる事故、何れも凶を祈りぬるが、阿武郡の沖に當りてあいなをの浦といふ所あり。(中の關より五里下といふ)。昔より此處に龍神住し、不淨を忌む。此淵へ黨にて蛇の形を作り、牛の生皮を剥ぎ取つて此二つを沈めぬれば、大荒に荒れ出で、大風を吹かせぬるといふ。既に四五ヶ年前の九州の大風にも、米を高くせむとて、下關の惡商此事をなせしとて専ら噉せし事なるが、此度は彼の産物掛の役人共相談をなし、七月十八日未だ夜の明けざる中に、此事をなせむとて、萬一人に怪まれむ事あらむかと、數十人供廻にて槍を持たせ駕籠に乗り御供にて出行きぬ。斯かる惡事なれば、誰いふともなく、百姓共の耳に入りしかば、何れも大に憤り、宮市といへる所に待伏して之を捕へむとす。斯かる事ありとは夢にも知らず、大勢の供廻にて出来りしを見ると、其儘打倒し叩きて追散らし、駕籠の中より引出し散々に打擲し、直に繩にて引くより、荷物の吟味せしに、牛の生皮ありしかば、此者を樹上につり上げつり下し、打叩きて責めしかば、初の程はいはざりしが、後には一々白狀に及びぬるにぞ、さらば産物役所は勿論、其掛の者共、一々叩き潰すべし。先づこれまで其事に就き頻りに私をなし、不義に富みし、庄屋年寄共より毀ち始むべしとの評定に及ぶ。兼れて村中に事あらば大鼓を打つべし、之を聞かば直ちに寄集まるべしとの申合あるにぞ、宮市にて天神山といへるに寄集り、大鼓を打ちしかば、其音を聞くも聞かぬも馳集り、人數三萬に餘りしといふ。中には庄屋共の制し止めて、従ふ事なき村なども

役人の
白

少々はありしかども、従はざるは悉く突殺すべしとて、少々殺されし者もありといふ。斯かる勢なれば、一統に申合せ、産物掛に少しにても故ある者は勿論にて、其外是迄米を買占めし者共、一々紙に之を記し、其道筋の順を立て、夫より三田尻へ出で、城下に到り道々の家を毀ち、道々の村々を從へ行くべしと一決し、掛引多人數故、大鼓にては行届きかねれば釣鐘にすべし。是も小なるは益なしとて、五六里も隔りし寺に大なる鐘のありぬるを借りに行きしに、坊主之を否みしかば、數々に打擲し、理不盡に奪來りしとなり。(浮世の有様)

米買占
人

一揆蔓延

一揆は更らに各地に蔓延した。八月廿日には大島郡小松村に、同廿一日には美禰郡大田邊前、大津、瀬戸崎等に蜂起し、人員五百人、家を毀つ數十戸、餘勢溢れて船木瀬戸村に入る。而して小郡一揆人員四百人、家を毀つ數十戸、而して

【五六】 一揆及び其の善後策

益々猖獗

萩城中震

村々益々騒動

山口代官の各村演

て美禰郡小郡宰判一揆人員二手に分れ、數千人に及んだ。

八月廿四日、美禰大津兩郡蜂起、頃日代官及目付物頭諸郡出張以て非常に備ふ。小郡、吉田、舟木邊騒動最も甚し、侵掠雷の如し。代官の説諭を用ひず、代官香川久右衛門憤怒に堪へず、百姓一兩人打殺す。

廿五日、明木、佐々波亦起る。先大津之に應ず。萩城中震撼恰も鼎の沸が如し。四境の隘路に一門寄組以下出張す。(草舎年表)

九月朔日二日に至り、尙ほ其の騷擾鎮らざ、同夕宮野中村に、亦た人民嘯集し、山口市中之に加る。又中尾村、平野村等にも騷擾が生じた。

斯る形勢なれば、藩廳に於ては、それ〴〵騷擾地方の代官其他を更迭せしめ、以て機宜に應せんと試みた。而して山口代官は、左の通り諸村を巡視して演説した。

一 此内諸郡騷々敷趣、御厄害不ニ容易一儀、言語同斷之事候。自今以後御國恩を忘れ候て、右様之儀有レ之候而者、不ニ相濟一事に付、此度分而申聞せ候

事。

附り 近比御沙汰之趣、行届可レ致ニ承知一候。是等深き御趣意筋も、有レ之事に付、兪略に心得申間敷候事。

一 百姓 其外沙汰筋不合點に而身柄之得手勝手を申立、無筋之願事仕者間々有レ之事に付、右様之者は、地下役人其外様子承り糺、彌々非法之趣に候はゞ、其趣意書を以、可ニ申出一候事。

附り 御代官所其外え手寄りを求、難題之事相頼者間々有レ之事に付、是等は沙汰筋之類にも相成事に付、心得筋肝要之事。

一 何によらず願事有レ之節は、多人數不ニ相催一警壹人にて道筋を経、於願出者、不ニ捨置、可レ令ニ詮議、若又地下役人共、等閑又は不ニ取上ニ於ては、願によつて各直にも承り可レ遣ニ詮議、多人數徒黨之願、大法有レ之候事。

一 地下役人心得に於ては、組内を懇にし、難澁之小百姓者、別而氣を附

徒黨願を禁す

地下役人訓示

可遣候事
 附り地下役人地下治め方に付而は、權威に不慕、身分之考へ、無益之おごり不仕様にして、時々之沙汰筋行届候様肝要に候。尙又依估最良之取計共有之、於ニ已後に洩聞候時者、急度答方申付候事。

一 都而地下人之心得之者、第一上を敬ひ、御沙汰筋を相守、組合親類睦鋪相互に因相、若々心得筋不、宜もの於有之は、互に氣を附、相存寄相加へ、善事之押移り候様心得肝要之事。

一 當郡給領餘分有之に付、百姓中公儀之御沙汰者勿論、給主より之沙汰筋をも、能々可ニ相守一候事。

附り御藏入給領之儀者、何角と問々申結も有之候へ共、左様之儀、甚不可然に付、諸事陸敷可ニ申合一候事。

一 地下役人、其役申付る節、問々不ニ心得申もの有之、是等は其器に當り候者詮議之上、申付候條、此段能々相心得可ニ申候事。

地下役人採用法

宿役人之訓示

一 宿役人之儀は、數多之人馬取計候事に付、別而廉直之令ニ沙汰一節、於ニ役場、喧嘩口論等不仕様取捌可ニ申候。尙又旅人其外え對し、不束之振廻仕間敷候事。

農業出精百姓褒美

一 百姓中心得に於ては、貞實を專とし、農業令ニ出精一候ひしものは、地下役人共より可ニ申出、手子之者、其外を以聞繕せしめ、右様之者は、屹度褒美等可遣候。是等之輩多人數有之度候事。

一 近年不作勝之所、當秋之儀は別而非作と相見へ、百姓中に於ても、競之事に付、刈上げ收納皆濟旁、友々相勵可ニ致ニ出精一候事。

一 宰判内住宅之諸士數多之儀に付、地下人無禮、慮外等仕間敷候事。

一 手前其外村廻り之節、引受之儀も、定法之番、輕き一汁一菜、尤所ニ有合之品に而相濟せ可ニ申、尙又無酒にして差出可ニ申候。役人衆、手子之儀は、別而節々廻在之事に付、右に準じ引受可ニ申候事。

附り休泊共に障子張替、屋敷廻り掃除等に不、及、彼是と於ニ心配一は、無益之

代官廻村馳走省略

人遣有之、第一地下不爲之事に付、乍爾事幸にして非禮非儀、仕間敷候事。

商人心得

一 穀類其外諸商、仕候者、脇並より、諸商高直に有之候て、おのづから商も薄く、是等之儀、心を相用候へば、自然と所之氣受も宜敷商買繁昌之基に付、此段心得有之度候事。
右前條之趣、是等はいづれも承知之事に候得共、手前當郡御役昨今之事に付、心得筋申聞せ候條、身分之業、定忘却不仕、第一御厄害之儀出來不仕様心得、可爲二肝要一候事。

卯九月

御代官

赤川九郎左衛門

直接行動の效果

以上は單に一郡の事であるが、之を以て他を類推す可きであらう。要するに百姓一揆の直接行動は、上記によりて見るも、多少の效果はあつたものと云はねばならぬ。

〔五七〕 百姓一揆に付き齊元の親書

毛利氏租法

毛利氏財政の慶長削封以來、直に困難に陥りたる事情は、既記の通りだ。(參照田沼時代、七一)輝元が六國一安藝、備後、石見、出雲、隱岐、及び伯耆、備中、各半國、故に六國と云ふ一を削られ、周防、長門二州に追ひ籠めらるゝや、始めは七つ三分の租を取つた。即ち百分の七十三を民に取りて、官に納むるのだ。爾來或は百分の五十となり、四十となり、所謂五公五民、四公六民と云ふ場合もあつたが、馳走米などの附加税ありて、他藩に比して、寧ろ概して苛税であり、士民何れも之に困んでゐたに拘らず、削封以來餘儀なき不幸として、忍受してゐた。

苛賦誅求愈々甚し

然るに天保二年の一揆に至りては、隱居齊熙(清雲公)が、葛飾邸に在りて、頗る豪華を事とし、和姫の歸嫁にて、特別の出費を要し、其他種々の事情錯綜し、士の祿は半知となり、民の馳走出米は倍額となり、其極八公二民、九公一民(毛

一擧の責
官にあり

齊元訓達
本文

身の不徳
を嘆ず

利十一代史の苛斂誅求に及び、而して苟も收入の足しとなるものは、富籤にあり、劇場にあり、之を公許し、士民の疾苦を顧みるに違あらざるの情あつた爲めに、遂に已む可らざるの勢に迫られ、爆發を見たものと云はねばならぬ。

されば此の一擧は、其責固より民にあらずして、官にありとするを至當とす。乃ち天保三年七月十日及び十八日、諸臣を萩城に召し、齊元及び隱居齊熙の親書をば、細頭を以て、左の如く訓達した。

百姓共及騷動事、前代未聞之事候。當家之儀は、格別之家柄に付、累代補佐之老臣、歴々有之儀、在役之面々、其外之家來中も、御先祖已來、御代々様被掛御目被召仕來候譜代恩顧之家筋之者も、百姓共元就已來數百年分國に令居住、御代々御恩澤を蒙たる者共に候得ば、彼是政道筋も、餘國に超越し、上下一統其心入も他に異成事候。然ば公儀之都合、他國之外聞にも相拘候程之騷動無之筈候所、肝要於國中一目途可成、我等元來不徳之上、庶流より出たる身柄に付、自然と威光も難立、其上家督以來所帶令ニ逼迫、政道筋も所存通難ニ行届、法度號令も次第に緩せに相成、風俗頹廢し、人心正しからずより起りたる事に候。然も我等一人の不徳、申聞する事にも不及事に候。第一正統の御譲を受、御代々之御政道え瑕瑾を致し、剩大殿様御目鏡え御曇を懸候段、不及是非次第に付、責而寸志を立、此已後急度前非を改、公儀の御役、當家之規則、格別候事。其餘我等身柄に付たる事は、嚴重に令三省略、所帶再興之一助にも備度念願候。是迄か程之所帶向とは不存寄、無益之物好を以申付たる事は、先達而取除申候。常々上之情下え通、下之情上に達し候時は、上下一和し、互に辛苦を忍び、實意を以、取行ふにおゐては、政道正しく、自ら儉約も相立へし。然に上下之心隔り、萬事在中にて相支へ候仕方にては、相違之筋出來せしめ、甚以不相濟事に候。是迄家來中えも數年重き出米を申付、孰も令ニ困窮候段、察入事に行掛りたる難澁をば、乍調心外之至、不及是非次第に候。然ば家中孰も君臣之義を重じ、累代之恩義を考へ、穩便之心得を以、

物好取除

諸役採用に就き

實君臣合體を欲す

遂ニ其節一候段、神妙之至感じ入たる事候。此已後も、我等心底を察し、愈以質素儉約を相守、今暫難澁を堪忍し、時節を相待往々奉公之心得、肝要之事候。諸役之面々は、其仁之功不功、或は人才に寄て申付事、勿論之所、動すれば縁引を以吹舉せしめ、又は賄賂を請、取持者も有之様相聞、是當家古來之法度たれば可ニ相守、猶又國家盛衰は家中之氣方、國中風儀により候段は、孰も勘辨之事候。文學武藝は正路に趣く根源たる間、泰桓院（吉元）様、深思召を以、明倫館御造營被遊、追々御教諭被仰出一候通、其已後御代々思召を被爲繼、於ニ我等も同様之心得に付、家來中老若申合愈文學武藝を勵し、氣方正しく風儀も改り、空飾を去り、實意を專とし、御代々之御教諭を守り、君臣合體之心得を以、當家之家風令ニ興隆、上下之所帶令ニ再興之様可ニ心掛一事、別而肝要候事。左候は、忠義は不レ及レ謂、其身之先祖へ對しても、可レ爲ニ孝道一事候。此旨得と令ニ勘辨於るては、我等可レ爲ニ祝著一者也。

一揆の影

以上の齊元親書を見れば、此の百姓一揆が、如何に重大の影響を、一藩の上に及ぼしたるか、想像するに餘りある。

【五八】 一揆の跡始末

齊照訓諭

葛飾邸に隱居しつゝ、ある齊照も亦た、左の如き親書を發して、士民を訓諭した。從來所帶難澁之上、追年臨時の物入有之、乍ニ心外一家來中えも無ニ餘儀、重き出米申付、連々貧窮相迫り候趣、委細承心痛之至也。依レ之今般上向之配當、一統半減申付、萬事手元より令ニ省略、非常之節、儉約相用、追々借財納細、家來中馳走出米をも有免申付度存念。然ば夫迄之所、身分之苦心難忍事に候へ共、古語に水能舟を浮へ、又能舟を覆とあれば、譜代恩願之筋目、君臣之道を不致ニ忘却候様、國中安危之境、深令ニ勘辨一事

水能舟を覆へ又能舟を覆す

藩廳より

候。勸忍を宗として、何卒上下一和に申合、此時節を凌ぎ、國中靜謐之心遣遂に於ては、御祖宗之神慮に相叶、我等父子之安心、祝著たるべし。若又不得之輩有之時は、御祖宗之冥罰、謝するに道なかるべきもの也。要するに士民の忠義心に訴へて、其の苛税の申譯をしたるものだ。又た藩廳よりの訓達、左の如し。

人氣狂動の事

牛馬之皮骨等船積取扱之儀は、追々之御沙汰も有之、天明年に至り、十一月より翌年三月迄之外は被差留一候。然共密々には穂上にも取扱仕候哉に相聞、於下々に之行形ながら、皮番所立置き、致制方一來候向も有之、去年七月山口小錦村に而、岩見屋嘉右衛門と中者を、皮取扱候と相疑ひ差留候。砌、鳴物之相圖を以、多人數相集り候より、人氣を狂動せしめ、其事に拘はらざる諸郡端々迄も、古來未曾有之騷亂出來し、公邊之御届、御外聞にも相拘り、上不二一通御苦勞被思召一事候。依之先達而は郡用方を被廻、農家之生業より始め、諸事之心得筋に至迄、令申論一被仰付、其

徒黨嗷訴の禁

勘辨仕候而は、可有之候得共、數百年御持傳之御國內に、遂御百姓一來候。御國恩忘却せず、上え對し御恨も無之者之所在としては、下方私之意趣に依而、如去秋一狼藉亂妨におよび候段、返々心得違之事に有之候。多人數申合相集り候を徒黨といひ、一味同心して愁訴斷申立るを嗷訴とて、天下之大禁なれば、乍御不便、公儀より被定置一所に御仕置をも被仰付之の外無之候。然は何事によらず、可相願儀有之ものは、其筋々を經、御代官所へ申出、其沙汰を受可申候。皮番所能立、制道仕候連も、鐘鼓等之鳴物を相圖として、多人數相集り、騷々數差留候様之儀不仕、速に地下役座へ申届、差圖を受可取計一候。如斯沙汰被仰付之上、若相背者之儀は、公邊向上御首尾相にも拘り候儀を引出し、大逆の至に付、當人は不及申、庄屋畔頭共をして、勤方緩せ之儀に付、重被相答一全御容赦之沙汰不被仰付一候條、此旨能々可相心得一候事。

辰(天保三年)七月

始末審檢

尙ほ七月十九日、藩主齊元歸國し、去年諸郡士民嘯集の始末を審檢し、諸役人をそれ〴〵懲罰に附した。而して國家老毛利藏主には、左の如き罰状を與へた。毛利藏主事、諸郡百姓、中去秋令ニ騷動一件、沙汰筋不行届に付、公邊御届相成、御發駕御延引被遊、御外聞へも相拘り、不〆容易儀に立至り、職役中之儀、思召を以蟄居被ニ仰付一候事。

百姓等への訓令

尙又た一揆に關與せる百姓共への訓令は、左の如し。

諸郡騷立候 百姓中

右徒黨強訴御制禁之儀は、嚴重御沙汰筋有之候處、令ニ忘却一諸事佞心を以疑心を起し、徒黨強訴に及び、剩莫大國財を破戒するは、甚以亂妨狼藉之至り、不〆恐ニ上を一次第、不〆謂事に候。依レ之發頭人を始、夫々御咎被ニ仰付、其餘之者共、一統咎之品も有之候得共、偏に格別之御了簡を以、無ニ其儀、被レ遂ニ御宥免一候。然上は、慎而諸事御沙汰筋相守、自分之産業專遂ニ出精一候様可ニ心掛一候。

財政困難 依然

此の如くして、一先づ此の事件は落著した。然も財政の困難は、依然として改善せられず、今や其の負債高八萬貫目を超ゆるも、只だ姑息偷安を事とし、その状、恰も弊船に乗じて、深淵に臨むが如くあつた。當時村田四郎左衛門等、屢ば改革の案を立てたるも、吏議因循、遂ひに之を行ふの機會を得るに至らなかつた。

保三郎の配慮

【五九】世子保三郎の告文

抑も天保二年七、八、九、三個月に亘れる百姓一揆の起るや。世子保三郎（齊廣）は、江戸にありて之を聞き、痛く心配し、早速膳の菜數等をも減じ、内書を以て、葛飾邸にある老公—齊熙—及び君公—齊元—にも、陳ぶる所あり。老公は之を見て感服措かず、御直目附福原三郎左衛門をして歸國し、之を傳へしめた。

告文一般

其文頗る長きが故に、今ま之を節略して、其の一斑を掲ぐることにする。
 民は天民なるうへは、固より己が有にあらざる。是を愛すれば従ひ、是を愛せざれば違ふ、豈畏れざるべけんや。……余不肖なりと雖も、生れて既に世子たり。故に幼より學を好み問を求め、修身、齊家、治國の義を明にして、冀くは烈祖の光を對揚せんとを欲す。……既に情性を抑へて、再婚を辭し、歸國を遏む。(案するに和姫の逝くや、幕府は齊廣に、再婚す可きを命じた、齊廣之を辭した)是安民堅本損上益下の一端を爲んがためにして、余が裁斷する所也。……連年國用足らずして、妄りに士俸を減じ、民の賦斂を重くす。嗚呼哀哉、士民何の罪かある。是に加るに冠婚葬祭、繼に兩三年をも經ずして、大費數度に至る。……退て按ずるに此等莫大の費用は、專皆余が爲の故也。今に至りて臍を割とも益なし。故に余小心翼翼、身を以て先せずんば、何を以てか、民の膏血を償ひ、以て其罪を謝するに辭あらんや。古へより國昇降ありと雖も、上下の因厄、今より甚だしきはあらず。實に二百年來未曾有の事也。……

莫大の費用が爲

烈祖の惠

士民と貧困を同う

今や非常の節儉を行ひ、以て損上益下の謀をなすべき時也。……余や世子の身にして、未だ國政を聽にあづからず、封内の事今日の議すべきにあらざる。唯附屬陪從の官吏のみ余が命に従ふべきの臣也。今や東役已に二三年を過ぐ、可レ恕哉、其祿米を減じ、妻孥隔居し、憂々憊々たることを。此故に非常の節儉をなし、小惠を施し行ひ、以て余が萬一を謝せんと欲す。

恭しく惟に烈祖(元就)舉義兵一たまひてより、矢石を冒し給ふと、大小二百二十六度、若くは三百度に及び。……今大小諸士の祖先、各其軍に従ひて忠戦を勵まし、君臣共に碎身粉骨して、以て十州若くは八州を兼有するを得、是豈他あらんや、皆孫謀を吾儕後嗣に貽し給はんがため也。方に今二州偏小なりと云ども、指を海内に屈すれば、十家を下らざる大諸侯也。餘烈の子々孫々に加被する所大にして、君臣永世其賜を受け、今其碎身粉骨の昔を思はず、徒に太平の世に歡樂し、奉職無狀ならんは、何を以てか、祖先の勳勞に報ん。……故に余親ら非常の節儉をなして、士民と共に貧困を同

するの行ひを成し、損上而益下、民を保じ、國を安ずるの微旨を致し、以て昊天烈祖の心に答へ、以無窮の罪戾を免れんとす。……嚮に云ふ如く、士民の困窮、邦内の悲嘆、悉く余が婚娶の事に起りて、大に兩尊公の寢食を安じ給はざるに至る、實に是長く大息の至り也。

出入を量り
るの法

面從諛言
の吏

尙ほ此の告文に附言を添へた。今其要を掲ぐれば、夫治國の法は、古道に従ひ、入を量り出すを制し、領内一年の入を四分にし、其三分を以て、國家一年の費用に當て、残る一分を以て、不虞の備となすこと、古聖王の大法、國家不易の常道なり。……余や蒙昧不明にして、未物情を解せずと云ども、幸に自國(燕)に生長し、當時の風俗を熟觀するに、其吏たる者、大率面從諛言して、毫も國家の得失を言はず、徒に君上の所欲に従ひ、敢て後來の災を顧ず、公用足らざるとあれば、金を借て其急を辨ふ非法をなし、厚斂を行ふに非ずんば、如何してか國歩の艱難を運び、數歳の用度を支ふべけんや。是に於てか妄りに士俸を減じ、屢民斂を重く



毛利齊廣畫像(公利毛元昭氏所藏)

姦吏營私

し、……以て君上無_レ涯_レの用に供す。君上固より其事を聞_レざれば、徒_レに思へらく、國用已に足れり、人民已に安せりと。……餓_レ率途に轉じて後宮歌舞をなす。……是に至りて姦吏其間に乘じて、私を營み財に徇ひ、家宅を營造し、妻妾に娛樂す……是余が親しく見聞する所にして、實に惡むべきのことに非ずや。しかのみならず、近世種々の非法をなし、或は刺牌の場を始め、或廢居の局を造り、領内の財を取盡し、下民の窮困を顧みず、以て國家積年の負債を償んと欲す。……重_レ之_レ子孫繁榮各殿に別居し、且大婚數萬の費へ、歳を経ていへざるを以てす。……於_レ是乎父子不相見、妻孥分散して、如_レ此の變を生ずるに至る。……是を處置するの法を案ずるに、祖宗の舊典に從て、其訴出せる箇條を許し、速に弊を改め、民心を安んせしめ、一切非法を以て金銀を徵るの政を禁じ、前に云ふ四分一の大要用ひ、上を損し、下を益_レの制度を行ひ、子孫繁榮各殿を構へるをば、一殿に若しくは二殿に聚居し、衣服器財及び萬事の用度を省略し、諸官吏を減じ、江府及び他邦

四分一の大要用ひ

實は諸官吏彈劾書

へ出る現金の費を省き、君臣刻苦して非常の儉を服行せば、國用年を追て不足なきに至りつべし。國用不足なきに至る時は、民間の賦稅薄きに至るべし。賦稅薄きに至る時は、民自ら其處を得ん。是乃ち安民撫育の良法にして、其本は節儉の功に出づるに非るはなし。

以上の告文及び附言は、實に藩主及び藩の執政者、諸官吏彈劾書と云ふ可きもの。其の言往々書生の空論に類するも、當時齊廣は十八歳の青年であれば、固より深く指摘す可きではあるまい。但だ彼が「即今二州騷亂一に官吏の徵歛より起りて、全く下民の罪にあらず」と云ひ、「今其の事勢を察せず、其の實情を考へず、強て直ちに之を囚へて、結黨の罪を處せんとす。是れ無罪の民を罪するなり。」と云ふに至りては、實に一切の葛藤を、切截したる名判決と云はねばならぬ。

齊廣の人

【六〇】 齊廣志を行ふに違あらずして逝く

齊元は天保七年九月八日、萩城に在りて逝いた、享年四十三。其の養子、即ち養父齊熙の子、齊廣その跡を相續した。時に年廿三。

齊廣は、少にして賢明の譽れあつた。其師林衡(大學頭述齋)の如きは、彼を稱して亞聖と云うた。彼は文學を好み、藩儒山縣半七(頑號太華)及び林述齋に就て教を受けた。其の涉獵したる經史諸子より名言格語を拔萃し、更らに之に附するに自家の意見を以てしたるもの三卷。述齋之に題して事斯語と云ふ。是れ則ち彼の好學の紀念と云ふに足る。

其の文學の素養

而して和姫の逝くや、みさご草紙を著し、悼亡の至情を演べ、自家婚娶の爲めに、百姓を煩はしたるを歎じ、自警の意を叙した。其の百姓一揆に對する告文は、既記の通りだ。(參照 五九) 若し夫れ彼の陳情の作の如き、詩經に擬したるもの、亦た以て其の文學の、素養の等閑ならざるを見るに足るものがある。

逝去

經綸一斑
革輿記

天保七年十二月十日、遺領相續の命を承け、同廿三日、大膳大夫と稱した。而して廿九日に逝いた。されば彼は跡目相續以來、未だ全く二十日を經ずして逝いたのだ。彼や曾て「革輿記」を著はし、自から藩主となりたる際に、其の舉行せんとする經綸の一斑を陳べてゐる。其中には、随分彼の卓見とも云ふ可きものがある。

一 初入國早速非常之大儉を行ひ、古器を賣り、撫育金半分過も播散し、残りは只御手傳、或は臨時の出費に備置き、何分己を損し、人を益するの謀を行ひ度事に候。

一 節儉之目途略相立、國歩小安に至り候節立ニ義倉、周レ急而不レ繼富、而金銀融通致させ度存候。民心不定之内は易レ生ニ怨望一候へば、先可レ爲ニ無用一候事。

一 富候上は、村々心學流行致させ度事に候。
一 小學を建て、明倫館へ附屬致し、幼より可レ養ニ其才一事。

義倉の事

小學を建てん

一 初入國初宿にて、長村村老を召親して、民間の疾苦、人物之得失、早速尋度事也。

一 初入國早速當役手元篤實敏學之者を可ニ撰定一候事。

但右當職は尤人才を撰び、其職に協候様に致度候。若千石以上に其無レ之節は、千石以下にても増石申附、其職に協候様に是非致度、尤留守居加判は、増石可レ爲ニ無用一候、是不得レ止之處置也。

一 雜戲は國太平に治り候上にては、忠臣義士の事を知らしめ、忠義の志を勵し、一つには老尊長様方への孝養にも可ニ相成一候事。

一 足輕以下の學校を建て、明倫館へ附屬致し、上下の勢異なれども、萬事明倫館へ準じ、時々老中見分も有レ之、篤實の人を其内より撰び、足輕以下の役に用ひ度候。必不可ニ他舉一事也。足輕たりとも、助政事之一端に候故、人物を撰び度事に候。

一 地下庄屋は、百姓の心に任せて入札を致させ、其内にて篤實なる人を取

足輕學校
を建てん

志實行に
違無し

敬親養子
となる

幸なりし
毛利氏運
命

用ひ度候。左候て其人^{そのひと}之得失^{とくしつ}、内密^{ないみつ}に聞繕^{ききつろ}ひ、黜陟^{ちつしつ}致し度候。其他^{その他}官吏選舉^{くわんしせんぎよ}の方法^{ほうほう}とか、民政^{みんせい}とか、金融^{きんゆう}とか、教化^{けうくわ}とか、種々^{しゆく}の箇條^{かてう}がある。此^これは彼^{かれ}が入部^{にやぶ}の上^{うへ}、自^{みづか}ら行^{おこな}はんとしたる所^{ところ}であつたが、不幸^{ふかう}にして彼^{かれ}は、其志^{そのこころざし}の一片^{ぺん}をも行^{おこな}ふに違^いあらずして逝^いいた。而^{しか}して幕府^{ばくふ}の法^{はふ}、相續^{さうぞく}者^{しや}なくして死^しすれば、國除^{くにのぞ}かる、を以^{もつ}て、其喪^{そのも}を秘^ひし、天保^{てんぽう}八年正月^{ねんしやうぐわつ}九日^か、齊元^{なりもと}の庶^{しよ}長子^{ちやうしん}猷^い之進^{のしん}を萩^{はぎ}より出府^{しゆつぷ}せしむ。二月^{ごわつ}二日^{にか}猷^い之進^{のしん}、萩^{はぎ}を發^{はつ}し、三月^{ごわつ}二日^{にか}江戸^{えど}櫻^{さくら}田^だ郎^{らう}に入る。五日^{ごにち}養子^{やうし}の願^{ねがひ}を幕府^{ばくふ}に出^いし、敬親^{たかちか}と名^なく。八日^{やうし}養子^の許^{きよ}可^かあり、此^こに於^おて敬親^{たかちか}世子^{せいし}となる。十四日^{じゅうしにち}齊元^{なりもと}去歲^{きよさい}夏^{なつ}以來^{いらい}病氣^{びやうき}の旨^{むね}を届^こ出^いで、十五日^{じゅうごにち}病^{びやう}篤^{あつ}を届^こけ、十七日^{じゅうしちにち}正午^{しやうごせいきよ}逝去^{せいきよ}を届^こけ出^いづ。然^{しか}も其實^{そのじつ}は去歲^{きよさい}十二月^{じふごにち}二十九日^{じゅうごにち}逝去^{せいきよ}したること、上記^{じやうき}の如^{ごと}し。

若^しし此^{この}事^{こと}が假^かりに綱吉^{つなよし}時代^{じだい}にありたりとせば、毛利^{まうり}氏の運命^{うんめい}未^いだ知る可^べらずだ。されど家齊^{いへなり}時代^{じだい}には、幕府^{ばくふ}の外様^{さざまだい}大名^{だいみやう}に對^{たい}する態度^{たいど}も、頗^{すこ}る從前^{じゆぜん}と同^{おな}じからず。特に齊元^{なりもと}は、曾^{かつ}て和姫^{わひめ}の夫^{むこ}であり、將軍家^{しやうぐん}齊^{いへなり}の尊^{むこ}であつた緣故^{えんこ}もあり、幕府^{ばくふ}も

頗^{すこ}る大目^{おほめ}に看過^{かんか}したのであらう。

此^{かく}の如^{ごと}くして齊元^{なりもと}の庶長子^{しやうしん}敬親^{たかちか}は、毛利^{まうり}氏^し十二代^{じふにだい}の主^{しゆ}となつた。而^{しか}して敬親^{たかちか}が所謂^{いはゆる}の忠正公^{ちゆうせいこう}である。

第十二章 毛利敬親時代の財政整理

【六一】 毛利敬親の初政

毛利家の不幸打撃

毛利家の不幸は、實に打ち續いた。天保七年五月十四日には、隠居齊熙逝いた。同年九月八日には藩主齊元が逝いた。同年十二月廿九日には藩主齊廣が逝いた。即ち八個月以内に、三人相ひ接して死亡し、その跡に齊元の子敬親は、毛利氏十二代の主として出で來つた。當時の落首に曰く。

世の中は富と芝居の芥子あえ、ばかからう(家老)て舌(下)がたまらぬ。と如何にも、聚斂誅求、上司其人を得ざるを諷し得て妙だ。

大洪水來

十九歳の青年たる彼は、全く財政困難の眞中に飛び込んだのだ。それは常習の困難に加へて、上記の如き臨時の事件あり、更らに臨時の大變と云ふは、天保七年六月長防二州に於ける大洪水で、特に萩城下の如きは、八丁土手と云ふ堤

財政愈々窮

防が潰決し、萩城下は過半水に浸された。敬親の初政は、實に全く財政にて行き詰りであつた。

當時毛利家の負債は、銀九萬貫、金に積れば先づ百五十萬兩と云ふ巨額に上つた。當時の國相益田越中元宣は、所帯方の長屋藤兵衛を大阪に遣し、金策を命じたが、當時大阪は大鹽亂後であり、且つ前年の饑饉の餘を受け、一人として之に應ずる者なく、已むを得ず長屋は江戸に上りて、其旨を敬親に告げ、此に於て在府の重役を、敬親の前に會し、評議の末、國より支給を徵することとなつた。

極端の儉約厲行

國相益田は到底之に應ずる見込がないから、辭職を申し出た。然も彼を措いて其人無いから、重役等は其旨を敬親に告げ、敬親の命にて彼に出府を申し付けた。而して兎も角も極端の儉約を厲行して、一時を彌縫した。而して敬親自身も絹布を廢し、綿衣を著け、其の食膳の如きも、痛く節減した。

敬親初入都

斯くて天保九年四月江戸を發して、最初の入部をした。時に敬親は常例を破り、

村田香川の財務擔當

輿を去りて馬に跨り、菅笠、木綿紋附羽織にて乗り込んだ。されば士民は皆な感激した。斯くて同年八月四日に、村田四郎左衛門、香川作兵衛に、江戸御仕組掛りを命じた。即ち此の兩人が、江戸に於ける財務擔當者となつた。此れより先益田越中は、天保七年三月、國元より江戸に送りたる書中に、地方手元役の井原十右衛門が、辭職を申し出でたるに際し、村田でなければ、當時の難局を濟ふ者は無いから、當時江戸在勤の彼を、是非此方に請ひ受けたと、江戸家老の梨羽頼母に依頼した。當時村田は大殿様附(隱居齊熙)で遂ひに果さなかつた。然も今や齊熙は逝き、其の殘務も完済したれば、村田も漸く其力を伸さんとするの位置に出で來つた。

新規御仕組掛申附

然も改革の業は、容易に其端を發する譯には參らない。天保十年春には、敬親亦た江戸に上つた。而して當職益田越中は、木原源右衛門、山田市郎左衛門、長屋藤兵衛を、更らに御仕組掛に申附けた。即ち彼等は何れも財政整理の委員

村田重用

とも云ふ可き者共であつた。而して敬親は更らに天保十一年二月十八日歸國した。通常の歸國は四月を例とするも、國元の改革事件が、氣にかゝつたもの見え、敬親は特に幕府に願ひ立てして、正月十八日に江戸を發足したのだ。

江戸國兩家老の交換

改革には人を得ねばならぬ、人を得るには、其人に力を伸ばす位置を與へねばならぬ。されば敬親は村田四郎左衛門には江戸方用談役を命じた。用談役は、參政で、家老の用談に參加するもの、即ち政廳で最も重要な位置を占むるもの。其次に當る手元役以下、其他一切の事務を與り聞くを得るものなれば、其の威權も自から赫々たるものがある。此に於て始めて村田の意見が、實際の政務を貫徹せらるゝことを得た。

此れと同時に從來國相即ち國家老の益田越中を、江戸家老即ち行相に轉せしめ、從來江戸家老の加判役毛利藏主房謙を國家老となした。國家老は固より一藩の内政を司とるものにして、權力重大なるも、江戸家老は、藩主と直接し、藩主と聲息相ひ通ずるの便宜あるが爲めに、改革の第一著手として、益田を此

に轉任せしめ、而して益田、毛利兩人をして、専ら相ひ議して、此の改革總管の事に當らしむるの目的であつたであらう。益田は毛利家削封の當初、財政整理の任に當りたる牛菴（元鮮）の後である。而して藏主も亦た篤實老練の士、なれば兩人相待つて、先づ各其の所を得たと云ふ可しだ。

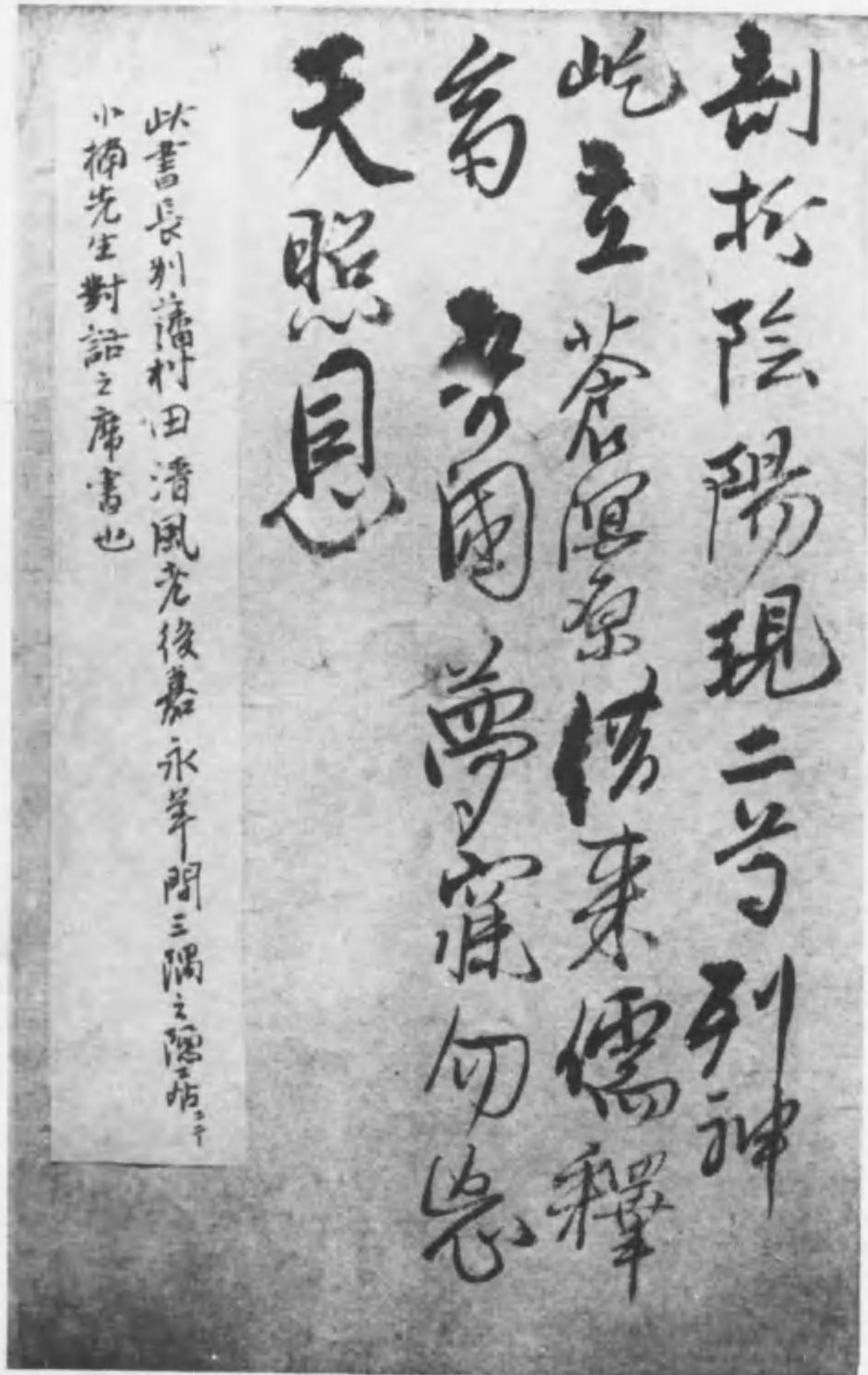
【六三】 村田清風の意見書 (一)

新規負債

毛利敬親襲封の際に於ける、財政最困難の事情は、前記の通りだ。(参照 六一) 然も其の翌天保九年には、長防二州風水の害あり、又た幕府から甲州諸川修治の賦課あり、其額六萬兩に上り、爲めに銀千三百貫目の負債を、大阪に起すに至つた。

調査取掛

却説一方には既記の如く、財政整理に付て、それ〴〵其人々を撰任し、(参照 六一)



此書長判藩村田清風老後嘉永辛卯三隅之隱居 小楠先生對話之席書也

村田清風翁自作詩書ハ家叔徳富一義君小楠先生隨行遊歴ノ際齎還リタルモノニシテ附書ハ家翁洪水老人ノ筆也 著者識ス

(藏所者著) 書詩作自風清田村

清風意見
書本文

太平虎口
前の奉公

而して天保九年頃から、萩城中の獅子廊下に一局を設け、それ／＼調査に取
り掛つた。而して敬親の天保十一年二月歸國するや、彌よ其の事に付て、擔任
の諸臣と諮る所あり、七月七日に於て、會議を開らさ、各々其の意見書を提出
した。今ま試みに其の重なる一人、村田四郎左衛門のそれを、左に掲ぐるであ
らう。

御改正に付申上候事

一 事新敷申上には御座候得共、私共御治世に押移、本職虎口前御奉公
不申上、貳百餘年御大恩之中に代々家子相育、唯組並み御役而已相勤、又別
役被召仕候節は、御仕成被下置、冥加至極難有仕合奉存候。
御三靈様御照覽可被爲在、少も私心無御座候。左候得ば、此度の御改
正一件は、御國家御安全之本、四民御仁澤に浴し候御興隆と難有奉存
候。乍去唯今迄遅滞之事、御引興被成候得ば、行成に泥み候人心に付、
事柄之艱難は、太平虎口前之御奉公と落著仕候儀に御座候。恐多事には

議事等の
べきか

御座候得共、追々御政事筋之儀に付申上、又は取計仕候中には、自然と不遜之様に見候儀も可有御座一哉、尙更事柄之艱澁より心得違に而、讒訴等事も可有御座一哉。左様之事も御座候はゞ、表方御札可被下候。有體之處可申上候。心ならず不行届も御座候はゞ、御寛宥被成可被下候。此段差越候申上には御座候得共、不容易一御改正と奉存候故、乍レ恐申上置候事。

借銀大敵
退治の法

一 是迄御仕興成立不仕譯は、偏に私共取計不行届故と奉存候。今月今日より清廉之身固仕、正心誠意を以、御借銀八萬貫目餘之大敵御退治之御手傳可仕候。しかし當節之大敵、一旦御挫御座候共、量入爲出之法を以、平生臨時之御規格相立不申而は、又々八萬貫目之大敵幾返りとなく、出來可仕候。依レ之御返済之儀は、其役座は勿論、兩人役、御用所役、御所帶方、先手被仰方、後來之大敵は、兩御職座、御祐筆、遠近方、先陣に被成御定、兩御手元座は、同心同和之鹽梅、抑揚褒貶之御手傳專一

目安七箇
條

之事に奉存候。凡左之通目安七箇條を以申上候。

一 御威光之事。

一 上御うづ高く御奥深く被爲在候御事に而は無御座一候。上下之御親深く、下情篤と被爲爲知召、御仁心下々まで、行届候様被仰付儀に可有御座一候。御先祖様御創業も、此御一事より始り申候。太平打つべき候へば、上下否塞、古今之通弊に御座候事。

一 信賞必罰之事。

一 ○○○之事 (此の一項標目不明)

一 地江戸諸役所之奥底、御打かへし、被成御覽之上、被仰付一方可有御座一候事。

一 從來地方江戸方と申榜示を建候より、御爲に不相成儀出來仕候。

上下親み
の事

地方江戸

右榜示御破り被レ成候事。

一 吉凶 其外御臨時用有レ之時、一件兩御職座え差出、漸御借銀を以て御立塞 相成、利息且納によつて幾年となく、御馳走掛有レ之、御家來中、未々より百姓 共に至迄、困窮に迫り、御仁心不ニ相立候事。

一 御返濟相調候年月を追、後之御借銀之深被レ成ニ御立塞、御返石被ニ仰付候事。

一 尋常之節は資格、非常之事有レ之時は、拔擢之事。

以上所記は、七箇條目安中の二個條である。

【六三】 村田清風の意見書 (二)

村田清風の意見書は、尙ほ下の如く續いてゐる。

一 風俗之事。

- 一 御大臣之御方々、御兩國之御手本之事。
- 一 諸役人御法相守り、清廉身固之事。
- 一 武器第一、世具は其次之事。
- 一 御家來中女子綿服之事。

御仕與度々國家危急と被ニ仰出候へ共、地江戸諸役所御貸付銀莫太有レ之。困窮に迫り候。人心信服不レ仕候。國家は富士山之据張之様に無レ之。御座一而は、不安儀と承及候。惣而御貸付銀多きは、貧窮者多分無レ之。御仕法不ニ相立、下を煎揚候苛政と承及候事。

但諸役所も、非常之節は、帳面而已之御手當に相成可レ申哉之事。

一 富國之事。

- 一 治亂は奢儉の二字より生可レ申候。
- 一 御上之御寶は、人心父母のなつき候處に可有御座候。下を煎揚

女子有付の仕度

強兵之事

候 米銀の倉は、怨の集り處と承 及 候。吉田三千貫より十三州御手の廣がり候は、此一條に可有御座一候。幾回も高拾五萬石、銀千五百貫目を以、量入爲出之御改革相成、平生非常之御手當可仰付一候事。

一 上々標方御配當は、素米定之御知行に而、御臨時は其中より御引除相成居、御立塞被成度御事御座候。

殿様御所帶御不足と申候而も、公儀え被仰願一様義無御座一候事。

一 御女子様御有付之御支度は、御先方之御分限に應じ、御仕向可被成候。御家之御格式御持込より、右之御振合千秋萬歳御折合可宜趣候事。

一 上々様方、御繁昌に従ひ、御配當も御こらへ合之事、古法と相聞候。

一 古來より之出產之外、興利之説は御制禁、専力田御せり立之事。

一 強兵之事。

一 御家來中文武之學、御せり立、嚴島御陣之節、隆景卿三浦越中守と御鑓合之事。

一 御家來中貧窮に付、公儀御内輪共に、御定之軍役人數不足、御一大事之事。

一 足輕以下其業御せり立、其組有て、其人無之、非常之節、是又御一大事之事。

時勢之事

一 時勢の事。

一 時は只今、勢は御上よりの事。

至誠之事

一 至誠の事。

一 古語に至誠神に通ると申、御上下の誠、不易に御座候はば、いか様之御大業も成就可仕候。是迄御仕與三四年を不待して、崩ぎ。文政三辰年以來、二十年、前後に三四度御仕與被仰付一候而も、御家來中より百姓迄、貧困に相迫り、御借銀は倍員數と相成、御仕與之詮無御座一候。

此一條此度御仕組之大眼目と奉存候事。以上。

四郎左衛門

是れ清風
覺書

以上は恐らくは村田清風が、演述の手控であり、覺書であり、それを其儘差出したものであらう。されば單に其の文字を以て見れば、如何にも語りて詳かならず、説いて精しからざる憾みがある。されど意を以て之を會すれば、彼が改革意見は、上記の文言によりて、能く其の要領を得るに難くない。尙ほ當時に於て、彼の心事は、其の門人兼重慎一の所記、能く之を盡してゐる。

清風心事

先生嘗て慎一に、其往事を語りて曰く、予は少壯より銳然志を立て、幸ひに政府に登用せられ、要職に彷徨する二十餘年。其間毎に時事を抗論し、事協はず、職を退けられたる幾回なりしに、天保十一年に至り、又政府に上任する事となりたり。此時は已に衰老（五十八歳）に赴きたるを以て、躊躇せしに、情ら考ふるに、此時君公は新に統を繼ぎ、國事の衰頽を憐み、崇文公（齊廣）賢明の遺志を嗣ぎ、衰頽の藩政を、大に改革し、隆盛の祖業を恢復せんとす

清風僚友

る志益々鋭し。政府内を回顧すれば、官長たる益田越中は、英敏強力、大夫間の巨擘たり。僚屬とする香川作兵衛、中谷市左衛門、山田市郎右衛門、長屋藤兵衛、小川善左衛門などは、共に爲すことあるべき人材、其他の數人も皆能く其職に適したると謂ふべし。從來の弊政は、已に極點に達し、改革は一日も逡巡すべからざる體勢なり。於是憤然自決し、我が心事を盡し、決死國に酬ゆべきは、是時なり。古に言ふ、時なる哉、不可失と、袂を投じて職に就き、拮据鞅掌四年の日月を經過したり。（兼重翁財政史談）
惟ふに是れ全く彼の心事であらう。彼の目安七箇條の一なる「時は只今、勢は御上より之事」の如き、實に至言要語と云はねばならぬ。

【六四】 財政改革の著手

御仕組掛
の意見書
提出

村田以外長屋藤兵衛、小川善左衛門、木原源右衛門等、何れも剴切の意見書を提出した。而して七月十三日(天保十一年)に至り、茲に彌よ成案を得、毛利藏主、益田越中は、藩主敬親の前に出で、其の決議書を以て、藩主の意を伺うた。今茲に其文を掲出す。

決議書本

御案返の
時節

此度御改正之儀は、太平二百餘年驕奢因循之舊弊を、洞春公(元就)以來、御代々様被立置候古法え被成御興復、御國政御素返之御大業に而、不易儀に御座候。慶長五年より百二拾餘年を経、享保年中公儀者吉宗公、御當家は吉元公御政道御改革被成、夫より百十餘年、天保年に至り、驕奢之弊風益々相加り、世體大に變じ、又々御素返之時節に立至り候。既に去々年(天保九年)御兩國御請高御末家よりして、御家來中、其外諸御配を除、残り高凡を拾五萬石此内石貫銀有之候付、米高にして拾萬石餘銀千五百貫目之御本所務四ヶ三を平生之御遺用、殘四ヶ一を天災吉凶之御臨時用とに相定候。量入爲出之御目途相立居候事に付、兩職同心一和之力を以、事に隨ひ物

後年借銀
無きの政
道

に應じ、輕重緩急之差別を立、御祖宗之古法に依り、御伺可申上候。乍去時勢は日夜に推移候へば、一概に古法に相泥候時は、又柱に膠するの弊有之候。依之天和元年以來二十六度、御仕組御仕法之中を相考、寶永度には壹萬五千貫目之御借銀に而、拾萬石之御居形、正徳年には五萬貫目餘之御借銀に而、上御綿服被爲召、享保年には貳萬貳千貫目餘に而、上々様方御仕渡員數定も有之、其外當節之御時合えの當之御仕法を撰、國家は儉に興り奢に廢之道理を以、猶又不容易御窺をも可仕候。偏に是迄之御借銀、悉御返濟相成、後年絶而御借銀出來不仕様に御政道御改正被成、永々以、上々様舉而被遊御安氣、御家來中、未々より、百姓町人に至迄、御馳走御宥免之御仁澤之中に、天年を保ち、朝夕國家御安全、御武運御長久之禱り仕候様に有之度事に御座候。尤其例無之事に於ては、和漢之古法に隨ひ、利害得失を論、いづれ米高拾萬石餘、銀高千五百貫目之中に而、平生臨時之御仕法相立候様仕度奉存候。不才之私

可敬親の許

共、甚以奉恐入一候へ共、公を奉じ私を捨、誠心を盡可奉伺候間、上御正心御直裁之御英斷を以、御規定被相立、御改正被仰付一候は、追年御治功も相見可申哉、此段奉親候。

敬親は此の伺書に對し、慨然として許可の意を表した。即ち速かに改革に著手す可く、その爲めには自から如何なる難澁をも厭はざれば、諸役人に於ても、何れも忌憚なく意見を開申す可く、又た各員奮發努力、以て此の難局を濟はんことを告げた。

會計豫算の公示

此に於て此際の改革は、先づ一藩の人心を定むるを第一とす可く。その爲めには、財政困難の現状を、逐一公示し、其の改革の一日も忽にす可らざる所以を詳細なる計算書に掲げて、之を一般に布告した。從來の改革は、只だ官廳限りの仕事として、その爲めに恒に貫徹を缺くの憾みがあつた。されば村田四郎左衛門其他の建議にもある如く、先づ一藩の人心をして、改革の已む可らざる所以を自覺せしむるの必要よりして、茲に「御兩國御物成受拂目安」即

其の内容

ち今日の言葉で云へば、一藩歳出歳入會計豫算表を公示した。

右の表に就て見るに、藩の收入十四萬六千六百六十一石餘、此の御所務米銀合三千七百九十貫目餘、其中江戸方請二千二百九十五貫九百目餘、地方受一千四百九十四貫三百目餘、又た天保十一年子歲借金高八萬五千二百五十二貫五百目餘、此の利且納(利且納とは利子は元より其上に元金の幾分を、割賦にて返済するを云ふ)六千四百六十八貫目、外に家來中旅役勘渡八百六十五貫目、合計七千三百三十三貫目に對して、家來半知、地下米五升の出来を申付、其の收入五千二百四十三貫九百目、地江戸是迄の御儉約建にて、立出銀五百七十五貫四百目、合計五千八百九十貫三百目、差引不足一千五百十三貫七百目、其他山代阿武郡、美禰郡百姓困窮に付、當子歲御仕組入目九百貫目、臨時諸郡洪水其他の費用一千貫目、合計三千四百十三貫七百目が、全く歳入不足である。

長藩財政の窮迫

仕組掛任

獅子廊下
閉局

借金調べ

防長の收
入

清風が國へ歸ると、忠正公は直様御召出しになつて、仕組掛即ち財政整理掛と云ふ役目を命ぜられました。それに香川作兵衛といふ人を御附けになり、其の後木原源左衛門、山田市郎右衛門、長屋藤兵衛なども参加いたしました。財政整理の調査に取掛りました。當時人才の拔擢には最も心を用ゐられたに依り、政府の要路は人物揃ひと云ふやうな事になりましたが、其の頭腦は固より村田清風であります。又香川作兵衛の外に小川善左衛門といふ人も居りました。會計の事には精しい人であつたと見えて、やはり財政整理の方の掛りとなり、是等の人々が別に城内の獅子廊下と云ふ所に一局を開いて取調べを致しました。其の閉局は天保九年でありましたが、十一年の二月に忠正公が江戸から御歸りになりました。其の七月に至り村田清風を始め獅子廊下の各員が調査を結了して各々意見書を上りました。此の時村田清風等の調べたものを見ますと、借金が八萬五千二百五十二貫目餘でありました。之を村田清風は八萬貫目の大敵と稱へ、此の八萬貫目の大敵を退治しなければ、國が立たぬと云ふことを常に申して居りました。八萬貫目と言へば今から考へると左程大金でもないやうですが、當時は總て米を基と立てましたので、言はゞ米價本位と云ふ様なものでありませう。それで米は幾許で買へるかと云ふと、百目二石替と云ふのであるから、錢が百目あれば、二石の米を買ふことが出来る。それで此の八萬貫目餘のものを米に換算して見ると、殆んど百六七十萬石のものになります。三十六萬石の身代で百六七十萬石の借金があつては耐りませぬ。こゝで防長の收入のことを少し御話して置きませぬと分りませぬが、防長の總收入は高八十九萬五千五百五十八石五斗餘となつて居ります。其の中で徳山、長府、清水及岩國の吉川家への分配を始めとして、家老以下足輕中間に至るまでの知行扶持米を殘らず控除すると、十四萬六千六十一石餘といふこと

になります。併し是れば高でありますから、現米にすると二萬八千五百十八石餘にしかありません。さうすると高十四萬石、即ち現米二萬八千石餘を以て百六七十萬石の借金を拂つて往くのですから、其困難は一通りのものではありませぬ。尤も此の米の外に畑税があります。畑税は銀納であつて、之を石貫銀と申しますが、其の石貫銀が八百七十貫目餘ありました。それで今の高十四萬餘石のものに八百七十貫目を合せて、銀目に直しますと、二千二百九十五貫九百五十八匁程になりますが、其の他に小物成が千四百何貫目程ありましたから、總收入合計三千七百九十貫目餘となります。三千貫目の全額を以て八萬貫目の借財を返すとすると、誠に困難の次第でありますのに、其の三千貫目の中から殿様の御入用と一藩の政費を引かなければならぬので、皆な借金の方へ向けると云ふことは出来ませぬ。故に此の八萬五千貫目の借金の始末を附けて、財政の整理をすることは非常に困難であつたことが分りませう。(中原邦平著、忠正公勤王事績)

【六五】 歳計不足の公表

豫算説明

尙ほ其の歳出歳入の豫算表に附するに、更らに左の如き説明を以てして、之を

公布した。

右之通御兩國之御受高を以、年中の御入目に差引候處、大段之御臨時無
 之年柄に於ても、定法御借銀と相成、況天災吉凶之御臨時有之年に於
 ては、忽御借銀山高に相成、已に古來無之當節之御借銀、利且納之手段も
 無之に付、御家來中半知、地下より重き出米被仰付、猶且出銀等をも被
 仰付候得共、當子歲御不足銀三千四百拾三貫餘、更に御引當無之、先達而
 以來、種々及ニ評議といへども、未其目途不ニ相立、誠以國家之御大難、
 此時に相迫り候。縦へ八萬五千貫目餘之御借銀は、不ニ容易御手段を以、
 追年御納込相成候ても、是迄年々御借銀を以、御通り方の流弊御改不
 被成而は、後年又々御大借と相成、恐多き事ながら、上いか程御仁心被爲
 在候而も、行末かけて、御恩澤下え不ニ行渡、御家頼中を始、御國民之困窮、
 際限無之、不及ニ是非次第に立行候。依之此度御先祖様方、古來より被
 建置候御作法により、流弊之改正被仰出、御吉凶之御臨時は素より、平

子歲不足

定用臨時

武備弛緩

大決心を示す

生之御通り方を始、嚴敷會議被仰付、定法之御物成拾四萬六千石、此内石貫銀
 有之に付拾萬石餘に當銀千四百九拾貫目を以、御定用御臨時共に相調
 候。量入爲出之仕組被仰付、御家政御再興可被遊と思召被立候。第一御
 國は海國之事に付、外寇之御手當肝要之儀候處、御家來中も多年之貧窮に
 相迫り、近年武備別而相弛、洞春公（元就）以來之御規則も不ニ相立、深御心外
 に被思召候。前條之御積り物は、御密用物に候處、此處無ニ覆藏一拜見被
 仰付候。都而年序を歷るに隨ひ、諸事多端に相成、御費も右に準候得ば、
 前斷御所帶之大樞勘辨せしめ、いか程無據筋も候ても、御改正之御主
 意の重きに立競、省略之吟味を盡し、御政事興隆之御手當、可被申上との
 御事に候。

此の如く公明正大に、一切の内輪を打ち明けて、歲計不足の事實を公表し、以
 て一大改革の已む可らざる所以を詳にし、以て一大決心を示した。而して八
 月七日に至り、更らに一般諸官廳に、左の如き諭告を發した。

このたびは御改正之御主意を以、御仕組被ニ仰付候間、御役座へ於て、厚く得失利害を考、氣付之廉、書面を以可ニ申出候事。

一 舊弊御改正之義は、必金銀之上より遂ニ詮議候儀に無之、いつとなく仕來事、御家格御作法之様に相成候儀も間々有之、都而流弊改り、簡易之古法に復候はゞ、自然と御費も無之様可ニ相成候。此段能々可ニ被ニ相心得候事。

一 他役所え掛り相候儀は不レ及レ申、假令御上通りえ相拘候儀に而も氣付之儀、無ニ用捨可ニ被ニ申出候。御詮議之上、何分之沙汰可ニ被ニ仰付候事。

一 當勤之御役座は勿論、是迄所勤之御役座にても、氣付之廉有之候はゞ、可ニ被ニ申出候。尤内密に申出候儀も有之候はゞ、印封にして、可ニ被ニ差出候事。

右之通能々被ニ相心得、一旦之氣付に無之、事に當り物に應じ、假令道理薄

き事たり共、無ニ用捨追々可ニ被ニ申出候はゞ、御奉公之本意に可ニ相叶候。此段附屬之役人中えも、可ニ被ニ申出候事。

如何にも改革の熱心と云はんよりも、真心が現はれてゐる。即ち言路を洞開して、大いに諸役人共の意見を徴した。此れは彼等をして悉く改革の主旨を奉體し、改革の主旨に獎勵順するのみならず、彼等自身をして、自から進んで、改革者とならしめんとするの目的であつたに相違あるまい。此の如き順序もて、それ／＼改革は實行せられた。

【六六】 所帯方の評定

却説先づ財政整理の手始めに、特別會計として別途に年々積立てつゝある撫育局に、天保十一年、十二年、十三年の三箇年支出する分を、會計本部に繰り入

るゝととした。

天保十一年八月朔日、思召之旨有之、御家來中並末々迄、御救惠被仰付一度に付、御撫育方御引除に相當り候御馳走石之儀、御遣方被仰付、當子年より來る寅の年迄、三ヶ年之間、地方へ渡切に被仰付候。尤御撫育方之儀は、重き御仕法有之、米銀之儀に付、卯年（天保十四年）よりは、往方之通、御撫育方請に被仰付候事。

右之通被屹控置候様に被仰付候事。

此れと共に八月廿一日に至り、又た左の如き綿服令が出で來つた。

天保十一年八月廿一日令

御家來中多年不勝手に付、自然に武備弛みがちに相成、内輪雜費は令増長候事に付、此度御主意有之、女子之衣服、男子に準じ、綿服に可被仰付候事。追而差支無之様、何分之沙汰被仰付候。此段爲心付、内意相違候事。

綿服令

社寺修用金穀の運

而して之を實施す可く、それ〴〵詳細の規定を示した。九月七日に至りて、社寺其他諸種の修甫金穀を、財政整理の基本資本に運用するととなつた。

御所帶方へ（按ずるに財政整理局とも云ふ可きもの）

上々様方御納戸銀、社寺祠堂銀、御役所修甫金、諸組脩甫米銀、御家來中並地町永納米銀御借銀帳へ付記相成、此利米銀之儀は、御家來中並百姓共より之御馳走を以、永々御拂方相成候仕組に付、實に御所帶之大厄、御家來中並百姓共骨がらみ之貧病と相成、永々此米銀御納切不レ被仰付候。而は、いか程上御仁心被爲在候而も、徹底不仕根元に御座候。其外諸役所修甫米銀之儀も、御家來中地町に於て借捌被仰付、其利息を以、永年御拂出被仰付候。一旦は宜敷目論見之様に相見候得共、此後御政道相立、四民富有之節に相成候。而は、此御仕組は崩れ可申事眼前之理に御座候。左候得ば、永々以四民貧窮者多分無之而は不レ相調仕法に付、甚以御不

從來仕組の大厄

親氣無き仕方

國民貧窮之基

越荷方仰付方法

其の主眼

仁之御仕組に相當候。たとへば弟の物を取、兄に與る道理にて、親氣無之被爲成方御座候。古來より御國中四つ物成之良法と候ても、此借米銀相添候ては、八つ九つ之物成にも相當(即ち八公二民、若しくは九公二民)御國民貧困之基と相成申候。尙又御撫育方借捌之米銀逆も同様之事、下知支配所に、知行米塞り居候者、借財手段無之に付、知行所百姓名前にて、田地質入仕候事に付、萬一領主不納有之時は、田地御撫育方え取揚被仰付候節は、甚以御不仁之被仰付一方、況百姓成立之世話仕候御代官として、百姓亡所に及び候。證文之奥書證印仕候事は、不謂次第に御座候。依之此御仕法被差止、下關入幡方役所へ越荷方兼被仰付、四國九州より奥羽北國之米穀、綿、鹽、干鯛等、大立候物幾千石より乃至百石、五十石迄之質物取極、御貸銀被仰付候は、御國外之利足を以、御國中を培養被仰付候、御富國之術にも相當可申哉。

要するに百姓を相手に利殖する方法を止めて、之を四國九州、奥羽北國より下

關に輻湊する、米穀、綿、鹽、干鯛等の諸商品を質物として、貸付く可しと云ふが、其の主眼だ。

右頭人撰

左候は、越荷方、入幡方頭人檢使兼帶被仰付、一番手又は二番手詰に交代被仰付、右詰中御役勤振嚴重に而、利息も積通相備候は、交代之節は、自然御心付銀之外に、右利銀之内を以、一際御褒美銀にても被下置、尙又宜敷役並えも轉役被仰付候は、勵にも相成、勤方引立可申哉。尤最初人柄之御僉議之節、篤實貞正にて、利勘之野取宜敷者御選舉專一と奉存候。

年一度勤

役人衆手子後付等も、右に準じ、人物撰御仕成をも被仰付候は、番手坐に被仰付、いか程の内願、又は人材相應之者とても、後年御仕法之崩れに相成候事に付、直詰不仰付御法に被仰付一度候。左候而、御所帶方衆、御撫育方衆、一ケ年一度充棚おろし之勘定究被罷越、其年之利分は根役所へ差候様、可被仰付候。若取糺之上、不埒之儀有之節は、重

所管、撫育、嚴密、區別の事

御答可被仰付一候。第一御所帶銀、御撫育方銀、混雜不仕様帳分け、箱分け等、嚴密に可被仰付一哉。又は役人衆以下は別段に可被差出一哉。絶而融通之取交は不仕様、御兩職座より御書付被差出、若も御仕法取混候節は、頭人役人嚴密に御當り可被仰付一哉。

右御仕法被相行一候は、幾千貫目にて、御國外之利息御國中入り、御富強之名策、此上有御座一間敷候。尤御撫育方にては、當分より其御仕法も相調可申候へ共、御所帶方之儀は、御大借之事に付、追年利高之御借財御納入相成、五朱利銀之株御納込初候節より、其儀被相行一可申哉。乍、唯今諸郡御立山多分有之事に付、萩御城御用木諸郡にて、御惱所之御圍木被殘置、其外之御立山は、三十番山とか、五十番山とか被成御定、年々札入にて、功者之山師之者被仰付、御賣拂被仰付一候は、御徳益相備可申哉。右銀備次第越、荷方役へ被差出一候は、追々皆成就之上

立山入札の事

右要領

は、御家來中百姓共之貧病之根も御裁切相成、行末かけて、上御仁心行届候。御仕法にも相成可申哉。尙得失御撫育方地方に於て、篤く僉議被仰付一候。但頭人役人は、選舉は兩人之中一人宛、地江戸より被差出一候。御仕法に可仰付一哉。要するに百姓相手の利殖方を一變して、國外より輻湊し來る諸商品を質物として貸付。且つ山林の保存林を除くの外、之を入札に附して輪伐し、其の徳益金を亦た前記の方法に、使用す可しと云ふにあり。斯くて如上の議は彌よ御所帶方に於て、評定相決した。

【六七】藩主の意見を伺ふ

所帶方證
實職一決建

諸人困窮
の基

幣市米銀
貸付の弊

元米銀名
目あり融
通現銀無

備銀

半知一德
成

前記の主旨に就き、所帶方にて詮議一決し、十一月三日（天保十一年）には彌よ左の如く、藩主敬親に其の採納を伺ふに至つた。

當節地江戸諸役所諸支配、修甫銀、仕與銀、備銀、御惠米、其外種々の名目にて、御家來中を始、足輕以下より百姓町人に至迄、貸付米銀有之候。其元は四民御取救之僉議に而、其法相立候處、只今に至りては、年月を追、利息を加へ、餘程之大米銀と成、全御仁惠之心は捨り、偏に諸人困窮之基と相成候。行詰候處は、支配仕與地下仕與と申立、公米銀を申下仕候。被ニ差出一候米銀とは、拾四萬餘、千四百貫餘之御所務は、平生之御遣用に不足之事故、御家來中、地下よりの御馳走出米を以、被ニ差出一候。其修甫米銀只向多分に相成候故、下え貸付候事も身上不相應之貸銀仕、於ニ于下一は、五朱六朱之利安銀故、くり巻にて不用之銀高も借受、壹割餘も廻し方仕、小躬なる者も、何時となく金遣荒く、侈も長じ、又は利潤之心にて、利高に預置候處、御仕組入、或は質物不締りの貸付にては、及

損毛、身上困窮に迫り、終に御厄害に立至り候部も不少。右に付ては、一役所中之御心付銀も多分に相成、風俗も不レ宜、或は年寄を求め、種々の手段を以、借得之者には捨遣し、又は色々故障出来、取立不レ相成、元米銀之名目も大造に帳面に残り居候得共、融通現銀は無レ之役所柄も多く御座候。諸支配地下向共に不算之者え貸付候分は、いつとなく催促も不レ仕、年序相立、山高に相成、俄に及ニ催促、借得者も手段にたへ、下々に至り候ては、持傳之組にもはなれ、重代之田祿も賣代なし、總て修甫米銀は、四民貸殺之基と相成候。

以上は諸種修甫銀其他の名目の下にある米銀を、士民に貸付くるの弊害を宣べたるものだ。尙ほ備銀とあるは、諸士の借銀を、官の手元にて世話するものを云ふ。只今之御仕法にて永々御取立相成候時は、御馳走掛半知も、一徳成にも相當、地下四つ物成之法は、九つにも相當可レ申候。

半知一徳成とは、即ち知行半分課出するを半知と云ふ、例せば四石の知行を二石與ふること。一徳成は更らに其の半知を四分して、其一を官に納め、其一を取るを云ふ。此の如くして六公四民の良法が、九公一民となる結果を來たすと云ふ意味だ。

風俗衰微の基

此借米銀に付ては、振り前引、又は賄賂等種々の惡事有之、右を取扱候而、すぎわい渡世に仕候者も多分有之候て、御政事不相立、風俗衰微、上いか程御仁心被爲在候而も、永々御仁恵不行届、根元に御座候。尤、脩甫米銀無之ては、不相建一所柄も可有御座に付、先達而奉候。下關越荷方、其外上關室積等之要津、被差出、御仕法手堅被仰付、他國よりの利息を以、御國中潤澤の御仕法被仰付、可然哉。左候得ば、先諸役所諸支配諸郡等之脩甫改革被仰付、其理へ當り候、御仁政之御仕法、可被仰付。哉、右之脩甫米銀多分取扱仕候故、役所中之御用も年々繁多に相成、古來よりの御定の外に、役人員數も増、手子小使に至り候ては、

脩甫改革の事

只英斷を要す

餘程の増人數に相成、遠近方に於て、四千人餘之足輕以下之人數拂不足に相成候故、御雇之者多人數被召抱、下地御不足之御所帶、増々御拂底に相成候。此御改正は御英斷にて不御被仰付ては、種々の利害申立、容易に難被行可、有御座候。宋朝の王安石が青苗錢の法を行ひ、宋世の天下困窮に及候、主意にも相當可申哉。地江戸向々之役坐に於て、僉議可被仰付、哉、奉伺候。

藩外商品に貸付の方法

要するに從來各役所には、種々の名目を以て、米銀を貯へ、それを士民に貸付けて、その利を取りつ、あつたが、その結果は上記の如き弊害を醸し來つた。故に此等は一切財政整理の方面に使用し。而して藩内の士民相手を一變して、専ら藩外の商品に對して貸付をなす可く、茲に新たなる發展の方法を見出した。斯くて十一月二十三日に至りては、左の布達をした。

立山賣拂御出

此度御立山御賣拂被仰付候。付ては、根之御法も可有之候へども、御難澁之御時節に付、少も御返濟之御助にも相成、一年も早く御馳走御宥免之沙汰

被_レ仰付_一度、御旨意を以被_レ仰付_一候事に付、其向之役人共、御旨意筋を存じ、諸事無_レ抜目_一誠實に取扱候様可_レ申聞_一候事。
此の如くして、愈_レ官林伐採の事を實行した。

【六八】越荷方の施設

藩主一家
まで經費
節減

改革の手は、藩主及び其の家族にも及んだ。
上々様御配高も、凡享保年分御規格に因り、御定可_レ被_レ仰付_一哉。尤御多人數之節は、御こらへ合之御仕法をも被_レ仰付_一御少人數之節は、御餘計御見除被_レ置、長久に御國家御持續之御法當節可_レ被_レ定置_一哉。尤此節御執行之事、御馳りも可_レ有_二御座_一候へども、たとへ不_レ被_レ相行_一候とても、御法之事は、先に定置度御事奉_レ窺_一候。

諸國商品
に貨付開
始

越荷方趣
意

此の如く藩主其他家族も、享保年度の規格に基き、それ_レ其額を限定した。而して大阪、江戸等の債権者に對しても、或は利下げをなし、或は元金の仕拂を繰り延べ、種々の方法を凝らした。然も最も著名なる施設は、下關に越荷方を立て、積極的に該港に諸國より來り集まる商品に對して、貨付業を開きたることであつた。

今般赤間關え越荷方役座被_レ差立、檢使役人出張被_レ仰付_一御所帶方銀、御撫育方銀等被_レ差出、現貨物藏入にして、貨捌被_レ仰付_一候付、左之御趣意を以僉議被_レ仰付_一候事。

- 一 是迄於_二八幡方_一、貨捌相成居候御撫育方銀之義、現貨物、現銀等は當越荷方え野取渡被_レ仰付_一、券狀質貸其外仕組入等に而、只今現銀不_レ相備、引渡難_二相調_一分は、取縮相成次第、利銀は御撫育方へ送出、且納銀は越荷方へ渡方被_レ仰付_一候事。
- 一 御藏建調入目銀之儀は、越荷根銀之内、假拂にして、立出被_レ仰付_一年々

貸銀下詰

納利子及滞納の定め

蔵入物に、敷銀備りを以て、月別五朱利付にして納入被仰付、假排込皆済以後は、御蔵修甫根銀と申名目にして、越荷根銀え受添利廻し被仰付、追々損じ所、取締等御入目立出可被仰付候事。

一 南部御用屋敷之儀は、新地會所よりは、餘程相隔居候。越荷之儀は、潮相に付、出船入船之都合有之、時々出入之便利不而、貸方不融通にも相成候付、檢使本締、日々出勤被仰付候事。

一 御貸銀之儀は、正銀三貫目金子五拾兩を下詰にして、其餘小質之儀は、取組不被仰付候事。

一 御所帶方銀、御撫育方銀不相混、根帳合被仰付置、御貸付之儀は、無ニ其差別、惣貸銀根銀高え割合せにして、兩役受に被仰付候事。

一 利銀之儀は、利箱別請にして、留り次第、兩役所間迄、送出し、被仰付候事。

一 御貸銀月別九朱利付にして、貸捌被仰付、右利備りの内貳朱は頭取之者

頭取

質物目利の事

迄、被立下一、壹朱方は別段引除可被仰付置候事。

但貸方之儀は、三ヶ月物限りに被仰付、萬一返納不埒之節は、利揚足質等仕、證文改被仰付候様、品により時節後れに相成候質物之儀は、速に取揚賣押被仰付候事。

一 頭取之者、長府御領にて、一兩人體成者被仰付、質物目入違等にて御損銀相成候節、償之爲、後口質差出置候様被仰付候付、人柄詮議被仰付候事。

但新地にては、是迄勤掛之内、兩三人被殘置、其餘は不殘御引せ被成、都合四五人位に被仰付候事。

一 質物目利之儀は、頭取之者無疎事には候得共、控之ため、越荷方、根手代として、役所付にして、商ひ方心得候者、貳人程可被差出に付、人柄詮議被仰付候事。

一 中使横目として、心得之者一人、相應之御恩被立下一候て、可被差